

1. ソニービジネスソリューション株式会社	1
2. 一般社団法人 日本知財学会知財教育分科会	2
3. 国立大学法人 山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター	6
4. 一般財団法人 知的財産研究教育財団	7
5. 一般社団法人 日本映像ソフト協会	8
6. 日本製薬工業協会 知的財産委員会	9
7. 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会	11
8. 一般社団法人 日本民間放送連盟	12
9. 日本製薬団体連合会	14
10. 一般社団法人 日本音楽著作権協会	17
11. 一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会	19
12. 日本弁理士会	22
13. 一般社団法人 日本レコード協会	29
14. 一般社団法人 インターネットユーザー協会	31
15. キヤノン株式会社	37
16. ヤフー株式会社	38
17. 特定非営利活動法人コモンズフィア	40
18. 日本弁護士連合会	43
19. 中小企業有志（東京ブラインド工業株式会社等）	45
20. 日本行政書士会連合会	48
21. 一般社団法人 発明推進協会	50
22. 公益社団法人 発明協会	50
23. 知的財産人材育成推進協議会	51
24. 株式会社日本国際映画著作権協会	53
25. 一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン	59
26. 一般社団法人 日本知的財産協会	68
27. 瀧野国際特許事務所	82
28. 吉本興業株式会社	83

法人・団体名
1. ソニービジネスソリューション株式会社
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
昨年アーカイブサミット、iPRESS、産学官フォーラムに出席させて頂きましたが、今後デジタルデータが爆発的に増大し、その重要性が益々高まる中、その大事なデータの安心、安全で廉価な長期保存を実現する必要性が格段に高まっています。特に予算が限られた中で、万が一の電磁パルス攻撃にも耐えうるデータ保存方法として、昨年デジタルアーカイブ学会の長尾会長に Optical Archival Disk (以下 ODA) の話をさせて頂いたところ、『長期保存に適した媒体の情報がなくて困っていた。そんなに適したものがあるのであれば、是非、関係各所に周知徹底してほしい』とのアドバイスを受け、今般デジタルアーカイブジャパン実務委員会の議題に追加して頂たくご連絡しています。 ODA の主なポイントは以下の通りです。 1. 100 年間保存の高い堅牢性 2. メディアマイグレーション不要（LT0、サーバーは 5～10 年毎） 3. 低運用コストの実現（通電の必要性なし：わずか約 700W で約

1. 7PB を保存)
4. 高堅牢性 (津波で浸水したり、電磁パルス攻撃があっても影響を受けない)
5. ライトワンスメディアによる改ざん防止・真正性
6. 高速ファイル転送 2Gbps (250MB/s) 以上
7. ODA メディアは SONY/PANASONIC 共同開発による高信頼性 (主な採用事例: 東名阪キー局、準キー局、理研、防災科研、東大、東北大、九大、広島平和記念資料館他多数)

以上、今後ともデジタルアーカイブ関連のシンポジウム、セミナー等には積極的に参画し、微力ながら国のデジタルアーカイブジャパン構築のお手伝いができればと考えておりますので、一度、実務委員会ご担当者様のお時間を頂き ODA についてご説明する機会を設けさせて頂ければ幸いです。

以上、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

法人・団体名
2. 一般社団法人 日本知財学会知財教育分科会
意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの (2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見)
意見の内容
(D) その他
意見 (要旨)
知財教育に関する政策提言
意見 (全文)
平成 29 年 3 月 15 日 (本意見は、日本知財学会知財教育分科会でまとめ、日本知財学会として平成 29 年 3 月 15 日に発表した政策提言です) 日本は資源に乏しいと言われるが、一億を超える豊富な人的資源を有する国である。その国民一人ひとりが優れた知財人材となるように、知財に関する法的な知識を得るだけでなく知財を尊重する態度、そしてさらには知的創造を行う等の知財マインドの育成が求められる。このために知財教育は法的な知識の獲得に留まらず、「知財を意識した創造性」「知財に関する知識・理解」「知財を尊重する態度」をバランスよく体系的に進める必要がある。特に意識に関わる部分は幼少の早い段階から発達段階に応じた教育が求められる。 以下、提言の具体である。 ・ 国家事業として知財教育を推進していることの周知を図ること ・ 知的財産の一部でなく全体を体系的に学ぶようにすること ・ 知財教育をより大きな教育体系の一部として適切に位置づけること ・ 幼少から優れた才能を発揮する知財人材の芽を伸ばす受け皿を整備すること ・ 特に理系の創造教育を推進すること ・ 普通高校における理系の創造教育を推進すること ・ 核となる教科を設定すること ・ 学校教育における適切な引用を厳格化すること ・ 教員養成課程において知財教育を必修にすること ・ 現職教員が知財教育を受ける仕組みを構築すること ・ 教育の一環で生まれる発明等に対する知財の取り扱い、個人情報保護環境の整備を行う ・ 学校教育における著作物の複製に関する特例措置の整理と適切な運用を行うこと 知財教育に関する政策提言 一般社団法人 日本知財学会 知財教育分科会 平成 29 年 3 月 15 日 (本意見は、日本知財学会知財教育分科会でまとめ、日本知財学会として平成 29 年 3 月 15 日に発表した政策提言です)

1 提言の背景

我が国では 2002 年に出された知的財産戦略大綱により、知的財産立国のためには小学校段階からの系統的な知的財産（知財）教育が不可欠であると指摘された。これを受ける形でいくつかの教科の学習指導要領に知的財産に関する指導をすることを求める記載が追加された。著作権教育に関しては従来から実績があるものの、産業財産権等については小中学校段階では皆無に近い状況であった。知財を直接的な目的とする教科がないこと、教師自身が知財に関する指導を受けた経験がないことから、その指導はなお手探りの状態であり、担当する教師により取り扱う量、深みが大きく異なるのが現状である。知財教育は狭義には知財に関する法教育と捉えられるが、広義には知財を産み出す創造教育（文化芸術系と理系の双方）、産み出された知財と創出者を尊重するといったモラル教育、法的にどのように保護・活用されていくのかの法教育、新しい知財を活用して事業を起こす起業家教育、さらにはよりよい社会へと変革をもたらすイノベーション教育、またこれらを通じて確かな職業観を身に付けるキャリア教育まで包含、ないし連携して実施されるべきものである。後者の広義の知財教育を含めて一部の学校では先進的な取り組みがなされており、これらは本学会で取りまとめた書籍「知財教育の実践と理論」等に実践事例として取り上げられている。今後はこうした優れた取り組みを実施する学校を増やしていく、またどの学校でも一定程度以上の知財教育が担保されるといった水平展開が望まれる。

中国では、2008 年に中国国務院から「国家知的財産戦略綱要」が発表された。その中で「知的財産サービスをサポートするシステムと人材が著しく不足している」ことが指摘され、「企業向けの知財管理人材と仲介サービス人材を重点的に育成する」と明確に知財人材育成の方針が掲げられた。学校段階では「創新教育」という言葉が作られ、良い発明をした児童・生徒やその学校には特別に助成を行うなど、知財教育に関する英才教育が推進されている。2015 年には小中学校を対象に知財教育モデル校の指定が始まっている。

また韓国では、2001 年に英才教育振興法が制定され、小中学校における英才教育に対する法的な裏づけがされた。そして 2007 年に出された第 2 次英才教育振興総合計画に基づき、英才教育の 1 つとして韓国特許庁は各地の発明教室を発明英才学級として活用することとした。また発明教育に関係する学会として、英才学会、英才教育学会、技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会など数多く存在する。このように韓国では英才教育を代表する一分野として知財教育を位置づけ、学問的な裏付けの下に実績を上げつつある。さらに 2015 年から使用されはじめた小学校の実科（日本の技術科に相当）の教科書には授業で発明活動を行うことが記載されている。またごく最近（2017 年 2 月）になって「発明教育支援活性化法」が可決されたとのことで、発明教育に関してさらに強化が進むものとみられる。

こうした動きに対応して日中韓の小学生から大学生までの知財に関する意識（知財を意識した創造性、知財に関する知識・理解、知財を尊重する態度、および知財の国際性の 4 観点）がどのようなものであるかの比較調査がなされた（JinXiu 他、国際ワークショップ IWRIS、2016）。この報告は速報的なものであり、データ取得数、分析の点でまだ予備的なものであることに注意する必要があるが、1）国ごとに意識の程度、学年進行に伴う傾向が大きく異なること、2）日本の児童・生徒・学生の知財に対する意識は三国の中で憂慮すべき状況にあるようであること、が示されている。日本の知財教育は知的財産戦略大綱以降、知的財産推進計画に則り着実に進展してきていたが、2009 年の事業仕分けにより産業財産権標準テキストの経費のカット等が行われ全体にトーンダウン、その影響をなお引きずっているものとみられる。

平成 27 年度 全国学力・学習状況調査によると「学習に対する関心・意欲・態度に関する質問項目について、小学校より中学校で肯定的回答が減少する傾向があるが、理科については、国語、算数・数学と比較しても顕著（同一世代に当たる平成 24 年度の小学校 6 年生と平成 27 年度の中学校 3 年生の回答状況を比較）」という結果が示されている。学習指導要領の中学校理科では教科の目標を「自然の事物・現象に進んでかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う」としている。徐々に学ぶ内容が難しくなる中で自然の事物・現象について純粋に科学的探究心を持ち続ける児童・生徒も存在する一方で、それがどのように自身のこととして役立つのかを見失う者が少なくないようである。理科においても見方や考え方を養うだけに留まらず学んだ原理、法則を活用した創造的活動（すなわち発明）に踏み込むことはこの状況を打開する一方策とも位置付けられる。

2 知財教育に関する用語の整理

知財教育に関する政策提言を行うにあたり、知財教育の定義を明確にしておく必要がある。「知的財産」という用語は知的財産基本法では第二条に「この法律で『知的財産』とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義されてい

る。また「知的財産権」という用語についても「この法律で『知的財産権』とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されている。したがって、知的財産基本法の記述から見る限り知財教育はシンプルにはこのように定義される知的財産および知的財産権に関する教育であることになる。

2006 年の知的財産人材育成総合戦略には知財人材の多様性として以下の 3 分類が示されており、ここには知財を創造する人材が含まれている。

知的財産専門人材 - 知的財産の保護・活用に直接的に関わる人材

知的財産創出・マネジメント人材 - 知的財産を創造する人材、知的財産を活かした経営を行う人材 等

裾野人材 - 知的財産に関する一般的な知識を保有することが期待される人材、知的財産を将来創造することが期待される人材 等

このうち最後の裾野人材については「裾野」という言葉に語弊があるため「いわゆる.... 裾野人材」といった表現がされてきた。今後は裾野人材という言い方を取りやめ、代わりに知財基礎人材という表現を提案する。また上記 3 分類の人材育成に対応する教育も「知財専門教育」「知財創出・マネジメント教育」「知財基礎教育」、そしてこれら全体を指す用語として「知財教育」という表現を提案する。

提言の背景ですでに示したとおり、知財教育は狭義には知財に関する法教育に使われる場合があるが、法的な知識を獲得するだけでは不十分である。前述の総合戦略には次の記述がある。

国民の「知財民度」を高める

子供から社会人にいたるまで、知的財産に関する教育・啓発を受ける機会を拡大することにより、あらゆる人が知的財産マインドを持ち、知的創造を行い、他人の知的財産を尊重する等、「知財民度」を高める。

日本は資源に乏しいと言われるが、一億を超える豊富な人的資源を有する国である。その国民一人ひとりが優れた知財人材となるように、知財に関する法的な知識を得るだけでなく知財を尊重する態度、そしてさらには知的創造を行う等の知財マインドの育成が求められる。このために知財教育は法的な知識の獲得に留まらず、「知財を意識した創造性」「知財に関する知識・理解」「知財を尊重する態度」をバランスよく体系的に進める必要がある。特に意識に関わる部分は幼少の早い段階から発達段階に応じた教育が求められる。本提言もこの広義の知財教育を対象にしている。

3. 提言の具体

以下に具体的な提言を箇条書きの形で示す。

- ・ 国家事業として知財教育を推進していることの周知を図ること

韓国の発明教室は学校の空き教室を使った形で設置され、選ばれた児童・生徒を対象にした発明英才教育だけでなく広く一般に創意工夫をする機会を提供している。このため韓国では発明教室が児童・生徒、保護者、教師に広く知られた存在となっている。今後わが国では知財教育推進コンソーシアム／地域コンソーシアム（仮称）が設置され、知財教育が推進されることが期待されているが、これらの学校現場での認知度を高める工夫が必要である。具体的には、(1)知財教育が学校現場の内部的な活動で実施されることを促進し、それを支援する形でコンソーシアムが動くことが望まれる。また、(2)コンソーシアムが出前授業的に学校に関わる場合は、文部科学省がその事業を主導的に進めていることを明示的に示すようにといった工夫が求められる。

- ・ 知的財産の一部でなく全体を体系的に学ぶようにすること

学校現場で「授業で知的財産権を取り扱っていますか」の問いに「うちの学校では力を入れて取り扱っている」といった肯定的な回答を得た場合でも、詳しく聞くと著作権の一部だけを取り扱っていて他は限定的であることが少なくない。知的財産基本法第二条に「この法律で『知的財産権』とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されているように、知的財産権は多岐にわたる。これらが系統的にバランスよく学べる手立てを講じる必要がある。

・ 知財教育をより大きな教育体系の一部として適切に位置づけること創造教育、ものづくり教育、知財教育、アントレプレナー（起業家）教育、イノベーション教育、そしてキャリア教育は相互に不可分であり、適切に連携してこそ大きな意味を持つものとなる。著作物の創作や発明をし、権利化し保護するのがゴール

ではなく、これらを流通・活用し、さらにはよりよい社会の実現に向けてのイノベーションへとつなげる必要がある。本政策提言も狭義の知財教育を推進することを提言するのではなく、創造性に溢れた豊かな文化・芸術・産業・社会の実現を目指すものであり、これらの総合的な教育振興を願うものである。なお、知財教育は特別支援学校においても進める必要がある。特別支援学校に通う児童・生徒は在学中も卒業後も優れた創造性を発揮するケースがあり、本人（ないし保護者）も知財の取り扱いに一定以上の知識を有する必要があることによる。

- ・ 幼少から優れた才能を発揮する知財人材の芽を伸ばす受け皿を整備すること

幼少から優れた才能を発揮する人材については、例えばスポーツなら地域のクラブチームに入りそこから推薦されてトレセンでその才能を伸ばす指導を受けることができる。芸術関係でも地域のピアノ教室に通い、特に優れていれば著名な方に師事すること等が考えられる。しかしながら幼少から発明等で優れた才能を発揮する人材があっても現状では少年少女発明クラブ以外に受け皿がほとんど存在しない。発明等で優れた人材を発掘し、その芽を伸ばす仕組みも存在しない。スポーツや芸術と同様に発明等の素養も幼少から優れた人材を見出し、伸ばすことが求められる。高校の SSH (Super Science High School) や SGH (Super Global High School) の小中学校版（仮称 SSJ : Super Science Junior）の活動を知財教育コンソーシアムと連携して進めることが必要である。

- ・ 特に理系の創造教育を推進すること

現行の学習指導要領には「創造」「工夫」の用語が多く of 教科で使用されている。しかし、義務教育段階で見ると文化・芸術を対象としたものが大半であり、算数／数学、理科では使用されていない。原理、法則、自然の事物・現象の理解、探究する能力を培うだけでなく、これらをいかに組み合わせ生活や産業に活かすことができるかといった、応用・活用する教育までシームレスに行う必要がある。応用・活用する教育は粘り強く考えることを促進するものであり、また理系の知識がいかに役立つかを体験的に知ることとなり、その成功体験は新しい知識の学習意欲となる。応用・活用のためには公式や法則の暗記ではなく、その意味するところを深く理解することにつながる。これらは中学になって学習内容が難しくなることによる理科離れを抑制することにつながるも期待される。

次期学習指導要領では小学校にもプログラミング教育が導入される。プログラミング教育を通じて理系の創造教育が小学校段階に導入されていくことが期待される。次期学習指導要領ではアクティブ・ラーニングが一つの重要なキーワードとなっている。創造教育・知財教育はこのアクティブ・ラーニングに親和性を持つ。

知財推進計画 2004 には「創造性を育む教育と科学技術に重点を置いた教育を推進し、世界に通用する優れた人材を育成する」という記述がある。これは大学向けに書かれた文章であるが、前半はそのまま学校教育にも通じるものであり、幼少の時期から発達段階に応じて進める必要がある。

- ・ 普通高校における理系の創造教育を推進すること

専門高校では創意工夫ものづくりにかかる取り組みが進められているのとは対照的に普通高校ではほとんどなく、工学系への進路に影響を与えている。次期学習指導要領に向けて検討されている高校の新しい教科「数理探究」はこれを打開するものとして期待される。この教科では数理の探究に留まらず、発明を含めたアクティブ・ラーニングが展開されることが望まれる。現に実施されている SSH (Super Science High School) や SGH (Super Global High School) の取り組みの中でも発明を含めた活動が展開されることが望まれる。

- ・ 核となる教科を設定すること

知財は様々な分野にまたがるものであり、様々な教科で取り扱われるべきものである。これは現行の学習指導要領でもそのようになっており今後もそうあるべきである。一方で知財教育に関する適切なカリキュラムマネジメントを学校単位で進めるには核となる教科を設定することが適切と考えられる。例えば著作権については国語科、産業財産権等について理科ないし技術・家庭科技術分野が中心となり、他教科でも実施される知財教育を含めてレビューし、児童・生徒から見て教科間にまたがってはいるが統一された一つの概念であることを示すようにする。核となる教科を設定することは知財教育コンソーシアムとの連携の窓口の明確化の意味でも有効である。

- ・ 学校教育における適切な引用を厳格化すること

引用の仕方については国語科で指導するように現行の学習指導要領では記されているが、国語科に留まらずすべての教科において調べ学習のまとめやレポート類の提出にあたっては適切な引用を徹底する必要がある。

ある。これは教員養成を含む大学においても強く求められる。米国では授業のレポート類でも剽窃があれば放校となる。我が国においても厳格化することが求められる。

・ 教員養成課程において知財教育を必修にすること

学校教育の中で知財教育を推進するには当然ながら教師が知財について一定程度以上の知識を有し、意義を理解し、かつその教育方法を獲得している必要がある。また、学校現場では配布物や児童・生徒の産み出した知財の取り扱いについて問題が生じることがある。こうした場合に適切に対応するためにも教師は知財について一定程度以上の知識を有している必要がある。

・ 現職教員が知財教育を受ける仕組みを構築すること

遅滞なく知財教育を広めるには知財教育を受けたことがない現職教員向けの知財教育が必要である。具体的には、一部で実施されている教員免許状更新講習における知財教育を広く提供する、また教員免許状更新講習は 10 年ごとであるのでそれを待たずに教師が知財教育を受けられる仕組みを構築する必要がある。

・ 教育の一環で生まれる発明等に対する知財の取り扱い、個人情報 保護環境の整備を行うこと

わが国では、公立学校は法人格を持たないため、学校として特許等の申請ができない。また未成年者の場合は本人や保護者に関する個人情報が明るみに出てしまうという問題がある。今後知財教育を推進するためにはこれらを解決しておく必要がある（参考：中国の例では公立学校でも学校として申請をしている）。今後は専門高校や高等専門学校だけでなく、小学校や中学校からも単に教育的な意味合いでのものではなく、実際に産業・文化振興に資する特許等の申請が期待される。その申請手続きを学校現場だけで行うことには無理があり、日本弁理士会や TLO などの関連団体の支援が必要となる。そのためにコンソーシアムにこうした関連団体を組み込むことが考えられる。

・ 学校教育における著作物の複製に関する特例措置の整理と適切な運用を行うこと

著作権法第 35 条で「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」とされているが、研究授業の参観者等に配布する場合は複製ができない。このことは学校現場の授業の改善に対する大きな阻害要因となっており見直しが求められる。一方「授業を受ける者」も複製することが認められたことについては、児童・生徒に授業資料を準備させることで、自由にコピーができる、という誤解を与える恐れがあり、慎重な取り扱いが求められる。

授業の ICT 活用が推進されているところであるが、ここで大きな問題となっているのが授業のアーカイブ化に伴う著作権である。従来の授業の中では第 35 条で認められていた複製が、同じ授業をアーカイブ化する際には許諾が求められる。しかしながら資料の中には許諾先が不明、ないし不明でなくても許諾を得るための多大な労力、場合によっては少くない許諾料の支払いは教育現場に馴染まない。適切な特例措置が求められる。

法人・団体名
3. 国立大学法人 山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
日本経済の更なる活性化には、我々が所在する山口県のような地域における活性化が必要不可欠です。また経済の活性化には、絶え間なきイノベーションが必要となります。イノベーションを巻き起こすためには、素晴らしい発明や新しいデザインなど、知財の創出が重要となります。これまで地域における発明等では、各地域の大学と企業の連携や、地域企業の独自の取組が主なものとなっていました。 特許行政年次報告書 2017 年版によると、日本における中小企業数は、約 381 万社と全企業数の 99.7% 以上を占めているものの、内国人による特許出願割合は、全体の 15% にすぎません。日本全体のイノベーション促進にあたっては、中小企業の更なる知財マインドの醸成が必要であることがわかります。 そこで、実際に地域を支える主体はだれなのか重要となります。山口県を一例に見てみますと、H20 年度に山口大学で、山口県内理工系卒業生の県内就職者状況の調査を行いました。山口県の中小企業には、

工業高校等の専門教育を行う高等学校の卒業生が多数就職していることがわかりました。この結果から、各地域における専門教育を行う高校での知財マインドの醸成も重要であるといえます。そして、当該高校と地域の中小企業が連携することができれば、中小企業にとっては、イノベーションにつながる発明の創出、高校にとっては実践的・現実的な教育の実現が可能になり、ひいては地域創成に資するものになります。

しかしながら、専門教育を行う高校と地域の企業との知財を活用したコラボは盛んにおこなわれていない状況です。ここには様々な問題が存在し、この課題を克服するためには大学やTLOのような第三者の仲介が必要になりますが、その試みはごくわずかしが行われておりません。

今後日本の様々な地域において、このような取り組みが促進するよう、調査研究や支援をご検討いただければと思います。

法人・団体名
4. 一般財団法人 知的財産研究教育財団
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
◆知財の活用があまり進んでいない中小・ベンチャー企業に対して、既に知財を活用している中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人材を活用して、知財普及啓発活動をすべきである。 ◆全ての中小・ベンチャー企業で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。 ◆IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。
意見（全文）
1. 中小・ベンチャー企業における知財マネジメント人材の育成・確保 (1) 現状と課題 中小・ベンチャー企業が知財を積極的に活用することにより、イノベーション創出や地域経済の活性化に寄与していくことが期待されているが、そのためには中小・ベンチャー企業が知財への意識を高め、知財マネジメント人材を育成・確保することが不可欠である。 「知的財産人材育成総合戦略」（2006 年 1 月）においても、全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」を実施するという施策が掲げられているところであるが、知的財産を理解できる人材を有する中小企業はまだ一部に限られているのが現状であり、一層の推進が求められる。 (2) 今後取り組むべき施策 (1) 中小・ベンチャー企業内の知財マネジメント人材の活用 知財の活用があまり進んでいない中小・ベンチャー企業に対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなどの知財普及啓発活動において、既に経営戦略において知財を活用している中小・ベンチャー企業にいる知財マネジメント人材を積極的に活用すべきである。 (2) 中小・ベンチャー企業における知的財産を理解できる人材の育成 中小・ベンチャー企業の知財意識を高めるために、全ての中小・ベンチャー企業で、知的財産管理技能士等の知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進すべきである。 これと同時に、「一社一人運動」に取り組むなど一定の基準を満たした中小・ベンチャー企業を、知財人材育成・活用に関する状況が優良な企業として、経済産業大臣・特許庁長官が認定する制度等を創設し、さらに、この制度による認定を受けた企業は政府や公的機関の競争入札において追加評価点が得られたり、支援策の優先適用を受けることができる等のインセンティブ制度を導入すべきである。 また、「一社一人運動」への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励すべきである。 2. IP ランドスケープ業務を担う人材の育成 (1) 現状と課題 2007 年に経済産業省によって策定された「知財人材スキル標準」が、近年の経営環境の変化の中、現在

のニーズや知財人材のあり方に対応するため、2017 年に改訂された。

特に「戦略」について大幅な改訂が行われ、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の4 業務を特定している。上記の4 つの項目の中でも、「IP ランドスケープ」は、この10 年で新しく発生した業務であり、この業務を担い得る人材が不足しており、人材育成が喫緊の課題となっている。

（２）今後取り組むべき施策

IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、IP ランドスケープ業務を担い得る人材を育成すべきである。

3. 地方・中小企業による知財活用の推進

（１）現状と課題

「推進計画 2017」では、地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要であるとし、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、知的財産は経営戦略上の重要な要素の1 つであるという意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されているが、この状況は変わっていないと考えられる。

（２）今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられた「地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。」という施策を継続すべきである。

4. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

（１）現状と課題

「推進計画 2017」では、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しもが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していくことが求められているとし、知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進する施策が掲げられている。

しかし、まだ「国民一人ひとりが知財人材」という目標には到達していないので、引き続き推進が求められる。

（２）今後取り組むべき施策

「推進計画 2017」に掲げられた「知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。」という施策を継続すべきである。

以上

法人・団体名
5. 一般社団法人 日本映像ソフト協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
1. 「模倣品・海賊版対策」について 「知的財産推進計画 2017」策定の際の意見募集で、当協会は、コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への支援を要望いたしました。 「知的財産推進計画 2017」では、重視する視点の3 番目に、コンテンツ産業活性化のために「多様かつ現状に即した模倣品・海賊版対策」を掲げていただき（4 頁）、「I. 第4 次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築」の「2. 知財システム基盤整備」の項目でも、今後取り組むべき施策の中で「通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化」（25 頁）を記載してくださっています。 また、「III. 2020 年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化」の「1. コンテンツの海外展開

促進と産業基盤の強化」においても、「模倣品・海賊版対策」を正規品等の流通促進とともに「両輪をなすもの」と位置づけ、国境を超えた「インターネット上の知的財産権侵害対策の強化」を取り上げ（62-65 頁）、「今後取り組むべき施策」においても具体的な「模倣品・海賊版対策」を掲げてくださっています（70-71 頁）。

「2. 映画産業の振興」では、日本映画の海外展開に関しても海賊版対策等について政府による「民間での取組の後押し」についても記述いただき（73 頁）、心強く思っております。

特に、リーチサイト（leech site）、サイトブロッキングの課題検討、オンライン広告対策等の具体的課題をあげておられることには深く感謝いたします。

「知的財産推進計画 2018」策定におきましては、「知的財産推進計画 2017」で掲げられた上記施策を引き続き推進いただき、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、国境を越えて年々悪質化かつ深刻化する著作権侵害の対策に、継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上

法人・団体名
6. 日本製薬工業協会 知的財産委員会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、研究成果が適切に知的財産として保護される環境が必要である。掲題「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望する。 1. 知財紛争処理システムの大きな変更は不要であり、慎重な検討を要望する 2. 医療分野のあるべき知財保護システムの構築を要望する 3. 知的財産外交の強化を要望する
意見（全文）
1. 知財紛争処理システムについて 知的財産権に関する訴訟が多いほどイノベーション創出が促進されるとは考えず、本来は侵害行為が起きず訴訟提起の必要がないことが望ましい。 知的財産推進計画 2017 に取り組むべき施策として挙げられていた事項に関連して、製薬協知的財産委員会として以下の要望を行うものである。 （1）ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現 懲罰的な損害賠償や課徴金等は日本の制度にはなじまず、また諸外国（米国を除く）と比較しても高額であることから、法改正による損害賠償額の引き上げは望まない。対比されることのある米国の訴訟においても損害賠償額は減少傾向にある（特に裁判官が判断するケース）。 実施料は、様々な状況を考慮の上で決定されるため、異なる状況において同一実施料を適用することは適切ではない。また、実施料決定に当たり考慮された事情を各企業が明らかにすることはできない。このような状況で、他の事件の実施料の参考とするために実施料データベースを作成するのは適切ではない。 （2）通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化 現状、TPP 協定からの米国離脱により、医薬品データ保護を含めた知財項目の大部分が凍結されている。TPP 協定への復帰を米国に働きかけ、早期に TPP 協定を完全に発効させるなど、ハイレベルの国際協定を規律強化の基礎として有効に活用できる状態を確保いただくよう要望する。 2. 医療分野のあるべき知財保護について 近年、再生医療、個別化医療等の先端医療が登場し、さらには AI やビッグデータを活用した創薬などが行われるようになってきた。これらの環境変化から、従来からの伝統的な医薬品産業の姿とこれからの姿が異なってくることは容易に想像できる。進展しつつある新しい研究開発及びビジネスのパラダイムに対応す

るためには、なにを（客体物）、どのように保護する（適用法）かについて多面的な視点が必要とされる。

わが国の医薬品産業も国際的競争力をもってこの環境変化に対応し、革新的な医薬品を創出し患者に提供する必要があるところ、その活動は知的財産権として適切に保護され、かつ、事業活用が促進されなければならない。

従来からの伝統的な知的財産政策のみではこれに対応することはできず、産業界の実情を踏まえつつ、新たな知的財産の保護及び活用促進の政策について再考する必要があると思われる。

上記を踏まえ、医療分野のあるべき知財保護について、製薬協知的財産委員会として以下の要望を行うものである。

（１）医療行為の知財化

2025-30年には、益々少子高齢化が進み、医療費の財政圧迫が続くことが予想される。そのような状況下、より質の高い医療が早く・安価に提供されることを求める社会的要請は年を追って高まり、かかる要請に応える画期的な製品・サービスを開発し提供することがヘルスケア産業にさらに強く求められる。

医療分野において、従来はプレーヤーごとの役割が比較的明確であり棲み分けがなされており、たとえば、(ア) 医師による診察・診断・カウンセリング、(イ) 医療機器、(ウ) 介護、(エ) セルフケア、(オ) 細胞移植・手術、(カ) 薬、といったセグメントに分類できる。しかし、こういったセグメントの境界が、再生医療や遺伝子治療、デジタルヘルス等先端技術の進歩により曖昧になり、それぞれが競争関係となる場合や、相加・相乗関係になる場合など、その関係性も様々な形態となることが予想される。

知財保護という観点からは、従来は「薬」「医療機器」といったものが保護になじむとされ、他方、診断・手術といった医療行為等はなじまないものとされてきた。しかしながら、上記のとおり「医療行為等」も患者に提供される医療（治療）という意味では、「薬」や「医療機器」と同じ土俵にある選択肢のひとつとなり、相互の関係性も高まってくることが予想されことから、かかる医療行為も含めた医療/治療に関する様々なサービス・製品について、近未来の技術動向、社会情勢等も想定しながら、これまでの知財の枠組みを超えて保護が必要となる場合も生じ得ると思われる。そこで、知財をドライバーとし、質の高い医療が普及することにより国民の健康が増進され、くわえて関連産業の発達にも資するといった観点から、高度な医療技術に貢献する企業に対する適切な知財保護システムを策定いただきたい。

ついで、次世代医療を見据えた医療特許のあり方について、医療機器・医薬、IT等の専門家を交えた議論を開始していただきたい。たとえば、医療機器・手術/介護ロボット他の技術カテゴリーや、上記(ア)乃至(カ)の組み合わせの中から生まれる各医療行為全体を見直して、何をもって知財（特許）とするのが、患者（国民）、社会（医療経済も含む）、産業界その他のステークホルダーにとって最適となりうるか議論していただきたい。

具体的には、医師の免責を認め、基盤技術の公共性なども考慮した上で、医療行為を含む発明を特許化できるようにすることでインセンティブを付与し、より優れた治療行為の開発が促進されるような仕組み、より質の高い医療行為が広く利用されるような仕組みを構築していただきたい。

（２）産官学・産学・産産の協創について

上記のようなヘルスケア産業の発展には、産官学・産学・産産（特に異業種間）の協創が不可欠である。そこで、イノベーションを創出するエコシステムの形成強化等、ビジネスによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図っていただきたい。

産官学・産学・産産で、オープンクローズ戦略を積極的に取り入れる必要がある。標準化、パテントプール、コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられる。たとえば、医療データや健康データ等のビッグデータについても共有できる部分については共有化・利活用を促進することにより、ヘルスケア産業各社の重複研究等を減らし社会的コストを抑制することができると予想される。また、再生医療等の分野でも、製造や臨床試験の標準化等によって、研究開発期間の短縮や研究開発費用の削減が期待できるため、知財推進計画では、win-winの協創を実現できるようなルールや仕組みの構築を目標としていただきたい。

（３）情報（データ）の利活用の促進

先端技術の発達により、薬単体ではなく、薬と情報（データ）とを組み合わせることによって、その薬の付加価値を最大化することができると考えられる。たとえば、「誰が、どこに、どのような症状で」という情報をもとに、最適の治療が提供できることで薬の効果が最大化されたり、集積された情報をもとに研究開発や投与を行うことで薬の経済性の最大化（研究開発工数の削減・期間短縮、小規模開発、余計な投与の防止）を図ることができる。その結果、より価値ある薬を患者に届けることができる。このようなデータ（情報）

と薬の組み合わせによるイノベーションを創出できるよう、情報提供者にインセンティブを与えつつ、情報所有者が独占・秘匿しておきたい場合にはその意思や利益を損なわないようなかたちで、情報の共有化・利活用が進むような仕組みを構築していただきたい。

効率的な研究開発、効果的な薬の提供を行うためのデータ取得・利用が早く実現できるよう、官庁及びAMEDを中心に医療データ利活用の仕組みづくりやデータプラットフォームの整備を加速していただきたい。医療データの利活用について、官民データ活用基本法、次世代医療基盤法などの制度が整いつつあるが、匿名化などにも留意しながら個人情報保護が足かせにならない仕組みづくりや運用化をお願いしたい。

3. 知的財産外交の強化について

日本は知財先進国のひとつとしてグローバルな知財社会の中で一定の地位・発言力を発揮してきているが、中国を始めとする新興国が台頭し、あるいは、グローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきているなかで、いかにして日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度をリードしていくかについて、中長期的視点からの戦略を策定していただきたい。グローバルでどれだけ市場を獲得していけるかが日本産業の発展には必要不可欠であり、いかに外国の知財制度、知財行政、あるいは、司法判断に影響を与えうるかということの重要性が今後さらに高まると考えられるためである。

日本企業の進出が遅れているような新興国においては、法整備のサポートなどを通して各国におけるイノベーションを支援することにより、日本企業の進出やプレゼンスの獲得の後押しができるよう、中長期的な戦略とプランを立てていただきたい。

特に、データ利活用が急激に促進される将来を見据えると、国際社会全体としてデータの利活用から最大限の価値が創出できるようにするためにも、国際ルール制定が重要になると考えられる。データの取得・利活用のグローバル競争も一層加速化すると思われるところ、日本も官民をあげて積極的に国際ルールの制定に参加していくことが必要であると考えられる。医療データが広く利用されて創薬や人々の治療に資する仕組みづくりは、すべての人に健康と福祉を届けること（国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ）に資すると思われる。

まずは、さらに積極的な各国知財制度への働きかけを強化していただきたい。たとえば、特許庁から駐在員の数を増やすなどして、国際機関や新興国におけるサポートなどをさらに推進し、日本国の影響力を高めていただきたい。TPP 協定などにおいて凍結された知財条項の復活など、多国間・二国間における経済協定を通して、各国における知財条項制定に働きかけることも重要である。

日本が官民あげて標準化などの国際ルールの制定に積極的に参加できるような土台とネットワークを構築し、グローバルで適切なルール作りをリードしていただきたい。たとえば、再生医療等技術においても、日本が先導して制度や国際標準を作ることが期待される。加えて、そのような活動ができる人材の育成、体制作りをお願いしたい。

特にデータ利活用が促進される将来を見据えると、データの利活用についても国際的なルール作りを日本主導で行っていただきたい。一部の米国企業のデータ独占などが懸念されているところ、日本こそ積極的にデータ利活用のルール作りをリードしていくべきである。今後のグローバルなデータ取得・利用競争の中において日本企業が活躍できるためにも、日本主導で国際的なフォーラムを立ち上げるなどして積極的なルール作りをお願いしたい。

以上

法人・団体名
7. 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
1 クリエーターへの適切な対価還元 この問題は、私的録音録画補償金制度の見直しとして 2003 年 7 月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているが、現在に至るまで結論は得られていない。

この問題を検討する「文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」においても、今年度の実態調査を通じて、補償金の課されていない機器等による私的録音録画が、依然として大量に行われていることが再確認された。このような不均衡を是正し、経済的合理性を備えた新たな制度を構築することが急務である。「知的財産推進計画 2018」では、政府がこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組む旨を明記するべきである。

2 レコード演奏・伝達権（仮称）の創設

クラブ、レストラン、店舗での CD の再生、あるいは、音楽ラジオ放送やウェブキャストを受信して来店者に音楽を聞かせる行為に係る権利は、日本も加盟する著作権隣接権関連条約で認められた権利として多くの国で導入されている。しかし、我が国では未だ導入されておらず、昨年 12 月に交渉妥結に至った日 EU 経済連携協定（EPA）においても、その適切な保護について継続して議論することが盛り込まれた。我が国の保護レベルを国際水準にまで高めるためにも、速やかに実演家とレコード製作者の「レコード演奏・伝達権（仮称）」創設に向けた検討に着手すべきである。

3 円滑なライセンス体制の構築

インターネット時代の新しいコンテンツの利用形態に柔軟に対応するためには、円滑なライセンス体制の構築が肝要である。権利者に一方的な負担を強いる権利制限等に比べ、ライセンス体制の構築は、著作権法の目的である権利保護と公正な利用を両立できる点で優れる。例えば、「情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」では、放送コンテンツのネット同時配信に係る権利処理が検討されているが、これもライセンス体制の構築により円滑な利用が実現すると考える。

4 著作物等の保護期間延長等の早期実現

平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定「総合的な T P P 等関連政策大綱」において、政策大綱実現に向けた主要施策として「著作権関係の制度整備（著作物等の保護期間の延長等）」が掲げられた。これを早期に実現すべく、2016 年 12 月 9 日に国会で可決された「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第 190 回国会閣法第 47 号）」の速やかな施行を求めたい。

法人・団体名
8. 一般社団法人 日本民間放送連盟
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
1. イノベーション促進に向けた権利制限規定等について
・ 著作権法への導入が予定されている「柔軟な権利制限規定」について、当連盟はかねてから「居直り侵害」「思い込み侵害」を助長する可能性を指摘するとともに、放送事業者が人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作・放送している放送番組が、その意図に反する形で利用されることの懸念を表明してきた。同規定の導入を提言した「文化審議会著作権分科会報告書」（平成 29 年 4 月）でも、「今回本分科会が提言する権利制限規定の整備によって、著作者人格権や、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない。（中略）これらの権利を適切に保護することが求められることに留意する必要がある」とされている。
・ 同規定の導入にあたっては、上記のような懸念が払拭されるよう、関係権利者の意見を十分に踏まえ、運用ガイドライン等に明記するなど、必要な措置を講じることを要望する。
2. クリエーターや権利者への適切な対価還元について
・ 日本の著作権法が私的複製を幅広く認めるなかであって、デジタル技術等の進展・普及によって、著作物等の複製がいつそう容易となり、利用者の利便性は質、量の両面から飛躍的に高まっている。そうした私的利用は、社会全体としてみると権利者に大きな経済的な損失を与えており、知的財産推進計画が掲げるコンテンツ産業の振興やコンテンツ立国のスローガンそのものと矛盾をきたしかねない状況にある。権利者に対しても社会全体が享受している利益に見合う適切な対価が還元されるよう、機能していない現行の私的録

画補償金制度を建て直し、利用者と権利者の利益の不均衡を早急に是正する必要がある。

3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- ・ 国内サイトにおける放送コンテンツ等の違法配信については、巧妙化・悪質化するアップローダーの摘発を一層強化するとともに、プロバイダの法的責任範囲の再検討やプロバイダに一定の対応を行う義務を課すなど、プロバイダの積極的な協力のもとで、被害者（権利者）に過度の負荷がかからない仕組みの構築を要望する。
- ・ いわゆるリーチサイトについては、現在、文化審議会著作権分科会で検討が進められているが、被害者（権利者）がリーチサイト等に対抗できる実効性のある法改正を要望する。「リーチサイトの特性」や「リンク先のコンテンツのビジネスモデル（有償／無償）」、あるいは「デッドコピーかどうか」といった観点から保護の可否を判断することは、著しく実効性を欠くことになるため慎重に検討願いたい。また、知財侵害サイトへのオンライン広告への対応等についても、引き続き検討のうえ、違法配信の抑止に有効な方策を講じることを要望する。
- ・ 海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、日本の放送局等が行う配信事業にとって大きな障害となっているが、これらの違法配信を行うアップローダーの摘発のために必要な発信者情報等について、現状では十分に得られないことが多い。中長期的ビジョンとして、違法配信の発信国（サイト運営者の国籍もしくはサーバー設置国）との間において、互いの国のコンテンツを尊重し、国境を越えた違法配信対策を検討するなど、正規の配信事業者が公正な条件の下で海外サイトと競争できる環境を整備することを要望する。

4. W I P O 「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- ・ 放送事業者の著作隣接権の条約レベルの保護は、依然として 1950 年代の社会的状況を前提としたローマ条約の水準にあり、デジタル、ネットワーク時代への対応が進んでいる著作者、実演家、レコード製作者の劣後にある。現在、世界知的所有権機関（W I P O）で検討されている「放送機関の保護に関する条約」は、こうした状況を解消するとともに、国境を越えた放送コンテンツの違法配信対策を図るうえにも必須のものであることから、W I P O における議論の状況を的確に見定めたうえで、国として早期の条約成立に向けて、加盟国間のコンセンサスが望める現実の範囲を見極め、各国間の意見調整に積極的にさらに努めるよう要望する。

5. コンテンツの海外展開の推進について

- ・ 総務省は「2020 年までに放送コンテンツの海外輸出額を 500 億円に引き上げる」という目標を掲げている。こうした目標を達成させるとともに、2020 年以降も見据えたコンテンツの海外展開を行っていくためには、中長期的なビジョンの構築が必要である。
- ・ 現在、放送コンテンツの海外展開を牽引しているのは、「国際ドラマフェスティバル in TOKYO」や「放送コンテンツ海外展開促進機構（B E A J）」などの民間組織であり、これら実績を上げている組織が継続的かつ安定的に事業を行えるような政策的・財政的な支援を要望する。
- ・ 近年、コンテンツの海外展開については、各省庁が独自の施策のもとで予算計上しており、非効率な面があることは否めない。より効率的・合理的な海外展開を推進するため、省庁横断的な取り組みを要望する。
- ・ コンテンツの海外展開における他国との制度的・文化的側面での障壁など、民間では対処が困難な事案（海外における違法動画への対応を含む。）について、国家間での解決に向けた取り組みの推進を要望する。

6. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進について

- ・ 音楽著作物の分野においては同一の著作物の著作権を支分権ごとに複数の著作権等管理事業者が別々に管理しているため、膨大な権利処理実務が生じ、コンテンツの流通を阻害しかねない。また、著作権等管理事業者に管理委託していないノンメンバーの権利者や、不明権利者に関する権利処理も課題となっている。利用の円滑化を図るために、拡大集中許諾制度の導入、権利情報を集約する組織を設置するなど、早急に検討を進めるよう要望する。

7. アーカイブの利活用について

- ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

8. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

- ・ 知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野に

においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を一層推進するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成を支援する制度を要望する。

以上

法人・団体名
9. 日本製薬団体連合会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(D) その他
意見（要旨）
（知的財産推進計画 2018 について） 医療関係者の要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するために権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。 （知的財産戦略ビジョンについて） イノベーションを起こすには、他者の研究成果にあらゆるユーザーがアクセス可能となり、研究者の所属や分野を越えた協働が欠かせない。研究成果へのアクセスの阻害要因は、イノベーションの阻害要因でもあり、オープンアクセスの推進や著作権の制限規定の対象とするなど、阻害要因を根本的に排除する施策が必要である。
意見（全文）
1. 対象：知的財産推進計画 2018 について、分野：その他 医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する必要がある。その際に必要な情報源は、主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。 製薬企業は、この要請に応えるため、製薬企業の立場から患者が最善の治療を受けることが出来るよう、薬物治療に関する最適な学術文献を選択し、その複製物を迅速に提供する必要がある。 学術文献（著作物）については、著作権管理団体が複製権の管理を進めているが、いまだに管理されていない著作物も多い（現実問題として、全ての学術文献が管理団体によって管理されることになる可能性は極めて低いと思料する。）。管理されていない著作物については、複製にあたって事前に著作権者の許諾を得なければならない。管理著作物については、著作権管理団体と契約を締結することによって、複製の都度の許諾手続を不要とすることができるものもあるが、紙での利用（複写）のみしか許諾されていないものや複製の態様等によっては複製の都度の許諾手続を要するものもある。 このような現況（“非管理著作物の存在”・“一部の利用態様しか対象とならない許諾形態の存在”）であるから、利用者（製薬企業）は、医療関係者の求めに応えるため、選択した学術文献の複製にあたっては、著作権管理団体の管理著作物であって複製の都度の許諾手続を要するものか否か、あるいは、いずれの著作権管理団体にも管理されていない非管理著作物なのか等の、権利関係や契約関係の確認を行わなければならない。さらに、より迅速に適切な文献情報を電子的に管理・提供できるようにすることが求められているが、電子的な利用については許諾を受けられないものが多く利用することができない。 このように利用方法の制限や、その確認を要する現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、投薬を含めた治療を検討する医療関係者に必要な情報が適時に届かず、ひいては患者の治療に支障をきたす恐れも否定できない。このような状況は患者が投薬を含めた最善の治療を受けることが出来ない可能性があることを意味しており、患者の生命安全が危機にさらされかねない。 さらに著作権が管理されているとされる著作物の中に権利関係で問題があるものが含まれている事例が国会でも問題提起されている。つまり、著作権管理団体が管理する著作物の中には出版社や学会が社告や投稿規程で著作権を有していない著作物までも著作権を有しているとして管理すると一方的に宣言している

著作物も多く含まれている。このような場合、管理団体・出版社と真の権利者との間の問題は解決されていない可能性があり、利用者における複製及び、最適な情報の迅速な提供に支障をきたしかねない状況であるといわざるを得ない。

そこで、上記のような医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものである。

薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章－I－3－？－(2)利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II－3－？－(3)利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。

前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が投薬も含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものである。なお、医療関係者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることから、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が投薬を含めた最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は公益性の高いものであり、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知財推進計画2018に盛り込むべきと考えます。

なお、当連合会としては、上記のような積み残された課題に対応した、また新たなイノベーションを阻害しない著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要であると考えており、特に、権利制限の一般規定として言い表されるような「より柔軟性の高い権利制限規定」の導入について、引き続き検討していただきたいと考

えている。

現在、「第17期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における当面の検討課題及び検討の進め方について」の中では、平成29年4月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書（以下「平成29年報告書」という。）に基づき、取り組むべき課題を整理しているが、平成29年報告書においては、我が国における著作権法の普及状況が極めて低い水準であるという実態が示されているとされている。平成29年報告書で、この実態の論拠としている外部委託された調査研究とその報告については、上場企業全社や利用者団体、個人に対するアンケート等の調査を行い、その結果をもってわが国の現状としているが、当連合会の文献複写問題検討ワーキングチーム所属の上場会社17社中、半数以下の8社しかアンケートが届いていないことが判明している。つまり、上場企業全社へのアンケート結果からわが国の現状としているが、実際には一部の企業にのみ発送したアンケートとその結果をもって、わが国の現状と評しているのである。さらに、非回答者の存在を勘案して、（著作権法に）「実際に馴染みや理解がある者の割合はこれより小さい可能性が高い。」と評価しているが、上記のように、アンケートを送付せずに非回答として一方的に評価を下してまとめられた調査研究の報告が我が国の実態を反映しているとは到底考えられないし、非回答として一方的に評価を下された企業としては、心外であろう。そのような報告を前提として課題を挙げ取り組みを検討しても、的を射ったものになるのか、甚だ疑問に感じるところである。

以上より、文化庁は、デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズ募集の結果から把握したニーズの解決を考えているようであるが、デジタル・ネットワークの発達とは関係なく存在する課題も正しく把握し、過去に文化庁で取り上げられた前記課題についても積み残されたままであるので、新たなニーズとともに積み残しの課題についても早急に解決していただきたいし、また、より柔軟性の高い権利制限の導入は、それらを解決する有力な対策であると考えするため、権利制限の一般規定として言い表されるような「より柔軟性の高い権利制限規定」の導入を知的財産推進計画2018に盛り込むべきと考えます。

2. 対象：知的財産戦略ビジョンについて、分野：その他

イノベーションを起こすには、他者の研究成果、とりわけ学術文献情報が重要であり、容易にアクセス可能であることが肝要である。この点については、平成23年の第4期科学技術基本計画において、「論文等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存やオープンアクセスを促進する。」との方針が出されている。さらに平成28年の第5期科学技術基本計画においても、「オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となる。」とされている。

これらの計画に基づき J-STAGE における学会誌のオープンアクセス化は増加したものの、まだ欧米と比べ、学術論文の電子化が遅れており、学術情報（研究成果）へのアクセスは容易でない状況が続いている。特に医療関係者が、医学情報にアクセスするのは容易ではなく、そのため製薬企業に情報提供を求めるものの、前記のような著作権の問題が生じて迅速に必要な情報が得られないという実態が存在している。

一方、米国においては、米国国立衛生研究所（NIH）が、2008年より、NIHの資金によって得られた研究成果論文を発表する際には、PMC（NIH内のオンライン論文アーカイブ）への論文登録が義務付けられ、誰もが無料で自由に研究成果にアクセス可能になった。

このような現状を踏まえ、米国のように科学研究費のような国の資本を使った研究においては、パブリックアクセス化の義務化を含めた更なる施策の推進が必要であると考えます。

他方で、オープンアクセスではない学術雑誌に掲載された学術論文では、毎度高騰する高額な購読料を支払わないと、他者の研究成果にアクセスできないという情報格差も生じかねない状況が続いており、イノベーションの創出の阻害要因ともなっている。この解決にあたっては、研究成果に関する学術論文については、著作権の権利制限の対象とすることが考えられる。つまり、そもそも研究者や医療関係者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることから、著作権の権利制限の対象としても、研究や発表を阻害することではなく、むしろイノベーションの創出に寄与するものである。

以上のように、イノベーションの創出のために必要な他者の研究成果へのアクセスの自由を確保するために、研究成果のオープンアクセスへの投稿の義務化や学術論文に関する著作権の権利制限を検討し推進する必要があると考え、知的財産戦略ビジョンへ盛り込むべきと考えます。

以上

10. 一般社団法人 日本音楽著作権協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
「知的財産推進計画 2018」関係 意見 1 国際調和等の観点から、著作物の保護期間を著作者の死後 70 年までに延長するとともに、我が国にのみ片務的に課された戦時加算義務を解消すべきです。 (1) 知的財産推進計画に継続的に掲げられている「コンテンツの海外展開の促進」を図るためには、その基礎として、国際的に調和の取れた知財システムの構築が不可欠であり、そのためには、保護期間を著作者の死後 70 年までに延長すべきであると考えます。 (2) 政府も指摘しているとおり、「著作物の保護期間を原則として著作者の死後 50 年を経過するまでの間から死後 70 年を経過するまでの間に延長することは、著作物の保護期間に関する諸外国の制度との整合性が確保されることや、新たな創作活動が促進されること等により、文化の発展に寄与するという意義があります（平成 28 年 4 月 8 日付け内閣衆質 190 第 225 号）。 (3) OEC D 加盟 35 か国のうち、31 か国は著作物の保護期間を著作者の死後 70 年までとしています。保護期間を延長し、制度の違いによるコンテンツ流通の障壁を取り除くことで、海外においても人気を博する作品から長期的に収益を得ることが可能となります。その収益は、新たな創作活動や人材育成の原資となり、豊かで活力ある経済社会の実現に寄与します。 (4) 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（2016 年 12 月 16 日公布）では、著作物の保護期間を著作者の死後 70 年までに延長することなどが盛り込まれています。米国を除いた 11 か国で新たに合意した「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（TPP 11）においては、著作物の保護期間などは凍結事項とされていますが、上記 (2) の意義を重視し、著作物の保護期間に関する規定は速やかに施行されるようにすべきです。 (5) また、サンフランシスコ平和条約 15 条（c）の規定に対応するために制定された連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和 27 年法律第 302 号）に基づく戦時加算義務は、我が国にのみ片務的に課されているものであり、国際間の保護期間の調和を大きく乱す原因となっていることから、保護期間の延長を契機として、解消を図るべきです。 意見 2 現行の私的録音録画補償金制度を、私的複製について適正な対価が確実に権利者に還元される制度に早急に改めるべきです。 (1) 現行著作権法 30 条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものですが、補償が有名無実化して久しく、このバランスは完全に崩壊しています。 (2) 「平成 29 年度私的録音に関する実態調査-中間報告-」（平成 29 年 12 月 20 日みずほ情報総研株式会社）によれば、過去 1 年間に私的複製を行ったことがない者の割合は減少していません。 (3) このような実態の下で、権利の保護と利用の円滑とのバランスを回復するため、権利者に適正な対価が還元される実効的な制度を早急に実現すべきです。 意見 3 著作権法に柔軟性のある権利制限規定を創設する場合、現に形成されているライセンス市場に係る権利者の利益が奪われることがないようにすべきです。 現在、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、柔軟性のある権利制限規定の整備に向けた検討が行われていますが、立法化する際には、著作者の利益が不当に害されることがないように、十分な考慮が必要です。特に、文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）においては、権利者の権利行使を「本来の市場」に限定する考え方が示されていますが、「非本来の市場」あっても、関係当事者による真摯な交渉の積み重ねによって現にライセンス市場が形成されている場合は、それを尊重すべきです。 意見 4 インターネット上の著作権侵害行為及び侵害助長行為について、より実効性が高い対策を講じるべきです。 (1) 著作権侵害行為及び侵害助長行為（以下「著作権侵害行為等」といいます。）の巧妙化・悪質化が進み、

権利者の侵害対策はより困難になっています。特に、侵害コンテンツの蔵置先が海外にあるような場合や、リーチサイト等により大量の侵害コンテンツの利用が可能な場合においては、権利者の自助努力のみでは抜本的な対策が取れず、費用倒れとなるおそれもあります。

(2) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関する議論が進められていますが、速やかに法制化すべきです。また、著作権侵害行為等への対策の実効性をより高めるため、著作権侵害行為等によるフリーライダーへのオンライン広告料の流入の遮断などについても積極的に検討を進めるべきです。サイトブロッキングについては、既に導入して一定の効果を上げている英国等の先進的な事例を参考として、表現の自由との関係にも十分に配慮した仕組み作りが期待されます。

意見 5 権利者不明著作物に係る課題の解決に向けた官民の取組を推進すべきです。

(1) 権利者又はその所在が不明である著作物（以下「権利者不明著作物」といいます。）をより簡便な手続で適正に利用したいというニーズの高まりを受けて、裁定制度（著作権法第 2 章第 8 節）の改善が図られてきました。

(2) 当協会も、写真、文芸などの権利者団体で組織された委員会において、裁定制度における利用者の負担を軽減する方策の検討及びその効果を検証するための実証事業を進めています。また、著作物の適法かつ円滑な利用を促進するための「権利情報プラットフォーム」の構築に向けて、音楽分野の権利者団体等で組織された「権利情報集約化等協議会」において、権利情報の継続的な収集・更新の方策等の諸課題を整理検討し、その負荷・効果を検証するための実証事業を進めています。

(3) これら実証事業への支援等のほか、利用者による権利者の搜索に係る費用・労力、手続に要する時間等に関する問題を抜本的に解決するため、拡大集中許諾制度等の新たな制度の導入に向け、具体的な対応を進めるべきです。

意見 6 アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組をより積極的に推進すべきです。

(1) コンテンツの海外展開を単発的な取組で終わらせずに継続的な収益につなげていくためには、著作権侵害等のビジネスリスクの低減と権利収入の確保が必須であり、そのためには、現地の著作権管理団体や政府当局との連携が欠かせません。

(2) こうした見地から、当協会は、政府による取組に協力するだけでなく、独自の取組も続けてきました。特に、アジア・太平洋地域については、国際音楽創作者評議会（C I A M）の地域組織であるアジア・太平洋音楽創作者連盟（A P M A）の活動に協力しているほか、各国の著作権管理団体職員や政府関係者を対象とする研修を実施するなどしてきましたが、著作権保護・著作権管理の水準はいまだ十分とはいえません。

(3) 当協会は、アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理水準の向上を促進するため、これまで以上に踏み込んだ取組を進めておりますので、政府におかれましてもより積極的な取組を推進していただき、相乗効果を高めることが肝要であると考えます。

？

「知的財産戦略ビジョン」関係

意見 知的財産戦略ビジョンには、プロのクリエイターの価値・地位が評価され、適正な対価が還元されるようにするための制度設計を盛り込むべきです。

(1) 一握りの巨大なプラットフォーマーがインターネット上の各種サービスに強い影響力を持ち、「自らの望む国際秩序」を形成しつつあります。コンテンツ分野においても、コンテンツ提供者がそれらプラットフォーマーの設定した条件の下でしかコンテンツを流通させることができなくなるなど、「小作人化」の懸念が高まっています（知的財産戦略本部知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会第 1 回「資料 4」7 頁～9 頁）。

(2) 既に、音楽業界においては、権利者に適正な対価が還元されていないことについて、以下のとおり、相次いで問題提起がされています。

ア C I S A C（著作権協会国際連合）による 2017 年 5 月 26 日付けの意見表明「CISAC position paper on the transfer of value」

（<http://www.cisac.org/What-We-Do/Legal-Policy/CISAC-position-paper-on-the-transfer-of-value>）

イ I F P I（国際レコード産業連盟）による問題提起「Rewarding creativity? fixing value gap」

（http://www.ifpi.org/value_gap.php）

ウ 米英等の著名アーティスト 186 組、メジャーレーベル、著作権管理団体等が名を連ねた米国連邦議会

宛ての公開書簡「Dear Congress : The Digital Millennium Copyright Act is Broken and No Longer Works for Creators」(2016年6月21日にtwitter上等で公開)

エ APMA (アジア・太平洋音楽創作者連盟) が2017年5月12日に採択した「ソウル宣言」(<https://apmaciam.wixsite.com/home/blank-3>), 同年11月6日に採択した「東京宣言」(<https://apmaciam.wixsite.com/home/20171115-1j>)

(3) 我が国においても、現行のプロバイダ責任制限法の枠組みを維持したままでは権利者の侵害対策コストが増すばかりで、クリエイターへの適正な対価の還元がより困難となります。

(4) こうした問題提起を受け、欧州では「Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market」(デジタル単一市場における著作権指令案)の中で適正な対価の還元に向けた仕組み作りが検討されており、米国でもセーフハーバー条項の見直しを求める機運が高まっています。また、アジア・太平洋地域では、豪州において、もともと限定的であったセーフハーバー条項の適用範囲を拡大して大手プラットフォームも適用対象にする著作権法改正案が一度は示されましたが撤回され、最終的に提出された法案では、教育機関や図書館などに限定して適用範囲を広げることとされています。

(5) 我が国においても、コンテンツ産業・文化交流の基礎を支えるプロのクリエイターの価値・地位が適切に評価され、適正な対価が還元されるよう、中長期的な視点による環境改善策を知的財産戦略ビジョンに盛り込むべきです。

法人・団体名
11. 一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの (現行制度や短期的な方向性についてのご意見)
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見 (要旨)
「知的財産推進計画 2018」の策定について (要旨) ●利活用促進のための制限ある権利に関する検討 平成 29 年度産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「データ利活用促進に向けた検討中間報告」に基づく早期の法改正および、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供として、無効化プログラムへのリンク等を対象とすることの検討の継続を要望。 ●教育の情報化の推進 著作権法における教育のための権利制限に関する法改正について、新たな規定が適切に運用されるためには著作権法についての十分な理解が不可欠であり、改正内容の周知徹底のみならず、教員免許更新時の講習、大学等の教員養成学部における著作権法の必修科目化を要望。 ●大学等における知財教育の推進 先進的な知財教育の実践に取り組む大学や、知財教育に関するノウハウを他大学に展開するなど知財教育の推進に大きく資する活動に対する継続的な支援を希望。また、大学等の教員養成学部における教員への知財教育実施の取組について推進を要望。 ●「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討 知財創造教育推進コンソーシアムおよび地域コンソーシアムによる、教育現場における「知財創造教育」の推進にあたっては、産業財産権、著作権について同様の比重を以て取り組むことを要望。 ●教材等の充実 著作権法に関する教材の開発・普及に関しては、教育現場のニーズを反映した教材の開発とともに、認知度向上のための取組を要望。 ●国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施 いわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムについて、税関における効果的な水際取締りを一層強化することを希望。

●インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策

リンクの対象が侵害コンテンツや技術的制限手段を回避するプログラム等、著作権法上違法であるものであることを知りながら、それを拡散する目的でリンクを張る行為については著作権侵害とする法改正を要望。以上

意見（全文）

「知的財産推進計画 2018」の策定について（全文）

1. 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

1. データ・人工知能（AI）の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築

（2）今後取り組むべき施策

・データ利活用促進のための知財制度等の構築

（利活用促進のための制限ある権利に関する検討）

平成29年度産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」では、技術的な制限手段による保護について項目内において、技術的制限手段の無効化に直接寄与するような技術的制限手段を無効化するための符号（不正に生成または入手されたシリアルコード等）を提供する行為（技術的制限手段を無効化する情報の提供行為）については不正競争行為とすべきと提言されました。本情報提供行為については、インターネットオークション等において提供が行われているものの、これまでは直接規制する制度が存在しなかったため対応に苦慮していたものであり、同中間報告に基づく早期の法改正を希望するとともにその効果に大きく期待しております。しかしながら、同小委員会において権利者が要望したものの今回検討では不正競争行為とすべきという結論には至らなかった、海外サイト等でアップロードされているゲーム機やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画などによる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供についても、これら情報により被害が広がっている実態を勘案していただき、表現行為の規制とのバランスに留意しつつも、引き続き検討の上規制の対象としていただくことを要望します。

・第四次産業革命（Society5.0）の基盤となる著作権システムの構築

（教育の情報化の推進）

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展と変化によって、教育における情報化の推進を加速させることは必要だと考えますが、デジタル化の対象とされるものの多くは著作物であり、その適正な利活用のためには著作権法についての十分な理解が不可欠となります。しかしながら、平成28年度文化庁「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」で実施されたアンケート結果によると、著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数又はそれ以下、一般国民では一割に満たないとされており、著作権者としても非常に懸念されることです。文化審議会著作権分科会においても、教育のための権利制限規定の整備について検討が行われ、一定の改正が行われることになっておりますが、新たな規定が適切に運用されるためには、特に教育機関における教員等が著作権法に関する知識を正確にかつ精緻に有していることが求められますので、法改正にあたってはその内容の周知を徹底するだけでなく、中長期的な施策として、教員免許更新時の免許状更新講習や大学等の教員養成学部において著作権法の履修を必修としていただけるよう要望します。

2. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材の推進

（2）今後取り組むべき施策

・小中高等学校、大学等における知財教育の推進

（大学等における知財教育の推進）

国立大学法人山口大学では、全学部の1年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省平成29年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このことにより、大学等における知財教育が推進されと考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

また、知的財産推進計画2017では、大学等の教員養成学部において小中高等学校における知財教育を

実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促すとされております。教員が著作権をはじめとする知的財産の知識を有することは、今後ますます重要となると考えており、本取組が引き続き推進されることを要望します。

- ・地域・社会と協働した学習支援体制の構築

(「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討)

知的財産戦略本部知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会において、「知財創造教育」の体系化、教育プログラム(題材)の収集・作成、地域コンソーシアム支援について検討されていますが、特許権等産業財産権とともに、著作権についても同様の比重を以て取り組んでいただくことを要望いたします。

- ・知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

(教材等の充実)

知的財産推進計画 2017 において、著作権法に関する教材の開発・普及を行うこととされております。教材については、文化庁はじめ著作権関係団体が制作したものもございますが、教育現場等への認知度が低いことがアンケート等により明らかになっています。教育現場等のニーズを反映した新たな教材の開発も重要と考えますが、既存のものも含め教材が十分に活用されるよう、認知度向上のための施策についても注力いただけるよう要望いたします。

3. 2020 年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

(2) 今後取り組むべき施策

- ・模倣品・海賊版対策

(国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施)

ゲームソフトには、プログラムの著作物の無許諾複製を実質的に無効化するための技術が施されており、これを回避する機器・プログラムの流通に関しては、技術的保護手段として著作権法で、また技術的制限手段として不正競争防止法によってそれぞれ規制されています。しかしながら、現在もいわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムは国内で流通しており、ユーザーはこれら機器・プログラムを介して、ネットワーク上で流通する無許諾複製されたゲームソフトを複製して利用し、その結果ゲームソフトメーカーは本来売れるべきゲームソフトの販売機会を逸する被害を受けています。これら技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムは、その多くが国外で生産、輸入されるため、国内の流通を防ぐためには、税関における水際取締りが最も有効な手段となります。近年は上記侵害物品輸入に際する小口化が進んでいることから、税関における水際取締りの強化と、また効果的な取締りのために権利者等団体との連携を一層強化されることを要望します。

(インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策)

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会においては、平成 28 年度より、リーチサイトなどにおける侵害コンテンツへの誘導行為への対応について検討されています。

「リーチサイト」とは、リーチサイト自身には侵害コンテンツはアップロードされておらず、別のサイト等に違法アップロードされた侵害コンテンツのリンクを集めて掲載しているものをいいますが、たとえ多数のリンクではなく、侵害コンテンツへのリンクが少数であったとしても、侵害コンテンツが拡散する、被害が拡大するという問題は同じです。そのため、本議論を進めるにあたっては、侵害コンテンツの多寡を議論の中心とするのではなく、侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張るという行為に着目し検討する必要があります。

リンクの対象が侵害コンテンツや技術的保護手段を回避するプログラム等、著作権法上違法とされるものであることを知りながら、それを拡散する目的でリンクを張る行為について著作権侵害とし、当該リンクに対して権利者が法的対策を適切に行うことが可能となるよう、早急な法改正を要望いたします。

12. 日本弁理士会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの (B) 主としてコンテンツに関するもの
意見（要旨）
一億総活躍社会の実現及び国際競争力の強化にむけて、特に以下の点について取組を推進すべきである。 1. 人材育成（教育/意識改革） 2. 現在の知的財産制度の改善 3. 知的財産価値評価の在り方 4. 中小企業支援 5. 農林水産分野における知的財産利活用推進
意見（全文）
はじめに 知的財産戦略本部会合（平成 29 年 5 月 16 日）において、安倍内閣総理大臣は、「知的財産は、誰もが創造し活用できる我が国の貴重な資源です。イノベーションと魅力的なコンテンツで、我が国の国際競争力を高めるため、政府一丸となって知財戦略を進めてまいります。」と御発言されたように、知的財産は、一億総活躍社会を支え、我が国の国際競争力の源泉を支えるものである。 一億総活躍社会を実現するためには、知的財産に関する教育や意識改革といったアプローチから人材育成を行うことが不可欠である。また、誰もが知的財産を活用し、さらに国際競争力を高めるためには、国際調和を意識した制度の更なる改善が求められるところではないだろうか。 さらに、前述の会合で安倍内閣総理大臣が言及された、地方の中小企業の技術を知財で守り育てることや、知財を活用した攻めの農林水産業の実践について、より一層踏み込んだ取組が必要であろう。 このような状況に鑑み、知的財産に関する専門家集団である当会は、特に以下の 5 点に焦点をあて、「知的財産推進計画 2018」の策定に向けた意見を述べる。 1. 人材育成（教育/意識改革）について 2. 現在の知的財産制度の改善について 3. 知的財産価値評価の在り方について 4. 中小企業支援について 5. 農林水産分野における知的財産利活用推進について I. 主として産業財産権に関するもの 1. 人材育成（教育/意識改革）について （意見 1） 学校教育において、各教育段階に対応した知財教育の拡充を学校教員及び弁理士を活用し、強力に推進すべきである。 （理由） 現在、「知財創造教育推進コンソーシアム」において、各教育段階、科目で使用できるコンテンツの洗い出しが行われているが、知財教育の浸透を図るにあたり最も重要なのは、学校教員に知財教育の重要性を理解いただくとともに、知財教育のノウハウを習得していただくことである。 また、高校、大学等の高学年では、知財の役割とビジネスの関係等、社会人になる前の実践的な理解を育む知財教育が重要になる。 日本弁理士会では、学校教員が知財教育授業を行うための教員説明用の資料とともにコンテンツを無償提供しているので、そのコンテンツを学校教員に広く活用頂ける仕組みを構築頂きたい。検証・評価・企画委員会 産業財産権分野会合（第 3 回）にて示された、学習指導要領と既存のコンテンツとの紐付け情報を公表する仕組みはこのために非常に有用と考えるので、積極的に推進頂き、学校教員への普及を図って頂きたい。その際、実際にコンテンツを見たり、授業で使ったりした教員からのフィードバックを、コンテンツを提供する団体が受け取れる仕組みについても導入を検討頂きたい。このようなフィードバックが得られ

ば、コンテンツの提供側が新たなコンテンツを制作する際に参考にし、よりよいコンテンツを提供できると考えられる。

そのほかにも、日本弁理士会は、弁理士が知財授業で行う際の共通のコンテンツを用意しており、講師及び地域に偏りのない均一の知財授業を提供することができ、学校教育への支援実績もあるので、弁理士の講師派遣という形での活用も、引き続き推進頂きたい。

(意見 2)

特に理系大学生に対する事業現場での具体的な知財活用や知財戦略など、知財の事業貢献に関する知財教育のカリキュラム強化を推進すべきである。

(理由)

すでに、大学では知財基礎（例えば、産業財産権法の基礎）のプログラムは多数存在しているが、これだけでは、事業における知財の位置付けを体系的に理解することが難しく、依然として事業現場や開発現場では知財意識が高くないと考えられる。

そこで、既存の知財基礎のプログラムを事業に結びつけるために、事業や開発と連携した現場での具体的な知財活動を学生に知ってもらうことにより、将来、彼ら彼女らが企業の事業現場や開発現場に身を置いたときに、知財戦略を意識した開発、発明、権利取得を行い得る素養を育むことで、発明の質が向上し、結果として日本の産業界全体の発展に寄与すると考える。この観点から、例えば、企業で勤務している弁理士や企業のＯＢ（知財関係者）が大学等で講義を行なうことは非常に有益であると考えられる。

(意見 3)

新市場創造型標準化制度のパートナー機関として弁理士をより一層活用するとともに、弁理士が標準化に関わる人材として、国際標準化を含めた標準化に関するより専門的な知識を得られるような研修制度を他の機関と連携して構築できるように検討すべきである。

(理由)

オープン＆クローズ戦略において、オープンの業務となる標準関連業務にも弁理士が関与することは、知的財産に関する専門家である弁理士の知見を十分に活用でき、特に中小企業におけるオープン＆クローズ戦略をさらに進展させるという点から、中小企業のみならず大企業からもニーズが期待されている。一方、企業の標準化体制や国際標準化を担う人材の質的・量的不足が根本的な課題となっている状況下において、知的財産に関する専門家としての弁理士が標準化人材としての役割を担うことも期待されている。そこで、特に中小企業の知的財産に関する窓口である弁理士を活用することにより、中小企業の標準化をより促進することが可能である。

さらに、弁理士が標準化に関するより専門的な知識を得られるように、例えば、既に標準化人材育成プログラムを実施している一般財団法人日本規格協会と連携しつつ、国際標準化を含めた標準化に関する研修制度を構築することにより、標準関連業務に携わる弁理士の専門性を高めることが可能である。

2. 現在の知的財産制度の改善について

(意見 4)

近年、技術の進歩により、従来の考え方では「プログラム」とは呼びがたい「データ」によって、汎用の装置に種々の機能を実質的に付加することが可能となっていることに鑑み、特許権、実用新案権及び意匠権の実効性を担保するために、侵害とみなす行為に用いる「物」にはデータも含むように特許法、実用新案法及び意匠法を改正することを検討すべきである。具体的には、特許法第 101 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、実用新案法第 28 条第 1 号、第 2 号、意匠法第 38 条第 1 号に示されている「用いる物」の「物」には、プログラム等に該当しないデータも含めるように特許法、実用新案法及び意匠法を改正することを検討すべきである。

(理由)

近年、3Dプリンタの技術が発達すると共に市場の拡大も続いている。3Dプリンタで製造できる物の発明について特許されている場合、3Dプリンタを所有する個人が、その物の3Dデータを購入し、私的に3Dプリンタでその物を製造することが考えられる。同様に考案に係る物品または登録意匠に係る物品の3Dデータを購入し、私的に3Dプリンタでその物品を製造することも考えられる。3Dデータは、その物の生産にのみ用いられるが、現行法では「物」には該当しないと解されるため、電気通信回線を通じて提供する3Dデータは、特許法第 101 条及び意匠法第 38 条の「用いる物」には含まれないと解される。この点を鑑み、特許権、実用新案権及び意匠権により物の発明、考案及び意匠をそれぞれ有効に保護していくには、侵害とみなす行為に用いる「物」にはプログラム等に該当しないデータも含めることを検討すべきである。

さらに特許に関して詳細に説明する。現在の特許法では、実質的に3種類の「物」が想定されている。第

1は第2条第3項第1号の物の発明の「物」であり、第2は第2条第3項第3号の物を生産する方法により生産した「物」であり、第3は第101条の侵害とみなす行為に用いる「物」である。第2条第3項第1号には、「物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明・・・」と示されているので、前述の3種類の「物」は、どの「物」にもプログラム等が含まれるがプログラム等に該当しないデータは含まれないと解釈できる。

ここで、現在は、汎用的なハードウェアに専用のプログラムを組合せることで専用の装置を構成することは一般的となっている。しかし、第4次産業革命後は、ソフトウェアも含めた汎用化が進み、専用のデータを組み合わせることで専用の装置が構成されることが考えられる。

ある物の3Dデータと組み合わせることで、その物の製造装置となり得る3Dプリンタは、1つの具体例である。その他にも、入力された動画データから特定の特徴を検出する汎用的なソフトウェアに、監視カメラの動画データから不審者の特徴的な動きを検出するAIの学習済みモデル（データ）を組み合わせると、不審者検出装置となり得る。同様の汎用的なソフトウェアに、銀行のATMを操作する動画データから振り込み詐欺の被害者の特徴的な動きを検出するAIの学習済みモデル（データ）を組み合わせると、振り込み詐欺検出装置となり得る。そのような状況では、個人が所有する汎用的なソフトウェアに私的にデータを組み合わせることで専用の装置を製造することが可能になる。また、汎用的なプログラムを用いる方法に専用のデータを組み合わせることで方法の発明が構成されることも考えられる。

しかし、現在の特許法における「物」の定義を前提とすれば、これらのデータの生産、譲渡等を間接侵害に問うことは難しい。これらのデータは、従来のプログラムに近い機能を果たすにも関わらず、間接侵害における取り扱いについてこのような差が生じることは合理的ではない。

したがって、侵害とみなす行為に用いる「物」（特許法第101条第1号、第2号、第4号、第5号に示されている「用いる物」の「物」）にはプログラム等に該当しないデータも含めるように特許法を改正することを検討すべきである。実用新案法第28条第1号、第2号、意匠法第38条第1号についても同様である。

なお、データ自体の譲渡などを直接侵害とする必要性は顕在化していないので、前述の第1の「物」、第2の「物」にプログラム等に該当しないデータを含めることは、現在は必要ないと考える。

（意見5）

国際的に調和した知財制度の整備の観点からも、他の多くの国と同様、商標法の保護対象の本質が文理上明確になるよう、検討すべきである。

（理由）

商標法の本質的な保護対象は、商標が持つ自他商品・役務識別機能（以下「識別性」という。）であるところ、現行法における商標の定義規定ではこの点について触れられておらず、商標の構成要素を列挙するに留まっている。そのため、裁判・取引実務において「商標的使用」という解釈を用いることによって調整・対処されているが、本来であれば、保護対象が文理上明確に定義されていることが望ましい。

諸外国の商標法では、商標の定義で「識別性」について触れられているものが大多数である。国際的に調和した知財制度の整備の観点からも、他の多くの国と同様、保護対象の本質が文理上明確になるよう検討すべきである。

（意見6）

新しいタイプの商標に係る出願について、適切な審査の在り方を見直すとともに、蓄積された審査事例に基づくより具体的なガイドラインを作成し、ユーザーのブランド戦略構築支援に資するようにすべきである。

（理由）

平成27年4月から出願受付が開始された「音」、「色彩」、「動き」、「位置」、「ホログラム」といった新しいタイプの商標は、言語以外によるブランドの発信手段として企業のブランド戦略に大きな役割を果たすものであるから、適切な審査を行うことで企業のブランド戦略構築を支援していくことが重要である。

これらの出願についての審査結果が蓄積されてきたところではあるが、伝統的な商標に係る出願には見られなかった、新しい商標に特有の拒絶理由（登録要件不具備の具体的な理由）がそれらの中に相当数含まれている。そして、それらの拒絶理由については、過去の事例がないため、出願人はその対応に試行錯誤しているのが現状である。特に、「音」の商標については、音商標見本に関する問題（見本と音源の微差に対する認定の厳しさ、及び、見本に対する補正許容の厳しさ）が指摘されている。

そこで、新しいタイプの商標に係る出願について、適切な審査の在り方を見直すとともに、蓄積された審査事例に基づくより具体的なガイドラインを作成し、ユーザーのブランド戦略構築支援に資するようにすべきである。

（意見7）

普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標を取消す制度の必要性を議論すべきである。

(理由)

普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標が登録商標として存在していることにより、第三者がこれらの名称を使用することに躊躇せざるを得ないという実情がある。また、平成 27 年 4 月より新しいタイプの商標（新商標）の保護がスタートしたところ、新商標においては、使用により識別力を獲得し、商標法第 3 条第 2 項を適用され登録になるものが多く含まれることが想定される。このような登録商標は、その後の使用状況によっては、その識別力を喪失する可能性もあり、従来以上に後発的に識別力を喪失した商標への対応を行う必要がある。また、諸外国では、後発的に識別力を喪失した商標の取消制度を設けている国が多く、我が国においてもかかる制度を導入することが、国際ハーモナイゼーションに資すると考える。

そこで、普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標を取消す制度の必要性を議論すべきである。

3. 知的財産価値評価の在り方について

(意見 8)

知的財産の価値を適切に評価する手法あるいは仕組みの検討に、引き続き積極的に取り組んで頂きたい。

(理由)

知的財産推進計画 2017 における「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額・知財価値評価の実現」の記載を受けて、今年度、知的財産戦略本部において「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」が設置され、知財を中心とした無形資産の見える化や価値評価、またその活用の在り方について検討が行われている。

このタスクフォースの第 1 回配布資料 1－2 の 14 ページ(ウェブサイトの PDF ファイルでは 15 ページ)の「知財のビジネス価値評価の検討イメージ」に示されている「3. 評価結果の活用」の方向性には大いに賛同する。特に、企業が行うビジネスにおける知財の価値を、さほど精緻でなくても大まかに評価できれば、それを通じて、知財の保護や管理に対する社内資源の配分が適切に行われる(すなわち、知財保護の取り組みにより生まれると期待される価値に応じた投資がなされる)ことが期待できる。

創造、保護、活用からなるいわゆる知的創造サイクルのうち、「保護」の部分については、現状では、コストが認識し易い一方、それにより得られるベネフィットが直接的に把握しづらいことから、コストカットを選択する方向のバイアスがかかっているように思われる。しかし、コストカットの結果、知財の「保護」が十分行われなければ、知的創造サイクル全体が適切に機能せず、ひいては企業価値を損なってしまうことにもつながると懸念する。

まずは、この点にフォーカスして、ラフでも分かり易く、経営判断に活用し易い形で、知財を中心とした無形資産の価値を数字で示せるようにすることが重要ではないか。

もちろん、その先に、M&A の際の評価の精緻化や、知財の損害賠償額の適正化も見据えることも大変有意義であると考ええる。しかし、例えば、インカムアプローチにおける知的財産の貢献度や割引率の、客観性の高い適正な値を、短期間の検討で導き出すことは困難であるように思われる。そこで、評価の精緻化に関しては、数値の導出に必要なデータの収集も含め、平成 30 年度以降も引き続き、息の長い取り組みとして行って頂きたい。

なお、知財の保護にまだあまり取り組んでいない中小企業にその取り組みを始めてもらうためにも、知財の価値評価は活用可能と考えられる。すなわち、適切に可視化されていないと財産的価値が見いだせない知財でも、可視化して適切な保護の取り組みを行えば、財産的価値が外形的に見出し得る、ひいてはそれを材料に投資や融資を呼び込み得る、といった方向性での啓発活動を行えば、「知財」をキーワードとした啓発に興味を示さない企業にも興味を持ってもらえるのではないかと。

このような観点からは、検証・評価・企画委員会 産業財産権分野会合(第 2 回)における資料 3－1 の 20 ページ(ウェブサイトの PDF ファイルでは 21 ページ)にあるような、知財保有と企業の利益との関係を示すデータを、より精緻化して企業に提供する程度の、個別企業を離れた一般論としての「知財の価値の評価」であっても、十分に有意義である。

今後、このような方向性の取り組みについても、ご検討頂きたい。

4. 中小企業支援について

(意見 9)

いわゆる革新的中小企業や研究開発型ベンチャー企業などの特に経営層に対し、先進的な知的財産戦略や知的財産マネジメント(例えば、オープン・イノベーション、オープン&クローズ、知的財産権ミックス)

をより一層普及・啓発すべきである。

(理由)

全企業数の 99.7%以上を占め、イノベーション促進に果たすべき役割が大きい中小企業・ベンチャー企業にも、グローバル市場において、企業の規模・ステージにかかわらず、プレーヤー企業一般に必要とされる、オープン・イノベーション、オープン&クローズ、知的財産権ミックスその他の先進的な知的財産戦略や知的財産マネジメントが、基本的には妥当し得る。特に、大企業と比較して、かかる戦略・マネジメントに不慣れな中小企業・ベンチャー企業では、失敗例が多いことに加えて、自前の技術・知的財産・製品等が少なく、企業規模も小さいことから、かかる失敗により、より深刻な損害を被り易い。また、特に、技術・知的財産権が事業の競争力の源泉となり得る革新的中小企業・研究開発型ベンチャー企業の場合には、かかる戦略・マネジメントの優劣が事業の成否をより大きく左右し得る。しかるに、かかる企業においては、資金・情報及び人材の不足、パートナーの不足、グローバル化の不足等の諸問題があり、かかる戦略・マネジメントの理解・採用・遂行が実際上阻害され易い。この点、従前の公的費用助成制度・公的機関の支援制度等は、産業財産の権利化や知的財産戦略を中心とする場合が多いことから、企業の基本理念・戦略の策定、組織・体制の構築、人材の育成・確保等のために経営層からのトップダウンが可能である、という、特に大企業との比較における、中小企業・ベンチャー企業の強みが、十分に生かされていない。

5. 農林水産分野における知的財産利活用推進について

(意見 10)

農林水産業における企業・団体等への有効な知財の保護・活用策の支援を拡充すべきである。

(理由)

農林水産業は、新たに生まれた産品、農業方法等を地域で共有する伝統(篤農)が残っており、知的財産に対する全体的な意識は、製造業の中小企業と比しても高いとは言えないと申し上げざるを得ない。また、知的財産による保護を検討する場合でも知識や関心の偏りから、総合的な知財保護の検討が行われることは少ない印象である。例えば、農業系研究機関等で新たな産品を品種登録することはあっても、商標や特許等を含めた他の知財との間でいずれかを選択したり、組み合わせた総合的な検討が行われることは稀である。

したがって、知財全般の知識を高めてもらうと共に、具体的な案件について総合的な知財保護の支援を行う仕組みが必要である。専門家が直接対応するケース、農業改良普及員等を通じて対応するケース等多面的に対応することが効果的である。

(意見 11)

農林水産分野の知財と J A S 法等関連法の組み合わせによる広い知財保護方法の研究・検討を行い、その成果を農林水産業における企業・団体等へ還元すべきである。

(理由)

歴史的背景、産業の実態等から従来の知財法では保護が困難な産品等が存在する。例えば、「抹茶」は世界的に人気で輸出が急増しており「MATCYA」の知名度が上がっているが、同時に「MATCYA」が世界的に粉末状の緑茶の一般名称的なものとなりつつあるという問題がある。一方、厳格に定義をしようとしても、産業実態としてすでに、我が国において本来の石臼で挽いたもの以外のものも「抹茶」と呼ばれている現実があり、抹茶の定義をどう線引きするかという困難な問題がある。このまま放置すると、第3国の粗悪な粉末茶が欧米諸国に「MATCYA」として大量に輸出され、ジャパンプランドを毀損するおそれが高い。このようなケースに対して有効な方法を研究・検討する必要がある。

知財法ではないが、改正 J A S 法は機能面等による差別化を可能にしている。この改正 J A S 法又は改正 J A S 法と組み合わせた戦略により広い知財保護ができる可能性がある。また、食の安心・安全が求められているところ、G A P 等の生産プロセスを含めた産品担保の仕組みも差別化を通じた産品保護につながる可能性がある。

なお、検証・評価・企画委員会 産業財産権分野会合(第2回)の資料3-3のスライド12以降に記載されている、改正 J A S 法に基づく規格化の展開方法に賛同する。この資料では、J A S 制度の有効活用の例として J A S 制度と G I 制度を組み合わせる方法が紹介されている。全般的な飲食品及び農産物の品質、生産・流通方法を J A S で規格化し、その中で品質等の特性と地域との結びつきが特定できるものを G I 登録してブランド化するというものである。このような方法は G I 以外の他の知財を J A S と組み合わせることにより実現することも可能と考える。例えば、抹茶を J A S で規格化し、粉末茶と差別化する。その上で、伝統的なお手前用等の本来の抹茶をプレミアムなものとしてブランド化する。伝統的な本来の抹茶も特定の地域(例えば、宇治)以外の地域でも生産されているので G I 登録は難しいと思われるので、このような場合は商標登録を行う。このように複合的、複層的に組み合わせることにより、従来困難であった、品質担保、ブランド化が可能となる。J A S 法に限らず、G A P 等の標準化の仕組みも知財を組み合わせる対象になり

得ると考える。

Ⅱ. 主としてコンテンツに関するもの

○現在の知的財産制度の改善について

(意見 1 2)

第 4 次産業革命 (Society5.0) の基盤となる著作権システムの構築の 1 つとして、著作物の利活用の多様化に対応可能な「明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた権利制限規定」の整備を早期に実現するため、現行法の著作権の制限規定が適用される範囲を広くすることを軸に検討すべきである。

(理由)

現行法の著作権の制限規定は、数多くの個別の権利制限規定により構成された複雑なものとなっている。いわゆる「日本版フェア・ユース」導入の議論を受けた平成 24 年法改正においても、権利制限の一般規定の導入は見送られ、個別の権利制限規定がいくつか追加されたに止まった。今後も、新たな権利制限規定の追加を軸に検討した場合、新たな個別の権利制限規定の追加という結果になりかねないが、これ以上、著作権の制限規定を複雑にするのは妥当でない。

例えば、現行法の著作権の制限規定が適用される範囲を広くするために、明確な一定の要件を満たせば利用行為の種類までは問わないという柔軟な規定にすることが考えられる。現行法においても、一定の要件を満たせば利用行為の種類までは問わない引用 (第 32 条第 1 項) のような規定が存在する。一方、私的使用のための複製 (第 30 条第 1 項) や学校その他の教育機関における複製等 (第 35 条) のように、要件を満たしても複製などの限られた種類の利用行為のみを認める規定が存在する。このような規定に関し、利用行為の種類を問わない形に改正することが、「明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた権利制限規定」の整備を早期に実現することにつながると思われる。

(意見 1 3)

不正なシリアルナンバー及びアクセスキー等の流通を抑止するための法制度の拡充を要望する。

(理由)

ソフトウェアの不正コピーや不正利用に関しては、著作権法における「技術的保護手段」及び不正競争防止法における「技術的制限手段」が定められ、水際取締りの対象ともなっており、これまでに一定の効果を上げている。また、平成 29 年度産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」でも、技術的制限手段の無効化に直接寄与するような技術的制限手段を無効化するための符号 (不正に生成または入手されたシリアルコード等) を提供する行為 (技術的制限手段を無効化する情報の提供行為) については不正競争行為とすべきと提言されたところである。

現行法制では、多くのソフトウェア開発企業がソフトウェアの不正コピーや不正利用を防ぐための手段として頼るシリアルナンバー及びアクセスキー等に関し、不正な流通を効果的に対処することが難しいため、上記提言を受けた法改正が着実に履行されることを希望する。

(意見 1 4)

コンテンツのより一層の活用のために裁定制度の見直しを引き続き検討すべきである。

(理由)

現在、国会図書館を中心として、メタデータレベルでのアーカイブ化がすすめられるとともに、国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ (仮称)」を構築するためのデータの集約が行われている。しかしながら、写真や映像などのコンテンツは、ゲッティやアフロ、NHK アーカイブス等でデジタルアーカイブ化されているものの民間が所有しているコンテンツが多く、権利関係の処理が複雑であるため、権利関係が明確なコンテンツに関してのみ契約に基づいた利用が行われており、コンテンツの利用が促進されていないのが現状である。特に、著作権の保護期間が死後 50 年から 70 年に延ばすのであれば、デジタルコンテンツや特にデジタルコンテンツ化されていない古いコンテンツの二次利用に関する問題の解決がより重要になると考えられる。そのためには、権利者が不明である孤児著作物のアーカイブ化を進めるとともに、将来的な権利者への支払いの有無に関わらず所定の補償金を納める上に所定の利用条件のある現状の裁定制度について、より利用しやすい制度に変えるような検討が引き続き必要であると考ええる。この点、平成 26 年度の「相当な努力」の内容見直し及び「裁定の手引き」の見直し、平成 27 年度の権利者搜索の要件緩和、平成 29 年度の著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業等、一定の措置が講じられていることは評価できるが、これらの措置に対するユーザーの反応等も踏まえ、引き続き、孤児著作物利用の障害を取り除く取り組みを続けて頂きたい。

(意見 15)

オンライン上における海賊版の流通を効果的に抑止することができる国際的なルール作りを早期に検討すべきである。

(理由)

近年のデジタル技術の発展により、いまやアニメーションをはじめ、映画、音楽、ソフトウェアといった情報製品が国境を超えて流通する一方で、情報製品の限界費用はゼロに近いことから、海賊版の国際的な取引をも招いている。その結果、正規版は駆逐され、権利者に対策コストを負担させるなど、成果開発のインセンティブが損なわれ、創作への対価還流がなせず、十分に創作を促進、支援しているとは認めがたい状況となっている。

海賊版の開発者は、プロキシ・サーバーを隠れ蓑とすることによりホスティング・サーバーに関する情報を秘匿化し、また海賊版サイトを HTTPS サイトにすることによりサイトブロックを回避している。

このような現状に鑑みて、オンライン上における海賊版の流通を効果的に抑止することができる国際的なルール作りを早期に検討すべきである。

(意見 16)

日本国内の権利者が、権利侵害に係る情報のサーバーからの削除や不正アップローダーの情報開示等について、外国当局または外国サーバー運営者に対して簡便に手続を行えるような仕組みを構築するよう各国に働きかけることを要望する。

(理由)

外国におけるインターネットを介した権利侵害情報の不正流通を抑止するためには、日本国内の権利者は、権利侵害情報のサーバーからの削除や不正アップローダーの情報開示等について、外国当局または外国サーバー運営者に対して手続を行う必要がある。

しかし、現状、この手続の仕組みや利用者から見た利便性、対応の早さ等は国によってばらつきがあり、国内の権利者は対応に苦慮している状況である。

このような現状に鑑み、日本国内の権利者が、権利侵害情報のサーバーからの削除や不正アップローダーの情報開示等について、外国当局または外国サーバー運営者に対して簡便に手続を行えるような仕組みを構築するよう各国に働きかけることを要望する。

なお、ここでいう権利侵害情報には、コンテンツ（著作権・海賊版）のみならず、模倣品（産業財産権、特に商標権・意匠権）に係る侵害情報（宣伝広告・販売の申出）も含めることが望ましい。

以上

法人・団体名
12. 日本弁理士会（「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見）
意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見（要旨）
以下の2施策の検討を提案する。 1. いわゆるパテントボックス税制（特許権等の知的財産権に起因する所得について法人税に軽減税率又は所得控除が適用され得る制度）の導入に向けて具体的に検討を進めるべきである。 2. 国等の公的機関が主導して、市中のニーズを実名で募集して匿名で公表し、シーズを持つ企業等とニーズを持つ者とをマッチングするシステムを構築することを検討してはどうか。
意見（全文）
(意見 1) いわゆるパテントボックス税制（特許権等の知的財産権に起因する所得について法人税に軽減税率又は所得控除が適用され得る制度）の導入に向けて具体的に検討を進めるべきである。 (理由) 研究開発税制の維持・拡充に加えて、いわゆるパテントボックス税制の導入により、日本企業や国内における外国企業による特許権等の知的財産権のライセンス・アウト等の活用事業への意欲を維持・促進し、ひいては、これらの企業による国内における研究開発や発明等の知的財産の創造・取得等のイノベーション活

動への意欲を維持・促進すべきである。これにより、特許権等の知的財産権の活用を見据えて発明等の知的財産の創造・取得・保護のイノベーション・サイクルをより一層活性化することが期待される。それとともに、いわゆるパテントボックス税制を既に導入済みのオランダ、スイス、アイルランド、ルクセンブルグ、ベルギー、英国、仏国、スペイン、中国等の諸外国との関係において、国内における企業の研究開発拠点等の流出を可及的に予防し、日本の研究開発拠点としての立地競争力を維持・強化することが期待される。

(意見2)

国等の公的機関が主導して、市中のニーズを実名で募集して匿名で公表し、シーズを持つ企業等とニーズを持つ者とをマッチングするシステムを構築することを検討してはどうか。

(理由)

世の中のニーズを広く見えるようにすることで、企業における技術やサービスの開発の方向性や、国や地方自治体等が用意する各種支援の設定の方向性が見えやすくなるのではないかと考える。

そして、ニーズは、自分の弱点ともいえ、実名で広く公表することには抵抗があることも考えられるが、公的機関が仲立ちして匿名で公表でき、相手方の提案に興味があった場合のみ返信すればよいのなら、公表できるのでは。従来よく行われているシーズの公表や、商談会など対面でのマッチングでは、ニーズの匿名化ができないという問題がある。

ニーズを持つ側からシーズを持つ側に商品やサービスの提供を打診するよりも、シーズを持つ側からニーズを持つ側に提案する機会を設ける方が、より積極的に取引成立に向けて動くと考えられる。なお、シーズを持つ側からニーズを持つ側への提案の伝達は、システムを介し、ニーズを持つ側の匿名性を維持しつつ行えることを想定している。

今後、オープンイノベーションという言葉を出すまでもなく、国、企業、人等、様々な能力を持つ団体や個人が柔軟に連携して種々の課題に取り組むことが重要であり、テクノロジーの進展により、それを効率よく仲介するシステムも構築可能になっていると考える。

今後の社会を支えるインフラあるいはプラットフォームとして、上記のようなマッチングシステムを構築することを検討してはどうか。

以上

法人・団体名
13. 一般社団法人 日本レコード協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見（要旨）
1. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備 2. 「レコード演奏・伝達権」の創設 3. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し 4. ウェブサイトへのアクセス遮断措置（サイトブロッキング）の導入 5. 放送番組のインターネット同時送信に関する方策検討の在り方
意見（全文）
1. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備 ユーザーは、多種のデジタル複製手段により高品質の録音録画物を容易に作成し、その録音録画物により自分の好きな時に自分の好きな場所で著作物を享受できる環境にある。一方、クリエイターである権利者は、著作物が利用されているにもかかわらず現行の私的録音録画補償金制度の空洞化により、長期に亘って適切な対価還元を受けられておらず、制度見直しは一刻の猶予も許されない。我が国では私的使用目的の複製について広範な権利制限が認められている中、政府は、私的録音録画の実態に応じて柔軟にクリエイターへの対価還元策を講じることができる実効的な制度づくりを早急に進めるべきである。
2. 「レコード演奏・伝達権」の創設

レストラン、クラブ、店舗等で CD を再生したり、音楽ラジオ放送を受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聴かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達によって生み出される経済的利益に与ることができていない。

「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界 145 カ国（OECD 加盟 35 カ国中 33 カ国）において導入されている中、我が国も、新たなレコード製作の経済的基盤を確保するための権利として導入すべきである。

3. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し

動画投稿サイトにおける UGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。しかし、電気通信設備・役務の単なる提供を超え、権利侵害コンテンツを含む大量の UGC 公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時には想定されておらず、権利者側に侵害通知の負担を求める従来の法的枠組みを今後も維持することの可否を検証する必要がある。

EU では、2016 年 9 月に新指令案（デジタル単一市場における著作権指令案）が公表され、大量の UGC を保存・公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者と締結した契約の実効性を確保し、又は権利者が特定した権利物の無許諾配信を防止するための手段を講じる義務などが規定されている。

我が国においても、EU 等の動向も踏まえながら、動画投稿サイトに係る法的ルールの在り方について、プロバイダ責任制限法の見直しの検討を行うべきである。

4. ウェブサイトへのアクセス遮断措置（サイトブロッキング）の導入

膨大な数にのぼるインターネット上の著作権等侵害は、権利者が発見し削除要請等の対応を実施しても、蔵置場所を変えて日々絶え間なく発生し続けている。そのため、もはや権利者による事後的な対応だけでは侵害量の顕著な減少は期待できない状況となっている。

政府は、既に実施している諸外国における違法利用の減少効果等を適切に見極めながら、違法の蓋然性が極めて高いウェブサイトへのアクセス遮断措置（いわゆるサイトブロッキング）の導入を積極的に検討すべきである。

5. 放送番組のインターネット同時送信に関する方策検討の在り方

放送番組のインターネット送信について、当協会は、平成 18 年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下で NHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されている。

当協会は、従来より放送事業者のビジネスモデルに応じて包括許諾の契約条件を柔軟に調整し、レコードの利用円滑化を図ってきた。放送番組のインターネット同時送信に関しても、許諾権の切下げは不要であり、集中管理を促進して包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益に適うものと考えられる。

以上

14. 一般社団法人 インターネットユーザー協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの (B) 主としてコンテンツに関するもの (C) 主としてクールジャパンに関するもの (D) その他
意見（要旨）
■著作権保護期間について 著作権保護期間の延長には反対。CPTPP は TPP とは別協定である。また CPTPP には著作権保護期間延長に関する条項が含まれていない。については著作権保護期間の延長については引き続き凍結されるべき。 ■リーチサイト規制について リーチサイト規制に反対。リンクは情報伝達において不可欠な役割を担い、インターネットを支える根幹技術のベースにある技術である。リーチサイトの定義については、一定のサイトに限定する案がないのが現状である。また「悪質」のような主観的な判断でリーチサイトを定義することは、リーチサイト規制は直接的あるいは間接的に表現の自由そのものを抑圧し、議論によっては人を罪に問うものであることから許されない。 ■著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて サイトブロッキングは憲法で保障された人権を侵害するものであるから、決して導入されるべきではない。諸外国でサイトブロッキングが導入されている事例はあるが、うまく行っているとは言えない。効果の低いサイトブロッキングよりも海賊版サイトを摘発・削除するための取り組みに力を注ぐべきである。 ■クリエイターへの適切な対価還元に関する議論について クリエイターへの対価還元における議論においては「複製はすなわち不利益」という形で議論が進んでいるが、権利制限は権利者の犠牲において行われるのではなく、文化の発展産業の発達に沿う範囲で行われるものである。メディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどを目的とした複製は対価還元の対象から外し、ユーザーの自由を制限する DRM とのバランスという視点を盛り込んで議論が行われることを求める。 ■柔軟性のある権利制限規定の創設について 抽象度の高い権利制限規定を導入しようとしている点は評価できるが、デジタル化やネットワーク化による著作物の利用について、それが多様化したのは決して企業だけではなく、一般ユーザーにも大きく関わるものである。現状の案は消費者が求めるニーズに応えるものとなっていない。米国型フェアユースを念頭に置いた、柔軟性のある権利制限規定が必要。
意見（全文）
■著作権保護期間について 著作権保護期間の延長について、当協会は従来より後述の理由から反対する。また TPP 協定への批准に向けた著作権法改正においては著作権保護期間延長も含まれているが、その要件として TPP 協定の発効が定められている。TPP 協定においては米国の離脱によりその発効は現状では見えていない。米国以外の TPP 協定参加国による CPTPP は TPP とは別協定である。また CPTPP には著作権保護期間延長に関する条項が含まれていない。ゆえに TPP 協定発効を前提とした著作権法改正はなんら理由がない。については著作権保護期間の延長については引き続き凍結されるべきである。 [著作権保護期間を延長すべきでない理由] 著作権の保護期間が早く終われば、その著作物を用いて二次的著作物を制作したり、その作品を上演したりする際の許諾や著作権使用料が不要となるため、二次的著作物の制作や作品の上演が大きく加速される。結果として近代や現代の作品を演奏・上演する楽団や劇団などが増加し、著作物の漫画化やノベライズ、パ

ロディといった新たな創作物の出現が活性化される。

さらに著作権が切れた著作物を利用することで、新たなビジネスが生まれている。例えば著作権が切れた書籍のデジタル化を進めている「青空文庫」のデータは数多くの電子書籍端末などに収録されており、日本における電子書籍の普及に役立っている。しかし著作権保護期間の延長によって、このような創造のサイクルが大きな打撃を受け、新たなビジネスチャンスを失うことになる。

加えて情報通信政策研究分野では、保護期間の延長が社会全体の利益や創作活動の振興に結びつかないという研究が知られている。また政府は近年、「EBPM (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案)」を重視している。勘や経験、声の大きさ等によって政策が歪むことを排し、政策がその目的を達成するように「証拠」に基づいた議論をすることを政府は目指しているはずである。著作権保護期間の延長を議論するのであれば、これまでの有力な研究成果に反する政策を行う根拠を示すべきである。

■リーチサイト規制について

リーチサイト規制については2017年6月30日に開催された文化庁第17期文化審議会法制・基本問題小委員会(第2回)で当協会は意見を述べる機会を得た。当協会のリーチサイトに関する議論への意見はその際に発表したもの(<https://miau.jp/ja/820>)と変わらず、知的財産推進計画についても同様の意見を提出する。

著作権を侵害する違法アップロード行為は許されるものではなく、取り締まられるべきである。またその違法アップロードを取り締まる法制度はすでに整備されており、効果をあげている。海賊版対策は違法アップロード対策をベースに考えることが原理原則だ。

対して現在議論されているリーチサイト規制について、リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護される。加えてリンクはhttp(hyper text transfer protocol)というインターネットを支える根幹技術のベースにあるものである。そのような視点から我々はリーチサイト規制に反対の立場をとる。検討の際は表現の自由の側面はもちろん、技術的な側面にも目を配るべきである。

リーチサイト規制に関して、リーチサイトをどのように定義するかという議論は難しく、文化審議会でも指摘されているように「一定のサイトに限定する案がないのが現状」と考える。リーチサイトを「リンク情報の数、侵害コンテンツへのリンク情報である割合、コンテンツの検索を容易にする工夫など」で定義することはできない。

また「悪質」のような主観的な判断でリーチサイトを定義すればよいという声があるが、それでは検索エンジンやソーシャルメディアサービス、そしてそのようなサービスのユーザーが萎縮する。「悪質」という判断基準事態がそもそも不明確な規定であり問題といえる。フェアユースのように表現の自由を担保するに際しての柔軟性ある基準と異なり、リーチサイト規制は直接的あるいは間接的に表現の自由そのものを抑圧し、議論によっては人を罪に問うものである。そのような議論に「悪質」といった判断をリーチサイトの定義に入れ込むことは容認できない。もし主観的な判断を入れるのであれば、ユーザーや市井のエンジニア、ビジネスセクターが戦えるよう、米国型4要件によるフェアユース規定の導入が併せて行われる必要がある。

■著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて

違法アップロードサイトが社会問題となり、その対策がさまざまところで議論され、その対応の手法としてサイトブロッキングが挙げられることがある。対して当会は「知的財産推進計画2017」策定に当たった意見募集において、著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて下記の意見を提出した。2018年も引き続き同様の内容を求め、拙速な議論とならないように注意する必要がある。

また、サイトブロッキングが行われている地域では、接続経路を偽装するツールやサービスが発達するなど、サイトブロッキングを回避する手法が充実してきている。サイトブロッキングの導入により、こうした匿名化ツールやサービスにユーザーを誘導してしまえば、ブロッキングが容易に回避されるばかりか、海賊版サイトの大胆な利用を誘発し、事態の悪化を招く恐れもある。

[著作権侵害を理由としたサイトブロッキングをすべきでない理由]

サイトブロッキングは通信全般を監視し、なんらかのアルゴリズムで不適当と判断された通信を遮断するというもので、憲法で保障されている「通信の秘密」を侵す事実上の検閲行為にあたる。そしてこの件は2010年の児童ポルノサイトブロッキングに関する議論において通信の秘密と違法性阻却事由の観点から大きく議論され、著作権侵害についてのサイトブロッキングは不適当であるという結論がすでに出されている。については著作権侵害を理由としたサイトブロッキングは憲法で保障された人権を侵害するものであるから、決して導入されるべきではない。

実際にイギリスやフランスなどの諸外国で著作権侵害を理由としたサイトブロッキングは行われていることは事実だが、効果としては低いとされている。ブロッキングを行ったとしても、海賊版サイトはドメインやサーバをすぐに変えてしまうため、ブロックの判決が出た数日後には使えるようになっていることが多い。これはサイトブロッキングは単にアクセスを遮断して見えなくするだけであり、海賊版サイト自体は厳然として存在するのであるから当然である。なお、児童ポルノと同様に裁判所を通さずに行政手続きでサイトブロッキングを行えば十分なスピードでブロッキングができるという主張もあるが、これは「表現の自由」への影響が大きく、諸外国でも採用されていないことに留意すべきである。

ISPに負担をかけるだけで、「表現の自由」を侵害するにもかかわらず効果の少ないサイトブロッキングを行うよりも、おおもとの海賊版サイトを摘発・削除するための取り組みに力を注ぐべきだ。

■クリエイターへの適切な対価還元に関する議論について

クリエイターへの対価の還元については、常にユーザー側の利便性との関係で論じる必要がある。ユーザーの複製の自由と対価の還元は密接に関係する、いわば車の両輪だからだ。現在文化審議会で行われているクリエイターへの適切な対価の還元の議論では「複製はすなわち不利益」という形で議論が進んでいるが、すべての複製に不利益が伴うものではない。仮に不利益があっても、補償までの必要がないものも存在する。そもそも権利制限は権利者の犠牲において行われるのではなく、文化の発展産業の発達に沿う範囲で行われるものである。についてはメディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどを目的とした複製は、対価還元の対象から外すことを求める。

またクリエイターへの対価還元における議論においては、ユーザーの利便性を制限する DRM とのバランスという視点を盛り込んで行われることを引き続き要望する。これは保護と利用のバランスのとれた新しい制度設計につながる。

弊団体としては、新しいクリエイターへの還元措置として、契約モデルによる対価還元と、補償金制度のクリエイター育成基金化を提案しているが、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会においては権利者団体側が現状の補償金制度に拘泥しすぎており、新しい制度のあり方まで議論が進まないことは、大きな問題である。

現在総務省が 4K・8K 放送の推進を主目的とした地上テレビジョン放送の高度化技術についての議論を進めているところであるが、これはクリエイターへの適切な対価の還元の議論にも大きな影響を与える。については文化庁だけでなく総務省はじめ、関係省庁の審議会との合同会議の設定が必要である。多くの関係者の参加によって、より合理的で、豊かなサービスの可能性を縛らず、コンテンツ産業、録画機器メーカー、消費者・ユーザーすべてにとってのより良い未来の環境整備となる新たなルール設定が必要である。

■柔軟性のある権利制限規定の創設について

文化審議会著作権分科会の報告書を受けて、デジタル化やネットワーク化の進展に対応する柔軟な権利制限規定が各所で議論されているようである。イノベーションの創出や情報通信技術の発展を視点に入れた、従来の著作権法よりも抽象度の高い権利制限規定を導入しようとしている点は評価できる。

ただしデジタル化やネットワーク化による著作物の利用について、それが多様化したのは決して企業だけではなく、一般ユーザーにも大きく関わるものである。対してこれまでの知的財産制度の改正は、権利者を一方的に保護するものであり、消費者やインターネットユーザーの表現の自由や情報機器の利便性を一方的に損ねるものである。著作権の保護と利用のバランスを取る上では、柔軟な権利制限規定は単なる産業振興策ではなく、言論の自由を担保し、教育やエンタテインメント、ユーザーによる技術検証・改善に資するも

のであるべきである。特に利用者が自身で使うハードウェアやソフトウェアを解析したり、その上で自由なソフトウェアを動かしたり、自身で修理したりすることができる「いじる自由 (Freedom of Tinker)」を阻害しない制度設計が求められる。

またデジタル化やネットワーク化による著作物の利用の促進をめざすのであれば、著作権法第三十条第一項第一号についても、制定された趣旨とは異なる形で解釈されることで、用途に関わらずインターネットサーバーが本条文の該当機器となるおそれがあることから、情報通信サービスの萎縮を生むことになっている。事業者だけでなく消費者やユーザーもサーバーをレンタル、あるいは自ら運用するような技術革新があるなかで、サーバーが本条文の該当機器から除外されることを明確にするなど、現実に応じた形で本条文の概念が見直される必要がある。

残念ながら文化庁における議論については、メディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどの消費者が求めるニーズに応えるものとなっていない。については知的財産推進計画として米国型フェアユースを念頭に置いた、柔軟性のある権利制限規定の導入を知的財産推進計画として示す必要があると考える。

■国際通商協定交渉における知的財産権分野について

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) の発効は非常に難しい状況となったが、現在も日 EU 経済連携協定 (日欧 EPA) やサービス貿易協定 (TiSA)、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などの多国間での通商協定交渉が続いている。これらの通商協定においては知的財産分野についても交渉が行われているようであるが、知的財産権、特に著作権分野は貿易の側面だけでなく、人権や表現の自由に関わる重要な分野であることから、交渉については交渉中の序文はもちろん、会議についてもそれを公開し、ユーザーや消費者のようなステークホルダーも参加できるようにすべきである。

■オープンデータのさらなる推進を

現在政府はオープンデータの推進を進めており、官民データ活用推進基本計画の下、自治体単位でも取り組みが進みつつあるが地方自治体や独立行政法人、交通機関など公共性の高い民間事業者、社会全体へとその動きを広げていく動きはいまだ弱い。また、より制約の少ないパブリックドメインのコンテンツを増やすことには政府のオープンデータ政策は取り組んでいない。米国連邦政府のように、公開されたコンテンツは原則パブリックドメインとし、それが難しい場合にはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや政府標準利用規約に代表されるオープンライセンスのもとで公開するように知的財産計画として方針を示すべきだ。

特にインターネットを利用した選挙活動が解禁された今、有権者がインターネットを用いて選挙に関する情報を集められるよう、政見放送をインターネットで見られるような取り組みを進めるべきである。また政見放送や国会審議などの公的なコンテンツ及び災害に関する報道などの公共性・緊急性の高い番組については、通常放送に掛けられている CAS を外して放送することを義務化し、国民が利用しやすい環境の整備を進めるべきである。

また国費を使って開発されたソフトウェアや研究論文のオープンライセンスでの公開など、米国での先進事例についても知的財産推進計画として視野に入れるべきだ。

■著作権について

わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。

近年は ICT 技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー＝クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらす、日本経済にも貢献することになる。なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進ん

であり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもたらし、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。

■「プロライツ」から「プロイノベーション」へ

今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プロライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプロライツ（プロパテント・プロコピーライト）は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これからの時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するためのイノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくためには、イノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。

■政策立案プロセスへのユーザー代表の参加

知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。一方、ICT 産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が知財政策で強く発言していくべきである。

■著作権侵害の一部非親告罪化

わが国には二次的著作物やパロディに関する法制度が存在せず、司法では二次的著作物やパロディは著作権侵害と判断される。しかし現実には二次的著作物やパロディによる作品が数多く存在しており、今やそれらは日本の文化の一翼を担っている。そしてこのわが国独自の個性豊かな文化は世界に向け発信され、世界から共感を得ている。これは「クール・ジャパン」の源泉となっている。このような文化が熟成されたのは二次的著作物やパロディについて、その制作者と原作者との間に信頼関係があり、著作者が黙認していたことに由来する。ただし二次的著作物やパロディを公的に紹介できない現状は、形式的な権利保護が却って文化の進出を阻害しており、国益の損失となっている状況を認識する必要がある。

上記の現状を踏まえた上で、著作権侵害が非親告罪となれば、信頼関係に関わらずあらゆる二次的著作物やパロディが刑事告訴の対象となり、パロディ法制などのないわが国においては「クール・ジャパン」の源泉となる文化が崩壊する結果となり、国益を害する。

また著作権侵害が非親告罪となることで相対的に捜査機関の権力が増大し、これまで社会的に容認されていたような軽微な著作権侵害においても、著作権侵害を理由に捜査機関が逮捕することができるようになる。そもそもインターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは、技術的・外形的に判断できないという根本的な問題もあり、これは別件逮捕などの違法な捜査を助長するおそれがある。

■アクセスコントロール回避規制

わが国では 2012 年 10 月の著作権法の改正によって、DVD などにかかっているアクセスコントロール技術を回避しての複製行為が違法となった。これに対して TPP 協定にはアクセスコントロールを回避する行為自体を規制する条文が導入されている。しかし無条件のアクセスコントロール回避規制は、ユーザーによるコンテンツのアーカイブを不可能とし、国民の正当なコンテンツ利活用を妨げる。またアクセスコントロール回避規制はわが国の ICT 技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本製品の競争力をも損なっており、それに対する手当は一切なされていない。

アクセスコントロール回避規制によって、権利者に不当な損害を与えない「視聴のための複製」が不可能となっている状況は看過できない。また本来著作権法で認められている範囲での映像の引用が不可能となっており、それによって技術批評や映像に関する教育が難しくなっている。また自身の使う機器やソフトウェアの安全性チェックや、イノベーションを促進する「いじる自由」（freedom of tinker）を害している現状がある。また技術の互換性や相互運用性を担保するうえでもアクセスコントロールの回避が必要となる場合がある。

近年の技術進歩は急速であり、今後自動車や家電など、従来はそう見なされていなかった機器でもコンピュータ化、ネットワーク化、ブラックボックス化が進む可能性がある。また技術革新に伴って、コンテンツの新たな用途や利用形態が開拓されることもある。これらに伴い、アクセスコントロール回避の新たな形態が求められるようになる可能性は非常に高いと考えられる。

特にコンテンツの視聴のためであっても、オープンソースソフトウェアの利用を制限する現状の制度は、コンテンツ利用促進の観点からも負の影響が大きく、早急に手当が必要だ。またコンテンツの批評や引用など、著作権法で認められた用途においても著作物を利用することができない状況を解決する必要がある。ユーザーが購入したコンテンツを長く、そしてオープンソースソフトウェアによっても利用できるように規制のあり方を再度検討すべきであり、よって、柔軟かつ定期的に適用除外規定を追加できるような仕組みを考慮すべきである。さらにアクセスコントロール回避行為自体を違法とすることは、上記で述べてきた行為を現状行っている人全てを違法状態に置くこととなり、実効性がない。

■著作権の切れた出版物のインターネット上での速やかな公開

アメリカ議会図書館や欧州委員会の Europeana は、パブリックドメインとなった書籍・映画・音楽等のアーカイブ・オンラインでのデータ配信に熱心である。著作権が切れパブリックドメインとなった著作物は、速やかに全国民が利用しやすい形態で提供し、我が国の文化の向上に資するのが、文化を担う行政機関の責務である。

我が国には著作権が消尽し、文化的意義が大きいにも関わらず、鑑賞・閲覧の困難な戦前の作品が多数存在する。市場性が薄くなり著作権も切れた作品については国が主導して保存・公開する必要性が高いにも関わらず、こうした点についての現状認識・問題意識が乏しいのは大変遺憾である。

また我が国では著作権の切れた書籍について、権利を持たない者の申し出によって国立国会図書館ウェブサイト上での提供が一時凍結されたことがある。今後このような不必要な配慮を行わないよう知的財産推進計画に明記することを求める。

■アーカイブされた放送番組の権利処理にオプトアウトの考え方を

放送番組のアーカイブ化およびその一般利用は、2003 年の NHK アーカイブス設立をきっかけに本格的にスタートした。当時から実践されてきた権利処理のモデルは非常に厳格なものであるが、これが後々他の事業者の権利処理のモデルとなった。だが NHK 基準の厳格な権利処理にかかるコストでは民間事業は成り立たず、事実上の参入障壁となっている。

権利処理のうち、膨大な人件費がかかっているのは肖像権の処理であり、特にタレントなど契約によって出演契約が行なわれた者ではない、映像に収められた一般市民の権利許諾が大きな負担となっている。

我が国においては、肖像権は明文化された権利ではなく、判例によって一部パブリシティ権などが認められた例があるに過ぎないが、一般市民の間では過剰に権利を拡大して解釈する傾向が強まっているのも事実である。

このようなバランスを考慮し、収蔵された放送番組の利活用においては、研究および教育利用に限定した上で、オプトアウトで始めたらどうか。その課程で人物の特定および権利処理の手がかりが掴める可能性もあり、事業者の権利処理の負担が軽減できる。アーカイブは、蓄積しても利用されなければただの死蔵であり、利用開始が長引けばそれだけ資産価値を減少させ続ける結果となる。放送番組のアーカイブ利活用については、最終的には国民の直接視聴に繋がることを睨みつつも、資料としての価値を優先する形で、現実的な手段を検討すべきである。

■ACTA（模倣品海賊版拡散防止条約）について

知財戦略としての「模倣品・海賊版の拡散防止」という方向性には賛同する。しかし ACTA はその目的から大きく逸脱したものであり、国内外から批難を浴びた。特に「HELLO DEMOCRACY GOODBYE ACTA」のスローガンのもとに、ACTA が欧州議会において大差で否決されたことを政府は厳しく認識すべきである。ユーザーの知へのアクセスを阻害し、また不透明なプロセスで批准が進められた ACTA の発効の推進は、日本から見ても、そして交渉参加国から見ても知的財産戦略としては誤りで、知財計画に掲載すべきものではない。

■違法ダウンロード刑事罰化について

2012 年 10 月の著作権法の改正によって、インターネット上に違法にアップロードされた音楽や映像を、そのファイルが違法であると知りながらダウンロードする行為について刑事罰が科せられる（いわゆる違法ダウンロード刑事罰化）こととなった。本改正の付則として定められた事業者による教育・啓発活動の義務規定や違法ダウンロード防止への努力規定による取り組みが進められているとはいうものの、これは「インターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できない」という根本的な問題をクリアできるものではない。

また本法改正は文化審議会での議論を経たものではなく、音楽事業者や映像事業者を中心としたロビイングによって進められた。国会による議論もほぼなく、一方的に議員立法によって進められたこの改正のプロセスは大きな問題を抱えている。このように政府による知財計画や文化審議会での議論を無視し、業界団体のロビイングに唯々諾々と賛同し進めてしまったことは今後の知財戦略を考える上で大きな負の遺産を残した。

違法ダウンロード刑事罰化が本質的に抱える問題、そして政府や審議会の決定を無視したプロセスで利害関係者の一方的な要望が通ってしまった問題から、違法ダウンロードの刑事罰化については白紙撤回し、知財戦略本部や文化審議会における議論を行うべきである。

諸外国においても、ダウンロードなどを行っている個人の摘発を行うよりも、大規模な海賊版サイトをこそ摘発すべきであるという方向に移りつつある。いわゆるスリーストライク制度を導入していたフランスにおいても、既にダウンロード者に対する処罰は法改正で削除されており、警告と違法アップロード者への処罰だけとなっていることにも留意すべきである。

■電磁的な一時的複製の規制

著作物を一時的に電磁的なかたちで記憶装置に複製する行為についても複製権の対象とし、許諾なく電磁的な一時的複製を行った場合も著作権侵害とするような枠組みの策定が議論されている。しかしわが国は電磁的な一時的複製を著作権侵害とする要求を受けいれるべきではない。また国際的な経済連携協定に電磁的な一時的複製を規制する条項が入ること自体に強硬に反対すべきである。

現代のコンピュータはプログラムとそのプログラムが処理するファイルの一時的な複製をメモリーに自動的に作り続けることで動作する。またインターネットの利用においては、ネットワークから受け取ったデータを先読みしてメモリーにバッファしておくことで大容量のストリーミングコンテンツを快適に利用することができる。また一度見たウェブサイトのデータをストレージに一時的に保存しておくことで、高速なウェブサイトのブラウズが可能となり、またトラフィックの軽減につながるため、ネットワーク資源を有効に活用することができる。このように電磁的な一時的複製は情報技術を支える基幹の技術だ。電磁的な一時的複製を規制することは情報技術の実際と大きくかけ離れており、全く現実的ではない。

法人・団体名
15. キヤノン株式会社
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
1) 「知的財産推進計画 2017」第一部 第 4 次産業革命の基盤となる知財システムの構築の「2. 知財システム基盤の整備」についての意見
（標準必須特許に関する ADR 制度の検討に対する意見）
知的財産推進計画 2017 の取り組むべき施策として記載されていた「標準必須特許裁定」については、産業構造審議会特許制度小委員会における特許庁の判断の結果、現段階では導入せず、標準必須特許のライセンス交渉についてのガイドラインの策定や判定制度における必須性の判断をまずは行うことは理解した。しかしながらガイドラインの策定及び判定制度の必須性の判断にとどまらず、これらの経験を生かし、将来的に

は法的拘束力を持った、標準必須特許の必須性及びライセンス料率等の判断を行う仕組み作りの検討につながっていただきたい。

（標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定に対する意見）

本ガイドラインの対象となる特許について、FRAND 宣言した標準必須特許のみならず、社会に与える影響が大きいインフラに係る標準必須特許（必ずしもデジタール標準に限らない）も対象とすべきであると考え。また、当該標準必須特許と関連性が高い周辺特許等なども、本ガイドラインの対象とすべきであると考え。

（適切かつ公平な証拠収集手続きの実現に対する意見）

書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続きの導入および訴え提起後における公正・中立的な第三者である技術専門家の関与について、技術専門家が秘密保持契約を結んでいたとしても、営業秘密漏えいのリスクはゼロではないため、収集する証拠については、裁判で争点になっている部分を証明するために最低限必要な部分のみに限定すべきである。

2) 通常実施権の対抗要件についての意見

日本、米国及び欧州の一部の国を除き、通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかしながら、当事者間で通常実施権の許諾が包括的に行われることが一般的になっている現状を考慮すると、それらを一一つ登録し、管理することは実質的に不可能である。また、実施許諾契約はその存在自体も秘密であることが多く、その場合はそもそも登録できない。従って、日本、米国及び欧州の一部の国以外においても、通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるように日本特許庁から働きかけを行っていただきたい。

以上

法人・団体名
16. ヤフー株式会社
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの
意見
(1) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について インターネットを取り巻く技術の著しい進展に伴い、次々と新たなプレーヤーが参入し、新たなサービスが展開されている。インターネット・サービスは容易に国境を越えて利用されるため、日本の法制度が米国等の他国の制度に遅れをとると、日本企業だけが新たなサービスの展開に出遅れ、日本の産業の発展が阻害されかねない。急速に発展していく技術が生み出すサービスによる利便性の向上や社会課題の解決を、世界に遅れることなく日本の利用者が享受できるようにするためには、変化と多様性に対応できる柔軟な著作権制度の構築が不可欠であるが、現行法における権利制限規定は個別具体的に規定され、柔軟性に欠けるといえる問題がある。この点については、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」においても取りまとめがなされているが、限定的な内容の規定の追加ではなく、今後の新しいサービスに対応できるような柔軟性の高い権利制限規定の立法を、早急に進めていただきたい。また、著作権制度については、新たな技術やビジネスの進展に迅速かつ柔軟に対応することを念頭に、継続的に改正を含む見直しを進めていただきたい。 (2) 持続的なコンテンツの再生産および新規展開のための環境整備の推進 クリエイターへの適切な対価還元につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しやこれにかわる新たな制度の導入が検討されている。かかる検討にあたっては、徒らに既存の制度の維持に固執するのではなく、近年のデジタル・デバイスやサービスの発展に応じた、コンテンツ利用実態の大きな変化（特に、利用者の手元で複製物の生じない、ストリーム型コンテンツ配信サービスの普及と今後のさらなる発展）に目を向け、現状に照らした適切な制度設計を図るべきである。 加えて、コンテンツの利用促進を進めることは喫緊の課題であり、コンテンツの海外展開その他の文脈で

利用促進策が検討されているが、現状インターネット上におけるコンテンツの利用促進策の検討については、十分であるとはいえない。特に、サイマル・キャスティング（放送との同時配信）やウェブ・キャスティングについては、アメリカやヨーロッパでは、放送と同様、強制許諾や報酬請求権の対象となっているレコード製作者の権利等について、日本では個別に許諾を得なければならないとされており、サービス提供が困難となっている。サイマル・キャスティング等については、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」や「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」において議論はなされているものの、権利のあり方に係る論点については議論が進んでいない。日本の法制度が海外に遅れることのないよう、法制度の見直しについて早急に議論を開始し、早期に最適な制度の実施を進めるべきである。

（３）デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対応について

知的財産推進計画 2017 において、「リーチサイト」への対応や、「サイトブロッキング」が検討事項として挙げられているが、かかる検討は十分慎重に進めていただきたい。

すなわち、現代においてインターネットにおける情報流通は、社会におけるさまざまな表現・情報の伝達に貢献しており、インターネットは人々の「表現の自由」の実現を支える重要なインフラとして重要な役割を果たしている。そして、インターネットがこのような役割を果たしえるのは、インターネットそのものが情報を自由に流通させる環境（構造）であることが前提となっている。加えて、インターネット上の表現活動が活発化するに伴い、コンテンツへのリンクを掲載する行為は、大多数のインターネット利用者にとって日常的に行われる表現行為となっている。

このようなインターネット上の情報流通の現状に鑑みると、インターネット上の情報流通そのものに強い制限を課す可能性の高いリーチサイト規制やブロッキングは、国民の表現の自由に対して極めて強い制約力を持っており、インターネットの「表現の自由」の実現を支える重要なインフラ的機能（情報流通の基盤）を維持するためにも、当該規制手法の採用の是非については極めて慎重な判断が必要となるのは明白である。この点については、（検索サービスに関する判断ではあるが、）近時の最高裁決定（最大決平成 29 年 1 月 31 日）においても「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。」と指摘したうえで、当該「情報流通の基盤」に対する制約について厳格な判断を行っている。本決定はプライバシー侵害について争われた事案であるが、「情報流通の基盤」に関する判断部分は権利侵害の種類を問わず当てはまるものであり、本件においても情報流通の基盤に対して安易に制約を課すべきではない。

リーチサイト規制については、現在、文化庁文科審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討が進められている。もっとも、(1)海外の違法アップロードサイトに対する削除実績、(2)現行法に基づく執行機関の対応可能性、(3)国際捜査・司法共助の対応状況等の立法事実等が明確に示されているとはいえない状況にある。また、規制範囲が明確ではないために多くのインターネット利用者の表現行為の萎縮を招くなど、表現の自由を大きく損なう可能性が高いことが懸念される。現在、ソーシャルメディアやブログ等でリンクを伴う形で自己の意見等を表現する行為は、広くインターネットユーザーに定着している。一方で、インターネット上で利用可能なコンテンツが適法なものか違法なものかは、大多数の利用者にとっては明らかではない。したがって、新たな規制の範囲が不明確となり、悪質なリーチサイト以外のリンク掲載行為等にも規制が及ぶと受け止められた場合、多くのインターネット利用者が本来、適法に行えた表現を控えるようになるなど、国民の表現行為に大きな萎縮効果が生じ、表現の自由が過度に損なわれることが懸念される。リーチサイトに対する法規制の検討にあたっては、国民の表現の自由とのバランスや、表現の自由に対する萎縮効果を十分に考慮して慎重な検討を進める必要があり、規制の範囲を明確に画することができない場合には、規制の導入を見送るなど慎重な姿勢が必要である。そのほか、インターネット上の基幹技術であるハイパーリンクの掲載行為を政府が法律によって規制することは、インターネットガバナンスのあり方に大きな影響を与えるとともに、インターネットの本質的価値そのものを損なうことも懸念される。

ブロッキングについては、事業者が個別の通信の内容を確認して当該通信を遮断するものであるため、こうした手法は「通信の秘密」の観点からも制約が極めて大きい措置といえ、このような手段を講ずる場合は極めて限定的なケースに限られるべきである。

さらに、プロバイダをはじめとするインターネット事業者は違法情報の発信・管理に関与していない立場にあり、こうした各事業者に対して個別の情報流通を制限させることは、当該事業者に対して過度な負担を課すものである。

なお、現在わが国においては児童ポルノについてブロッキングを行っているが、これは児童ポルノ情報の流通が当該児童の人格的尊厳を著しく傷つけるものであり、その違法行為の重大性及び救済の緊急の必要性に鑑みて、事業者全体の協働のもと、例外的に行われているものであり、私人の財産権である著作権の侵害情報の流通とは性質を異にするものである。

以上の通り、インターネット上の海賊版対策は重要ではあるが、国民の表現行為へ萎縮効果を与え、インターネット上の情報の自由な流通の阻害の危険性を含みリーチサイト対策やブロッキングを安易に一時的な海賊版対策として選択することが果たして適切であるのか、大元の違法サイトへの差止の実効性の確保や、これを運営する悪質な事業者の資金源を断つアプローチなども含め、様々な角度から、慎重に検討していただきたい。また、その検討にあたっては、学識者、権利者、インターネット事業者のみならず、利用者を含むあらゆるステークホルダーの連携の下、慎重に検討していただきたい。

法人・団体名
17. 特定非営利活動法人コモンズフィア
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの (D) その他
意見（要旨）
主にイノベーション推進の観点から以下 4 点を提案・表明する 1. 一般的・包括的権利制限規定の検討の不十分性の克服 2. いわゆるカラオケ法理によって物理的な著作権侵害行為主体でない者が侵害主体と認定されることへの制限 3. 著作権保護期間の延長は実証研究に照らして問題があり、万一延長に踏み切る場合には相当の対策が必要であること 4. 権利者・権利の有無の誤認に基づく利用についての検討
意見（全文）
1. 柔軟な権利制限規定について 文化庁では柔軟性のある権利制限規定について、質の高い検討をしているが、不足も見られる。知財戦略上重要な点であるため、提案したい。 1) 一般的・包括的権利制限規定の必要性について 一部の事業者や個人だけが不確実性の高い環境下で新しい利用にチャレンジする、多くの者はチャレンジに積極的ではない、という調査結果が示されているが、そのような者がチャレンジできるように法環境を整えることが、イノベーションの促進には重要である。逆に言えば、そのような法環境がないからこそ、多くの者がチャレンジに消極的になっているという言い方も可能であり、これは鶏卵の問題である。そこから潜在的に得られる恩恵や国際競争上の優位性などがあり得ることが、これまでの検討では十分認識されていない。特に刑事罰もある著作権法にとっては、法令遵守の名のもとに様々な産業や文化にとって萎縮的に働く場面が多い。 割合としては少数の者がチャレンジできる余地を確保するためにも、より一般的・包括的な権利制限規定も必要である。これは、その他のより限定的だが柔軟性を持つ規定や、より限定的・明確で柔軟性に乏しい規定などと相対立するものではない。セーフハーバーとグレーゾーン両方がイノベーションにとってそれぞれ有益と考える。 また、新しく今後生まれる利用を今の段階で予想することは困難であることから、規定は政令等により要件を定める形式ではなく、あくまでも一般的な規定とし、実際の解釈は司法判断に委ねる形の規定であることが望ましいと考える。 2) 一般ユーザーの行為を対象とする権利制限規定の必要性について イノベーションをもたらす主体がサービスの提供主体としての事業者であることが暗に前提とされているが、情報技術やネットワークの普及と共に、イノベーションの担い手としての一般市民、サービスの利用

者の担う役割は大きくなっている。

今後、権利制限規定の類型化などを行う上でも、サービスを提供する事業者とそれを利用する利用者の行為がいずれもイノベーションの実現に貢献できるような余地を確保することに十分配慮が必要である。

例えば、クラウド上のストレージ・サービスの提供を例にとるなら、いわゆるカラオケ法理との関係で違法になる、というサービス提供事業者にとっての問題が一方にあり、クラウド上のストレージ・サービスに保存することが、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」を用いた複製に該当するために違法になり（著作権法第三十条のいわゆる私的複製の権利制限規定の範囲外となる）、その結果、このようなサービスのイノベーション推進の観点からはどちらか一方の行為についてのみ権利制限を設けるのでは不十分に終わる、という類の問題が発生することが考えられる。

3) 公益と関わりの深い権利制限規定について

教育、障害者など公益と関わりの深い権利制限規定については、基本的に立法による判断が求められるとしている。立法による判断は時間がかかるものであることは文化庁報告書においても認識されているところである。この二つの点からの帰結は、公益に関わる部分についてはイノベーションが遅れてもよい、例えば教育関連のイノベーションや障害者関連のイノベーションが遅れてもよいということになるが、知財戦略として受け入れがたい。

例えば視聴覚障害者が著作物へのアクセスができるようにする規定を改訂し、公衆送信などを可能にし、点字以外にも音声読み上げを可能にしている点は評価できる。ところが、この権利制限の適用範囲は「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」の利用を対象としていた。これは、自動読み上げなどの技術発展に照らして狭すぎる対象の設定であった。このような形で、既存の公益関連の権利制限規定の思わぬ狭さが問題になることは今後も起こることが想定される。このような点において、立法による判断・決定を待つ期間は、司法によって適切だと判断された範囲の利用を可能にするような、一般的・包括的な権利制限規定が存在する意義がある。

同様に、著作物の電子教育における利用についても、補償金等の支払いが要件として議論されているという噂も出ているところ、教育予算が厳しい自治体の公教育において、今後、世界のうごきに追いつき追い越すべく電子教育を導入、普及していくにあたり、補償金とその普及に大きな足かせとなることは自明であるから、教育のように、国の将来に大きな影響のある公的な利用について、補償金等の要件を課すことの無いように要望する。

4) 権利制限の諸規定間の「縦割り」の弊害への対処について

個別の権利制限規定では目的や主体などを限定しているが、これは様々な縦割りの弊害を生む。

例えば、私的使用のために作成した複製物を、後に教育目的で利用する者に譲渡する、更にそれを後に情報解析に利用する者に譲渡する、などといった個別に見れば個別の権利制限の範囲内にある著作物の利用行為を一つの複製物について行うことが適法であるかは、自明とは言えない。

権利制限規定の数が多く、かつそれぞれの内容が複雑である。例えば、今般権利制限規定の議論で優先的な検討の対象とされた、現実世界の情報の検索サービスについても、屋外に恒常的に設置された美術作品や建築の利用に関する権利制限規定や、検索エンジンや情報解析に関する権利制限規定など、様々な規定に照らして、適法にできる範囲を検討していくことになる。

このような個別制限規定の縦割りの現状はイノベーション推進の観点から望ましいものではなく、既存の制限規定の実質的な趣旨に照らして十分に類似性があり、権利者の利益を不当に害さない場合には、個別の規定に直接該当するとは言にくい場合であっても、権利制限の対象と司法が判断する余地を確保するべきである。このためにも一般的・包括的権利制限規定が望まれる。

2. 利用・侵害行為の主体の明確化について

いわゆるカラオケ法理によって、物理的には歌唱の主体でない者が規範的に歌唱の主体と判断されたり、アップロード行為、録画行為などの行為についても同様に物理的な行為主体とは別の主体が規範的に主体とされている。その結果、その行為が違法と判断されることにもなっている。

これはいわば、著作物の利用に関して違法性がないはずの領域について司法が柔軟に法を解釈することによってグレーゾーンを広げて来た、白をグレーに塗り替えるような展開であったと見ることもできる。

判例が蓄積されるにつれ、大小の事業者への萎縮効果が広がっていることが伺えるため、物理的な行為主体以外の者をどこまで柔軟に司法の判断で侵害主体として扱ってよいかを立法として判断し、明確にすることで、イノベーションの萎縮効果に歯止めがかけられると考える。

いわゆるプロバイダ責任制限法は、プロバイダがその利用者の行う侵害行為について責任を負う条件を制限する法だが、このカラオケ法理によって無効化されている点も、リスク対策を考える上では問題となる。

3. 著作権保護期間について

著作権保護期間については、70年に延長することにメリットが薄いという実証研究が国内について存在する。また、国際的にも、15年程度が最適という試算まで存在する。

そのような諸研究を踏まえるなら、70年に延長することには極めて慎重であるべきである。

また、著作者の死後50年以上を経過した権利などについては、主要な権利者データベースへの登録をしていない権利者については、既に権利の主張に対する関心を失った状態にあると推定し、無許諾の利用によっても不当に利益を害されることがない、権利者不明と同様かそれと極めて近い扱いが適当であるとするなど、延長による弊害を防ぐに足るような措置を講じ、作品のアーカイブ化、活用などの妨げにならないようにすることが望ましい。

万が一、保護期間を延長するのであれば、公正な利用とのバランスに配慮し、権利制限規定の柔軟化および／または一般的・包括的権利制限規定を導入すること、戦時加算制度の撤廃を実現すべきことを条件とすべきである。

4. 権利者・権利の有無の誤認に基づく利用についての検討

1) AIが生成に関与している情報資源

AIによる生成物は、創作性のある著作物と区別がつきにくいことがある。それが人間によるものであるのか、どこまで人間が関与しているものなのかは、時として極めて判断が難しい。同時に、どの程度の人間の関与があった場合に、そこに著作権を認めるかについての判断基準も手掛かりが乏しく、利用を萎縮させる要因となる。

また、人工知能の利用について、学習に関しては法47条の7による情報解析により適法にできるが、出力において万が一の確立で入力したコンテンツと同一または類似の範囲で人工知能の出力が行われてしまう点について、著作権侵害の要件である依拠性の解釈次第では侵害が成立し得るところ、このような依拠性の解釈は法47条の7の立法趣旨を骨抜きにしまう可能性がある点も実務上問題となっている。

2) インターネット上などで転々流通する作品

インターネット上などで転々流通する作品の中には、著作者の誤記や情報の欠落が見られるものがある。少量の文章や、一部の画像であれば、検索エンジンを活用することによって、時間をかけて著作者と思われる者を特定できることもあるが、利用コストの高さから利用が萎縮する要因となる。

3) オープンコラボレーションの産物

多数の権利者が関与して形作られる著作物（オープン・ソース・ソフトウェアや、ウィキペディアをはじめとするオープン・コンテンツなどがそこには含まれる）について、そこに不適切な形で侵害物が紛れ込んでいないかを判別するコストは莫大なものになり得る。これは利用を萎縮させる原因となっている。この萎縮が拡大する場合、こうしたソフトウェアやコンテンツの開発（そこにはほぼ不可避免的に複製や翻案、公衆送信が伴っている）自体が萎縮することにもなり、社会にとっても大きな損失となる。

4) 大規模センサーデータ

大規模なセンサーデータ中に、そのセンサーの種類や用途によっては、画像、音声、動画、文字列などの形で著作物が含まれる場合がある。これを逐一チェック、除外することは合理的ではない場合があり、チェックをした場合であっても見落としが含まれる。データが情報解析用のみである場合には既存の権利制限規定で足り、他に、このセンサーデータ生成が著作物の創作にあたり、かつ、対象とする事物からの分離が困

難であると認められれば別の権利制限規定で足りる可能性がある。だが、いずれも一部の事例に権利制限規定があてはまるに過ぎないため、データの第三者提供、公衆送信可能化、複製などにあたって問題が残る。

こうした状況を踏まえるなら、権利者の誤認や権利の有無の誤認に基づいた利用について、利用者がどのような調査義務を負い、どのような責任を負うべきかについて、イノベーション促進の観点も踏まえた検討が必要なのではないか。

法人・団体名
18. 日本弁護士連合会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見
第 1 意見の趣旨 1 知的財産に関連する契約実務を高度化させるための施策を検討すべきである。特に中小企業・ベンチャー企業において、データを含む知的財産を活用した事業展開をなすには、知的財産各法のみならず、契約法、個人情報保護法、独占禁止法並びに訴訟法及び倒産法等の関連法令を踏まえた高度な契約に基づき、利益保護とリスク低減を図ることが重要である。これを可能にするためには、中小企業・ベンチャー企業に対して、産業財産権の権利化を支援するだけでなく、必要な人材を育成することを含め、知的財産に関連する契約法務活動の支援をすることを検討すべきである。 2 種苗法に基づく品種登録制度に関する諸規定について、産業財産法制とのバランスを考慮しつつ、例えば、①出願公表に伴う補償金請求を容易にするための改善、②育成権者の権利範囲を理解するための情報へのアクセス改善、③権利無効の抗弁と同趣旨の制度の検討、④職務育成品種についての制度整備を図る等、現実的に制度の活用を支障のないように全体的な整理検討がなされるべきである。また、農林水産関係知財制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、エンフォースメント（権利行使）も視野に入れた形での途上国への法制度整備支援も展開されるべきである。 第 2 意見の理由 1 知的財産に関連する契約実務の高度化について (1) 第 4 次産業革命時代に即した産業競争力の強化のためには、標準化戦略やデータの利活用に関する戦略等にみられるように、円滑かつ実効的な企業間連携を推進していく必要がある。 そのためには、技術起点で産業財産権を出願、権利化を図るといった観点のみの知的財産マネジメントでは十分とは言えず、企業間連携を含め、市場における事業展開を幅広く視野に入れた事業戦略的な観点から、知的財産を軸とする契約を活用するマネジメントが求められる。 (2) しかしながら、我が国の契約実務は、例えばグローバルに事業を展開しているような一部の企業を除き、国際的にみて必ずしも高い水準にあるとは言えない。特に中小企業・ベンチャー企業においては、優れた技術を知的財産として有していながら、それを基軸とする実践的な取引や企業間連携等を推進するための契約法務を取り入れた知的財産マネジメントを行う人材やコスト負担能力が不足している現状にある。特に、データを含む知的財産に関する契約には、知的財産各法のみならず、契約法、個人情報保護法、独占禁止法並びに訴訟法及び倒産法等の数多くの関連法令が係り、それらの全てに配慮して利益保護とリスク低減を図ることが重要であるところ、そのためには高度な知識・経験を必要とする。 (3) そこで、「知的財産推進計画 2018」策定にあたっては、技術的観点に偏らず、事業戦略の観点から、例えば効果的な企業間連携を実現する等、契約を駆使した知的財産マネジメントを行うことができるような人材を育成するとともに、知的財産を軸とするグローバルな事業展開に不足のないよう契約実務を高度化させるための施策を検討し、特に中小企業・ベンチャー企業において、知的財産に関連する契約法務を充実させるために必要な支援策を検討すべきである。 2 農林水産関係知財の保護の取組について (1) 品種登録保護制度の改善点 当連合会は、『知的財産推進計画 2017』策定に係る検討課題に関する意見書（2017 年 2 月 16 日

付け)においても、農林水産事業に関する知的財産(以下「農林水産知財」という。)の重要性と国内外での展開を視野に入れた今後の戦略的取組の必要性を指摘した。「知的財産推進計画2017」においては、「II. 1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」の項目中に農林水産事業等についての「現状と課題」の認識が示され、数々の取り組むべき施策が指摘された。

その取り組むべき施策の中に、育成者権の権利範囲(独占権の範囲)を画する判断基準の明確化についても短期・中期の検討項目として取り上げられ、現在、農林水産省において鋭意検討されていることと思料するが、関連して併せて検討されるべき事項を指摘する。

① 出願公表に伴う補償金請求について

品種登録制度は、既存品種(公知品種)にはみられない新しい特性を具える植物体を開発等した者が、農林水産大臣に対し、品種登録出願を行い、これに対し、審査当局において区別性、均一性及び安定性等の登録要件(種苗法3条1項)の実体審査が実施され、要件を備えているものと認められる場合には品種登録がなされて、出願者に対し育成者権(品種利用についての独占権)が設定・付与されるものである。

ところで、この品種登録制度は、特許制度と同様に、出願内容が出願後に審査当局より、遅滞なく公示されて出願公表がなされることとされている(種苗法13条)。この出願公表制度は、出願品種が出願審査中に第三者に無断利用されることがないように、後日品種登録に至った場合には、当該第三者に対して、補償金(ロイヤルティ相当額)を請求できることとして、出願者を保護するための制度である。

上記出願公表に伴う補償金請求は、特許制度における特許公開後の補償金請求と比肩されるべきものであるが、特許制度であれば、出願公開後に出願発明を実施する第三者に対して出願内容を知らしめるために、特許公開公報を提示することで足りる。しかし、品種登録制度における出願公表制度に基づく補償金請求を行うために、種苗法14条1項が指示する「出願品種の内容を記載した書面」がどのような内容であるかは不明確であり(品種登録出願においては、願書に添付する特性表の記載は簡略記載で足りる実務であり、それでは出願品種の特性を示す書面たり得ない。)、実務上、補償金請求が極めて困難な状況にある。

また、品種登録においては、出願者において出願品種(植物体)が具えていると考えている特性の記載に拘束されることなく、審査当局において出願時に出願者から提出される植物体の現物を栽培して特性を確認する試験等を実施して、上記登録要件が認められると判断される場合には、審査当局が認定した特性で登録されるものであり、願書に添付されている特性表の記載と、品種登録時の特性表の記載とが大きく乖離することも珍しくない。

その意味で、出願公表時点で、出願者が認識している出願品種の特性を上記第三者に何らかの形で説明し得たとしても、登録時点の特性表とは相当程度乖離しているものであるから、そのような事情が出願公表制度における補償金請求にどのように影響を及ぼすのかが制度上、極めて不明瞭である。

品種登録後の育成者権の権利範囲(独占範囲)の明確化は、育成者権の権利行使に直接影響を及ぼす事柄であるため、早急にその基本的な考え方が整理されるべきであるが、同様に、植物新品種の保護の一翼を担っている出願公表による補償金請求制度についても、実務的には対応困難な点が見受けられるため、その基本的な考え方が整理されるべきである。

② 育成者権の権利範囲を理解するための情報へのアクセス改善

特許等の産業財産制度においては、当業者をはじめとした第三者が特許発明の技術的範囲(権利範囲)の外延を判断するための各種資料(願書やこれに添付される特許請求の範囲や明細書、図面や審査当局が出願人に対して出される命令や通知等、あるいはこれらに対する出願人の意見書や補正書等の各種応答書類、公開特許公報、特許掲載公報等)の資料をウェブサイトで一般公表しており、第三者として容易に出願経緯を参酌できる環境が整っている。

他方、品種登録制度においては、登録品種の特性表を入手するには、農林水産大臣宛に謄本の交付請求を行う必要があり、利用者の便宜に資するとは言いがたい。品種登録制度における各種情報へのアクセスの容易化がより一層推進されることが望ましい。

③ 無効の抗弁について

特許権等産業財産権制度においては、2004年(平成16年)特許法等改正において、最高裁平成12年4月11日キルビー事件判決(特許に無効理由が存在することが明らかなきには、特段の事情が無い限り、その特許権の行使は、権利の濫用として認めないというもの)の趣旨に基づき、特許法104条の3が創設されるに至った。そしてこの特許無効の抗弁は、権利設定型の知的財産権の権利行使が適正になされることを担保しており、実務上も多用されているところである。

上記最高裁判決の基本的な理念は、権利設定登録型の知的財産権において、登録要件の欠如等の事由(無効理由)が存在する場合には、瑕疵ある権利として他者に対して権利行使をさせるべきではなく、その点の審理は、特許無効審判手続や審決取消訴訟といった行政訴訟ルートでの判断結果に依存するのではなく、特許権侵害訴訟を担当する裁判所が行っても良いというものである。

そして、その趣旨は、育成者権においても同様に妥当するものでありながら、種苗法上は特許法104条の

3に対応する規定はいまだ存在しないため、現行の実務においては、上記最高裁判決の趣旨を汲んでの権利濫用法理が適用されている。

種苗法においては、無効審判制度を有しないこともあって、直ちに特許法104条の3と同様の規定を創設できるものではないが、登録要件の欠如（種苗法においては、49条所定の品種登録の職権取消事由が特許無効理由に比肩されるものである。）が、育成者権侵害訴訟において問題となったときに、どのように対処されるべきかを、育成者権の適正な行使を担保するという観点から、特許制度と照らしあわせて検討されるべきである。

④ 職務育成品種について

2015年（平成27年）特許法等改正において、職務発明については、使用者（会社）側の選択により、法人帰属制の採用も可能とされたが、種苗法における職務育成品種については、同改正前の特許法35条の規定に平仄を合わせた規定のままである（種苗法8条参照。法人帰属制の選択の余地はない。）。

しかしながら、植物新品種の開発行為も、植物特許と同様に、企業としての研究開発の成果である場合も当然にあり得るのであり、職務発明として捉えれば発明は使用者に原始的に帰属するが、職務育成として捉えた場合には品種登録を受ける権利は従業者に帰属しているという整理は、極めて不明瞭であり、職務発明制度と同様に、職務育成品種についても、法人帰属を選択できるようにすべきである。

(2) 「知的財産推進計画2017」においては、「海外における品種の適切な保護」が謳われた。東アジア地域の国々に対して、植物新品種保護に関する国際条約（UPOV 条約）への加盟を促進し、また当該国での植物品種保護法制の実施体制の整備支援等も指摘されているところであるが、当該国における育成者権（植物品種保護に関する権利）のエンフォースメントという観点からみた場合には、当該国の司法制度をも視野に入れた法制度整備支援が必要である。我が国の植物新品種の保護のための法制度整備支援については、関係省庁が連携を図り当該国で展開するのが望ましい。国内外において実務的知見を有する会員を擁する当連合会としても、これらの取組に協力する所存である。

(3) 当連合会は、前述の『「知的財産推進計画2017」策定に係る検討課題に関する意見書』において、全国各地の小規模な農林水産事業者に向けた農水知財の啓発及び制度の周知を図る必要性を説き、各知的財産法を所管する官庁が連携するべきであると意見を述べた。本年1月末には、農水知財の各法を所管する省庁や関係機関をはじめ、当連合会及びその活動から派生して設立された弁護士知財ネットが連携し、書籍「攻めの農林水産業のための知財戦略～食の日本ブランドの確立に向けて～」を上梓した。

当連合会としても、引き続き、関係省庁・団体と連携を図りながら、農水知財分野における知的財産法制や適切な契約対応の在り方等について普及・啓発を行い、専門家に対し身近に相談できる相談体制の整備など、農林水産事業者からの相談の受け皿作りに寄与する所存である。

以上

法人・団体名
19. 中小企業有志（東京ブラインド工業株式会社等）
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見（要旨）
中小企業の国内外の知的財産に関する活動を国として今後も支援、強化していくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。 特に、中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善は、極めて重要です。
意見（全文）
1. 弁理士制度について (1) 弁理士の国際化対応について（継続意見） 例えば、国ごとに相違する新規性喪失例外規定の適用範囲など、外国出願の実務において極めて重要な基礎的内容を全ての弁理士が熟知するよう、国際化対応研修の受講を徹底すべきではないかと考えます。 理由 中小企業の海外進出にともなって、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多

いため、外国出願がスムーズかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小企業の間立つ国内代理人弁理士が、その国の法制度を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思いますが、中小企業が国内出願を依頼する代理人弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない代理人もあり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかった中小企業があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、弁理士に対しての国際化対応研修を徹底していくべきと考えます。

(2) 弁理士の高齢化対応について（継続意見）

弁理士の高齢化に伴うサービス品質の低下などの弊害を未然に防ぐ、何らかの対応策が必要と考えます。
理由

中小企業は、複数の弁理士（特許事務所）と取引をするほど多くの依頼案件を持っておりません。そのため、特定の一人の弁理士（一つの特許事務所）と長期にわたって取引を継続していることが多いと認識しております。このため、弁理士の高齢化に伴って、事務手続きや事務管理上において、徐々に、あるいは突然、不適切な対応を受けた経験を有している中小企業が少なからずあります。このような場合、改善されなければ当該代理人を解任し、新たな代理人に委任すればよいのですが、1件1件の特許出願が極めて貴重な中小企業の、このような被害を未然に防止する観点で、何らかの対策がなされるべきと考えます。

(3) 一人弁理士事務所について（継続意見）

一人弁理士事務所の弁理士が何らかの理由によって代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組みが構築されることが必要と考えます。

理由

中小企業は、先に述べたように、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小企業にとって大変な負荷となります。

(4) 標準化関連業務、データ関連業務への弁理士のかかわりについて（新規意見）

弁理士制度小委員会で、標準化関連業務、データ関連業務への弁理士のかかわりに関して議論がなされており、これら業務を弁理士標榜業務とする方向で議論がなされております。

中小企業には、技術的な観点で経営を相談できる専門人材が不足しているため、弁理士が産業財産権や営業秘密だけでなく、標準化やビッグデータ関連の業務に関しても支援できるようになることは、中小企業にとって好ましいことと考えます。

弁理士には、こういった新たな業務分野を積極的に取り込み、幅広い領域で中小企業の相談相手になって、適切な助言と支援を提供できるようになってほしいと考えます。

しかしながら一方で、座学を受けただけ、あるいはわずかな経験だけで、企業の役に立つ専門性が身につくはずはありませんので、弁理士には、当該業務の実務を通して継続的な研鑽を重ねていただきたいと考えます。

2. 中小企業の特許料金の一律半額制度について（新規意見）

(1) 現在の産業競争力強化法に基づく中小ベンチャー企業・小規模企業を対象とした軽減措置が平成30年3月に終了するのに伴い、それに代わる中小企業向けの特許料金等軽減制度が要望されていたところ、特許制度小委員会で中小企業の特許料金の一律半額制度の導入について議論が進んでいることは評価できます。平成30年4月以降（まもなく）生じる、中小企業向け軽減措置の空白期間をできるだけ短くするため、可能な限り早期に、新制度が導入されることを望みます。

また、新制度の利用に際して、手続きの簡素化が検討されていることも、評価できます。その際、特許料の自動納付制度との併用が、煩雑な手続きを要することなくできるような制度設計を希望します。

(2) 11年目以降の特許料について

11年分以降の特許料こそ、現在検討中の中小企業の特許料金の一律半額制度の適用対象にする必要性が高いと考えます。

理由

特許料は、1～9年目に比べて、10年目以降の負担が大きいために、中小企業にとっては軽減措置の必要性は高く、特に、事業化までに時間がかかる場合は、10年目以降でないと投資の回収ができません。そこで、一律半額制度の適用期間を11年目以降に拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

3. 特許情報システム

(1) 全般（継続意見）

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISE）や中韓文献翻訳システム等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成 28 年 5 月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すと考えられています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小企業もありますが、多くの中小企業は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。そこで、可能な限り、J-PlatPat 等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

(2) 改善計画（継続意見）

また J-PlatPat 等においてパテントファミリーが検索できる機能が追加され、外国文献の全文テキスト翻訳検索機能や、日本の公報の近傍検索の機能追加が計画されるなど、J-PlatPat 等の機能は、徐々に WIPO の PATENTSCOPE、EPO の Espacenet に追いついてきていると認識しています。この点、関係各位の努力を評価したいと思います。

(3) 特許調査機能（継続意見）

しかしながら一方で、J-PlatPat 等には、PATENTSCOPE または Espacenet で実現されている以下の機能は搭載されておらず、また、機能追加の計画もありません。これらの機能追加を早期に計画し、実現する必要があると考えます。

①過去の検索履歴機能による検索式・結果の呼び出し機能

②外国特許文献のフルテキスト検索に加え、中韓文献と同様に「翻訳テキスト検索」機能

③外国語文献の検索結果画面あるいは個々の公報の画面における翻訳機能

④履歴演算機能（検索式どうしの演算）

⑤キーワード・分類記号の複合検索画面における必須機能

- ・（高度）論理検索式による検索（近傍検索含む）

- ・構造化検索と（高度）論理検索の選択機能

⑥検索結果一覧画面における必須機能の整備

- ・検索結果を導いた論理検索式の表示

- ・公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号/出願人・権利人/分類）に加え「代表図面」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える

- ・統計情報として、基本事項（発行国・出願人・権利者・主分類・発行年など）のトップ 10 表示による簡易パテントマップ機能

- ・一覧データリストのダウンロード機能

⑦各公報画面における機能の整備

- ・引用/被引用文献一覧と当該文献へのリンク

- ・パテントファミリー表示とリンクならびに Global Dossier（現 OPD）へのリンク

⑧非特許文献の扱い

- ・現 J-Globa l リンクにおいて、非特許文献の閲覧（著作権をクリアしたもののみ）

- ・一致キーワードのハイライト機能

(4) 将来像（継続意見）

今後 AI の技術が進歩してくると、このような技術、製品の調査をしたいといった概念思考を AI が理解して、そのまま検索を実行する技術が実現されてくるものと考えます。そういった機能を世界に先駆けて実現できれば、検索・調査技術が未熟な中小企業が、必要な特許調査を難なく実現することができるようになると考えます。そしてそのことが、特許調査に掛ける負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間と費用を開発業務に充当でき、ひいてはイノベーションの創出に資する考えます。

(5) 商標調査機能（新規意見）

また、J-PlatPat における商標の検索機能は下記の点で特許検索機能よりも劣っていますので、これを早急に改善すべきと考えます。

- ・審査経過書類の閲覧機能

- ・拒絶査定が確定した商標を検索できる機能

- ・過去登録され権利消滅した商標を検索できる機能

中小企業あるいは中小事業者の中には、特許や技術にかかわることが無い企業も想定できますが、会社名、商品名の商標問題にかかわらない企業は想定できません。すなわち、商標制度の潜在ユーザー数は、特許制度の潜在ユーザー数よりも多いはずで、このような観点からも、J-PlatPat の商標検索機能の充実化は、極めて重要です。

また、上記以外にも、下記の改善が必要と考えます。

・J-PlatPat の商標の出願人・権利者名検索と特許・実用新案の出願人・権利者名検索の検索方法を揃える。
 具体的には、特許検索にあつては「株式会社」を省略した会社名で検索ができますが、商標検索の場合、正しい位置に「株式会社」を入力するか、または会社名の前後に「？」を入力しないと、ヒットすべきものもヒットしません。

以上

法人・団体名
20. 日本行政書士会連合会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見
1 知的財産推進計画 2017 の見直すべき項目について (1) 知財教育の推進について <意見> 小学校及び中学校における「知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメント」にあつては、産業財産権分野に偏ることなく、著作権分野（著作権等のモラルの涵養を含む。）においても、同様に力を入れていただきたい。 <参考／知的財産推進計画 2017（以下、「計画 2017」という）の記述> II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進 (2) 今後取り組むべき施策 ①小中高等学校、大学等における知財教育の推進（計画 2017 p. 55） （小中高等学校における知財教育の推進） ・2017 年 3 月に告示された新学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。（短期・中期）（文部科学省） ・先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。（短期・中期）（文部科学省） (2) 大学等における知財教育の推進について <意見> 小中高等学校において児童生徒に対して、「知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進」を図るには、まず現職教諭に対しても知的財産の普及啓発を図ることが不可欠と考える。このことから、教育職員免許状取得にあつては、著作権を含む知的財産に関する科目を新設し、この科目の取得を義務付けることが必要と考える。 <参考／計画 2017 の記述> ①小中高等学校、大学等における知財教育の推進（計画 2017 p. 55） （大学等における知財教育の推進） ・知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省） ・大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。（短期・中期）（文部科学省） ・知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させ

る。(短期・中期) (文部科学省)

(3) 地域コンソーシアムへの行政書士会の活用について

<意見>

各都道府県行政書士会(行政書士法第15条第1項)では、著作権を含む法教育を推進している。「知財創造教育推進コンソーシアム」における「地域コンソーシアム」には、都道府県ごとに置かれている行政書士会の活用を検討いただきたい。

<参考/計画 2017 の記述>

②地域・社会と協働した学習支援体制の構築 (p. 56)

(「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討)

・関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各「地域コンソーシアム」に対する支援の在り方等を具体的に検討する。(短期・中期) (内閣府、文部科学省、関係府省)

・「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。

(短期・中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省)

(「地域コンソーシアム」の構築促進)

・教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった「知財創造教育」を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進する。(短期・中期) (内閣府、文部科学省、関係府省)

(4) 知財創造教育の推進について

<意見>

小学校児童及び中学校生徒向けの著作権法についての教材は、従来型の知識付与中心のものが多く見受けられる。新学習指導要領では、例えば、「・・・児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、・・・」(現行の学習指導要領での記述は、次のとおり「・・・児童や学校の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、・・・」(「小学校学習指導要領(平成29年3月31日公示) 比較対照表」p. 12)となっており、そのためにも児童生徒が自ら「主体的・対話的で深い学び」を行えるよう、図書館等の積極的活用を含むアクティブ・ラーニングに向けた教材の開発に尽力くださるよう、検討をお願いしたい。

<参考/計画 2017 の記述>

③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備 (p. 56)

(教材等の充実)

・知財に関する教材の充実の観点から、著作権法について、最新の話題も考慮した教材等の在り方を検討した上で、教材の開発・普及を行う。(短期・中期) (文部科学省)

・知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期) (文部科学省)

2 「知的財産推進計画 2018」等に新たに盛り込むべき政策事項等の意見

(1) クリエイターの労働環境に関する制度整備について

最近のクリエイターの労働環境を再調査して、「働き方改革」(働き方改革実行計画)に沿ったうえで、創作活動を推進する環境の整備に取り組まれてはどうかと考える。例えば、漫画家の従業員アシスタントでは、締め切り前は缶詰になるが、それ以外の時間では比較的自由になる等、勤務時間に偏りが生じることもある。そうした場合の働き方が違法にならないように配慮が必要であると考えます。

(2) クリエイターをサポートするエージェント人材の育成施策の拡充について

デジタル化やインターネットの普及によって、クリエイター1人で創作から販売、販促までできるようになった。反面として、1人ではできないことが自覚されたことから、かえってエージェント(代理業)が重要であるとの認識が深まっていると思われる。エージェント業務やアシスタント業務は創作活動では必要不可欠な存在だが、当該業務を執り行える人材の育成や確保に日々現場は悩まされている。これらの業務の魅力を掘り起こす施策を実施することによって、将来の創作活動の先細りを回避することにもなると考える。

(3) 著作権法の見直しについて 映画の著作物は著作権法上、出資をした者に帰属する原則だが、機材の高機能化によって写真撮影と動画撮影の垣根が無くなってきている（例えば、4K 動画撮影のコマから静止画写真を取り出すということもされるようになった）。映画の著作物の著作権法上の規定について、改めて検討をする必要があると考える。 以上

法人・団体名
21. 一般社団法人 発明推進協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
知的財産推進計画 2017 に、「産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する」ことが明記されました。 しかし教育の現場では、多くの教員が、自分自身、知的財産に関する知識を十分に有していないのが実情であることから、教材に加え、その教材を授業に活用する際の指導書の開発・普及が重要と思料します。 つきましては、知的財産推進計画 2018 ・「知的財産戦略ビジョン」に、次のとおり、盛り込むことをご検討いただければと存じます。 ・ 知財教育に資する教材及び教員用指導書の開発・普及する民間の取組を奨励し、発信する。

法人・団体名
22. 公益社団法人 発明協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見
小中学生の「知財創造教育」の普及のためには、学校の授業だけでなく、課外での活動を積極的に推進し、関心の高い小中学生に対し、その関心度に合わせた学習の場を提供することが重要と思料されます。 当協会では、子どもたちが生来持っている個性を十分に成長させるため、自由な発想や創意を育み、それを形あるものとして創り上げる力を身につける手助けとなるよう、昭和 49 年（1974 年）より青少年創造性育成開発事業を開始し、現在日本全国、212ヶ所に「少年少女発明クラブ」を設置し、活動を支援しています。この「少年少女発明クラブ」では、毎年約 9,200 名の小中学生が学んでおり、企業の技術者及び小中学校の教員等約 2,800 名が、ボランティアで指導して下さっています。 つきましては、知的財産推進計画 2018 ・「知的財産戦略ビジョン」に、次のとおり、盛り込むことをご検討いただければと存じます。 ・ 全国に展開されている「少年少女発明クラブ」等、課外での「知財創造教育」活動を支援する。

法人・団体名

23. 知的財産人材育成推進協議会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
「知的財産戦略ビジョン」の策定にあたっては、本協議会が昨年公表した「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」において言及した事項や知的財産の創造領域の人材育成、中小企業等の知財人材確保について中長期的視点から検討すべきである。 「知的財産推進計画 2018」の策定にあたっては、これまでの各施策との継続性を意識しつつも、時代の変化に対応した新たな施策の導入も検討すべきである。
意見（全文）
1. はじめに 本協議会では、従前より、毎年の知的財産推進計画策定にあたって、知的財産に関わる人材の育成について提言し個別の施策に対する意見を述べるとともに、中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性についても言及してきた。また、平成 29 年 9 月 12 日には、「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」（URL：http://www.inpit.go.jp/content/100862722.pdf）を公表し、平成 18 年に策定された「知的財産人材育成総合戦略」及び平成 24 年に相互補完的に策定された「知財人材育成プラン」が策定された当時の状況変化に鑑み、知的財産に関わる人材の育成に対する中長期の総合戦略が新たに必要となっている旨を提言した。 今般、検証・評価・企画委員会における「知的財産推進計画 2018」の策定に加えて、2025 年～2030 年を見据えて中長期の知的財産戦略の在り方を示す「知的財産戦略ビジョン」を策定すべく専門調査会を設置し、将来の知財システムに必要な人材についても検討を開始したことは、我が国の官民が一体となって人づくり革命に取り組んでいく中で、人材育成も知的財産戦略を考える上での一つの柱であることが明らかであることに鑑みれば、これまで本協議会が提言してきた趣旨とも一致し、歓迎すべきことである。 本提言は、以上のことに鑑み、平成 29 年 9 月 12 日に行った提言を参照により組み込みつつ、それに加えて「知的財産戦略ビジョン」に盛り込むべき事項、また「知的財産推進計画 2018」に反映すべき個別の施策について提言するものである。 2. 中長期的視点から検討すべき事項について 知的財産に関わる人材の育成について中長期的な視点から検討が必要となる事項については、先の「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」において述べたとおりであるが、そこで提言したことに加えて、「創造」領域における諸活動をサポートできる知的財産人材の育成、中小企業の直面する課題に対応した人材育成も今後中長期的視点からの検討が必要である。 知的創造サイクルの活性化は以前から提唱されてきたところであるが、知的創造サイクルは創造・保護・活用からなるサイクルである。このうち、保護・活用に関しては多くの施策が実施されてきたものの、Society5.0 に向けた第四次産業革命が進行する中では、知的財産の創造領域における知的財産人材の重要性が高まっていくことは論をまたないが、創造領域に積極的にコミットできる知的財産人材の育成については、これまでの知的財産に関わる施策は十分でなかった可能性がある。 他方で、そもそも知的財産として保護・活用すべき対象が創造されなければ、その後の保護・活用につながらないのであるから、創造は知的創造サイクルを活性化するにあたり最も重要なファクターであると考えられることもできる。実際、知的創造活動の範囲は従来型の研究・開発の範ちゅうにとどまらず、新たな領域におけるビジネスシナリオづくり、データの収集・利活用戦略の策定などにまで広がりを見せ、既存企業の事業拡大、スタートアップの活発な活動に結びついている。 そこで、今後策定される「知的財産戦略ビジョン」においては、知的財産を創造する重要性を明確にし、知的財産の観点から創造を支援する知的財産人材の育成のため、公的組織及び民間企業がそれぞれ担うべき役割を明確化するとともに、創造分野の諸活動に積極的にコミットして支援できる知的財産人材の育成についても言及すべきである。 また、中小企業では経営者の高齢化に伴って事業承継の問題が大きくなっており、平成 29 年に中小企業庁が策定した「中小企業の事業承継に関する集中実施期間について（事業承継 5 ヶ年計画）」においては、経営スキルの高い人材を企業の内外から活用するための環境整備や中小企業の事業再編・統合・共同化を促進する制度的枠組みの検討が提唱されている。

このような状況下において、企業が保有する知的財産の価値を適切に評価できる人材の育成、また企業内外の経営人材の知的財産に関する理解増進を図ることは我が国中小企業の今後に大きな影響を与える喫緊の課題であり、中長期的な中小企業の動向にも鑑みつつ、施策を検討していくべきである。

そして、以上のような人材の育成について、時間軸に基づいた具体的目標値を定め、役割分担を明確にするべきである。また、その実現を検証するために、進捗状況を調査し、必要な評価や新たな提言助言ができる機関を設けて、定期的な目標再設定や予算配分をするとともに、毎年の知的財産推進計画において短期的に達成すべき具体的な施策を掲げるべきである。

3. 「知的財産推進計画 2018」の策定に向けて検討すべき事項について

「知的財産推進計画 2018」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、引き続き人材育成に努めていくべきである。特に、昨今の第四次産業革命の進展に対応して、企業におけるデータ利活用の促進に向け弁理士の更なる活用が期待されているように、各施策が育成すべき人材像と一致したものとなっているか等、不断の見直しをすべきである。

また、人材の育成にあたり横断的に検討すべき事項として、以下の人材育成を実施していくことが必要である。

(1) 地域知財の活性化に対応した人材育成

「知的財産推進計画 2017」では、地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要であるとし、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、知的財産は経営戦略上の重要な要素の1つであるという意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されている。

今後もこのような目標の達成のための施策を継続するとともに、地域における弁理士、弁護士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等の知的財産に関係する人材の連携強化を推進していくべきである。

(2) 中小企業・スタートアップ等を対象とした、知的財産の理解増進活動

知的財産の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップ等に対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなど、知財に対する理解増進活動を推進すべきである。その際、既に経営戦略において知的財産を活用している中小企業・スタートアップ等の支援経験が豊富な人材を積極的に活用すべきである。

(3) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保

中小企業・スタートアップ等の知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップ等で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保（外部人材の活用を含む）する取組を推進すべきである。また、そのような取組を実施する中小企業・スタートアップ等にとって、インセンティブとなる制度の導入を検討すべきである。

(4) IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

平成 19 年に経済産業省によって策定された「知財人材スキル標準」が、近年の経営環境の変化の中、現在のニーズや知財人材のあり方に対応するため、昨年改訂された。特に「戦略」について大幅な改訂が行われ、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の 4 業務を特定している。これらの項目の中でも、「IP ランドスケープ」業務を担い得る人材が不足している。そこで、「IP ランドスケープ」業務に関する調査研究を行い、IP ランドスケープ業務を担い得る人材の育成方針を示すべきである。

(5) 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

「知的財産推進計画 2017」では、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しものが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していくことが求められているとし、知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進する施策が掲げられている。一方で、「国民一人ひとりが知財人材」という目標はまだまだ到達しているとはいえない。「知的財産推進計画 2016」を踏まえて設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」においては知財教育の体系化が進められているところであるが、高等教育機関における知財リテラシーに関する講義の推奨と拡大、初等・中等教育機関や地域における知財リテラシーに関する多様な取組の可視化と共有化など、当該目標を達成するための施策を多面的に推進していくべきである。

(以上)

法人・団体名
24. 株式会社日本国際映画著作権協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
1. 当社は、「知的財産推進計画 2016」で示された「インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を」検討すること、及び「知的財産推進計画 2017」で示された、「インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う」ことに対する知的財産戦略本部の取り組みを評価します。本意見書において提供された情報は、サイトブロッキングが、ブロッキングされたサイトに対する著作権侵害の減少、全体的な著作権侵害の減少、及びクリエイターの合法的なコンテンツのトラフィックの増加において極めて効果的であることを十分に証明するものです。また、サイトブロッキングとの関連で言えば、DNS ブロッキングの技術的な分析により、DNS ブロッキングの手法であれば、懸念されている電気通信事業法上や憲法上の「通信の秘密」を侵害することなくサイトブロッキングを実行できるのは明らかです。世界各国でもブロッキングの導入が進んでいる中、当社は日本国においても速やかなサイトブロッキングの導入を求めます。 2. 当社は、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる」ことに対する知的財産戦略本部の取り組みを評価し、また当社は、リーチサイトの責任を明確化しようとする取り組みに賛同致します。さらに当社は、文化庁が2年以上に渡ってリーチサイトに関する検討を続けていることを理解しており、かつリーチサイトが正当なビジネスを阻害し損害を与えている違法なものであることにつき対策を講じるための立法が迅速に行われることを期待している。 3. 当社は、知的財産戦略本部が、著作権侵害の減少に向けた全体的な計画における重要な一要素として、商業的盗用にとってのいわば「酸素」とも言うべき広告について、「オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める」としたこと、そして経済産業省をそのプロセスの監督者としたことについて高く評価致します。当社は、日本のコンテンツ業界団体やインターネット広告協会による日本における IWL の作成と実施が進展していること、及びこのイニシアチブが IPSH の指針に基づいて日本政府から支援されていることに賛辞を贈ります。我々は IWL の迅速な導入と幅広い参加を求めています。 当社の見解を共有する機会を提供してくださったことに感謝するとともに、喜んで上記に関する更なる説明を行い、ベストプラクティスを共有致します。
意見（全文）
私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下「当社」といいます。）は、著名な映画会社6社（パラマウント ピクチャーズ コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメント・インク、20世紀フォックスフィルム コーポレーション、ユニバーサル シティ スタディオズ エルエルシー、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー ブラザース エンターテインメント インク）からなるモーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）の日本における子会社でございます。 この度は「知的財産推進計画 2018」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがとうございます。 本書では、「知的財産推進計画 2017」に記載されている以下の3つの最優先課題について、申し入れさせていただきます。 1. 当社は、日本におけるサイトブロッキングの必要性の更なる検討を行う旨の知的財産戦略本部の取り組みに強く賛同するとともに、日本政府に対してできるだけ速やかにサイトブロッキングを導入するよう要望致します。 2. 当社は、リンク先のサイト（「リーチ」サイト）の問題点に対応する旨の知的財産戦略本部の取り組みに賛同するとともに、日本政府に対してできるだけ速やかにリーチサイトを禁止する改正案を制定するよう要望致します。

3. 当社は、知的財産権侵害サイトに対するオンライン広告への対応方を模索する旨の知的財産戦略本部の取り組みに賛同するとともに、知的財産権侵害サイトがその広告収入を絶たれるよう「知的財産権侵害サイトリスト」が日本で導入されるよう要望致します。

1. 日本におけるサイトブロッキングの必要性の更なる検討

知的財産戦略本部は、知的財産推進計画 2016 において、「インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う」こと及び「ネットワーク関連発明について、海外に置かれたサーバーから我が国ユーザーを対象にサービスが提供される場合等の国境を跨いで構成される侵害行為における知財の適切な保護の在り方について、調査研究を行う」ことに同意し、知的財産推進計画 2017 において、「インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う」こととしました。

当社は、知的財産戦略本部が「近年デジタル・ネットワークの発達により拡大している、インターネット上で流通する模倣品・海賊版への対策が重要である。」こと、及び「インターネット上では、違法にブランド商標等を付した製品や違法にコンテンツが複製された記録メディアなどの「有体物」の模倣品・海賊版や、ユーザー投稿ウェブサイト等に違法にアップロードされた映画やマンガなどの「オンライン上」の海賊版（侵害コンテンツ）がある」ことをご認識いただいたことに感謝申し上げます。「各権利者（団体）における違法アップロードされたコンテンツのサイト運営者等に対する削除要請、侵害者に対する権利行使といった直接的な対策、或いは、警察による取締りが行われているが、侵害コンテンツは急速かつ世界的に、そして複雑かつ巧妙に拡散すること」は、知的財産戦略本部にご指摘いただいているとおりです。最後に、当社は、知的財産戦略本部の「権利行使などの直接対策に加えて、広告出稿抑止などの侵害ウェブサイトの運営を困難にさせる対策、あるいはリーチサイトなどネットワーク技術に対応した対策などの周辺対策について、実施に向けた検討を含めた取組の一層の強化が必要である。」とのご提案全般について、全面的に同意致します。

また、当社は昨年意見書において、一次的に侵害サイトにアクセスすることでユーザーが頻繁に意図せずマルウェアをダウンロードすることやハイリスクな広告に晒されることにつながることを示した近年の研究結果に言及致しました。また、ComScore、SimilarWeb 及び MovieLabs から提供された、実際のインターネットトラフィックから得られた最新の著作権侵害に係るデータによると、2017 年前半に日本のインターネットユーザーの月の平均にしておよそ 4 人に 1 人（24%）がデスクトップを介して著作権侵害サイト及びアプリにアクセスしたことを示しています。これは 2017 年前半に、日本で（平均して）月に 1520 万人にも上るユーザーが著作権侵害サイト又はアプリを使用していたことになり、日本において著作権侵害による極めて深刻な事態が生じていることが明らかになりました。数年前の研究からも、映画関連の著作権侵害が日本経済に与えた影響は、それ自体で総額 564 億円にも上り、数千もの雇用喪失につながったことが示されていました。

そのような深刻な経済的損失から映画業界全体を守り、健全で近代化された著作権制度を確立するためには、運営者が特定できず、海外にサーバーが置かれているような著作権侵害サイトへ日本のユーザーがアクセスすることを効果的に止めることができるような手段も含めて、対策の強化が必要です。すなわち、日本の著作権法上、民事責任及び刑事責任は規定されているものの、サイトブロッキングなどの救済策がなければ、外国の事業者やサイトが日本の市場を侵害することを阻止することはできません。日本の関係する業界団体も著作権侵害サイトに対する緊急の対応が必要であることに同意しています。インターネット上の権利侵害に関しては、(i) いったん違法ファイルがアップロードされた場合、インターネット上で急速に流布されてしまう、(ii) 匿名性が侵害者又は侵害サイトの特定をとてつもなく困難にしている、(iii) 著作権侵害が海外のサーバーを経由して行われた場合、侵害者及びサーバーの位置の特定が極めて困難であり、管轄権の問題によって従来の執行方法を用いることができないなどの課題が指摘されています。

さらに、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」といいます。）は、蔓延するインターネット上の著作権侵害に対処するには不十分です。プロバイダ責任制限法においては、インターネット役務提供者（ISP）は、特定電気通信役務を通じて情報が送信されることを防ぐ措置を講じていた場合（権利者が侵害情報の削除を求めた場合、ISP はケースバイケースで自主的に削除を行います）、特定の状況で損害賠償責任を負うことはありません。しかし、それで

もインターネット上で大規模な侵害は刻々と発生しており、プロバイダ責任制限法に基づく個々の措置を講ずるには限界があることから、現行の法制度は不十分といえます。したがって、著作権者の権利及び利益を効果的に守るためには、慎重に制度設計されたサイトブロッキングの導入が必要となります。

日本を含む多くの国では、既に知財侵害以外のサイバー犯罪（例えば、児童ポルノへのアクセスを食い止めるため）に対してサイトブロッキングが行われています。英国、フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイン及びロシアを含む、42ヶ国において、著作権侵害に対する救済手段としてサイトブロッキングが導入され、又は義務付けられました。この国々には、アジア太平洋地域でも、韓国、インド、シンガポール、オーストラリア、マレーシア、インドネシア及びタイといった7ヶ国が含まれます。韓国、英国、イタリア、ポルトガル、マレーシア、オーストラリア及びインドネシアを含む多くの地域では、数百又は数千のドメインがブロックされました。さらに、重要なことに、2015年にドイツの最高裁判所が示したISPがサイトブロッキング命令の対象となり得る旨の判断に続き、2018年初頭に、ドイツ・ミュンヘンの裁判所が、キノックスと呼ばれる著作権侵害サイトをブロックする旨の裁判所命令を出しました。これらの国は、それぞれ若干異なった態様でサイトブロッキングを導入しているとはいえ、いずれも、インターネットが合法的創造的事業に対して開かれているようにし、クリエイターの権利を侵害するビジネスモデルで成り立つウェブサイトが市場で氾濫しないようにする、という共通の目的を有します。

他国でのサイトブロッキングの効果及び影響

インターネット上の知的財産権侵害行為に関する他国の取り組みの成果を見れば、サイトブロッキングの実用性と効果は明らかです。例えばカーネギーメロン大学が独自に行った調査によれば、英国では2014年11月に53件の著作権侵害サイトに対してブロッキングが行われた結果、ブロッキングされた著作権侵害サイトの訪問者数が90%減少し、ブロッキングされていない著作権侵害サイトについても利用の増加はみられませんでした。なお、これにより、ブロッキングの影響を受けたすべてのユーザーによる著作権侵害行為は全体で22%減少しています。また、ブロッキングにより、BBCやチャンネル5などの広告収入ベースの合法的なストリーミング配信サイトでも、動画閲覧数が10%と著しく増加しています。

その他の地域についても同様の結果が報告されています。例えばポルトガルにおけるサイトブロッキングに関する研究では、2つのウェブサイトについてサイトブロッキングをしたところ、3カ月後には使用率が60%から75%低下したことが判明しました。また、上位250件の著作権侵害サイトの利用の合計は、世界では4.9%の増加となったにもかかわらず、ポルトガル国内では23.4%減少しました。

特にアジア太平洋地域では、オーストラリア及び韓国においてMPAが行ったサイトブロッキングの効果及び影響に関する調査で極めて良好な結果が確認されました。オーストラリアでは、SimilarWebによって提供された統計によれば、2017年8月に49のサイトがブロッキングされた結果、著作権侵害サイトへのアクセスが月間1300万回減少しました。韓国では、具体的には、3度のサイトブロッキングを行った後、ブロッキングされたサイトの3カ月後の訪問者が平均90%減少し、すべての著作権侵害サイトの合計訪問者数が15%減少しました。特に韓国でのサイトブロッキングは主にP2Pのサイトを対象とするものであったことを考慮すれば、3回のサイトブロッキングを行った後3カ月を過ぎた時点で（ブロッキングされたサイトだけでなく）すべてのP2Pのサイトの合計訪問者数が51%減少していることは注目に値します。

MPAが行ったその他の初期の調査でも、英国、ベルギー、イタリア、マレーシア及びオランダで、ブロッキングが行われたサイトのトラフィックの減少について同様の効果が確認されています。また、この他にも同様の調査が多数行われています。このように、サイトブロッキングが、1) ブロッキング対象となった違法ウェブサイトの利用の減少、2) 著作権侵害サイト全体の利用の減少、及び3) 合法的なコンテンツを提供するサイトのトラフィックの増加のいずれにも大きく寄与していることは明らかです。

日本でのサイトブロッキングはユーザーの通信の秘密を侵害するものではないこと

サイトブロッキングが重大な措置であることは当社も認識しておりますが、サイトブロッキングは通信の秘密に抵触するのではないかとの見解が存在すると理解しています。すなわち、これまでに日本では、サイトブロッキングについて、表現の自由を保障し、「通信の秘密は、これを侵してはならない」とする日本国憲法第21条第1項及び第2項に抵触し、また、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」として通信の秘密を保護する電気通信事業法第4条に抵触するおそれがあるとの意見が存在するとこ

ろです。しかし、DNS ブロッキング等の技術的な分析によれば、ウェブサイトのブロッキングが電気通信事業法や日本国憲法の「通信の秘密」を侵害しないことが明らかになりました。ISP はサイトブロッキングによって秘密情報を入手することはなく、ISP がサイトブロッキングをするか否かにかかわらず、ISP の立場は変わりませんが、この点についての誤解を解くために、以下説明させていただきます。

インターネットを通じてユーザーがウェブサイトを開覧する手順は以下の通りです。

- ①ユーザーがウェブサイト、例えば著作権侵害サイト video.9tsu.com にアクセスしたい場合、まず video.9tsu.com をブラウザに入力します。
- ②ISP のドメインネームシステム (DNS) サーバーが video.9tsu.com のインターネットプロトコル (IP) アドレスを検索し、ユーザーのコンピューターへ教えます。
- ③ユーザーのコンピューターが IP アドレスに基づきウェブサイトの閲覧を要求します。
- ④IP アドレスのウェブサーバーがウェブサイトのコンテンツをユーザーに送ります。
- ⑤最後に、ユーザーのウェブブラウザがウェブページのコンテンツを表示します。

これに対して、DNS ブロッキングと呼ばれる方法でサイトブロッキングを行う手順は以下の通りです。

- ①ISP (DNS サーバー) において、video.9tsu.com の DNS サーバーレコードを削除又は変更することによって、リクエストがあったとしても正しい IP アドレスを教えないように設定します。

この段階ではどのユーザーからも情報は提供されません。また、ISP は DNS サーバーに対して、設定を変更するという一時的な接触しか行わず、設定変更後はサーバーの内容について関知しません。

- ②ユーザーが video.9tsu.com をブラウザに入力します。
- ③DNS サーバーが video.9tsu.com の IP アドレスを検索しますが、レコードが削除又は変更されているため、ユーザーのコンピューターには何も教えないか、異なる IP アドレスを教えます。後者の場合には、例えば「当該サイトは著作権侵害をしているためアクセスが禁止されている」等の表示がされているウェブページの IP アドレスを教えること等が考えられます。

このような手順において、ISP がユーザーの情報を覚知することはありませんし、第三者に漏えいすることはありません。

なお、特定のドメイン又は IP アドレスに対するユーザーの要求も含め、DNS 上の情報はすべて本質的に公開されている点も、併せて指摘しておきます。これらの情報が公とされているが故に、Alexa や Similar Web の様なアクセス解析サービスなどの、インターネット上のすべてのウェブサイトの統計的なトラフィックデータを取得できるサービスが、何千とは言わずとも何百単位で存在することになります。このように、インターネット上の通信情報は誰もが知ることのできるものであり、この点は、サイトブロッキングが行われているか否かによって変わるものではありません。ISP がこのような情報を知るために敢えて行動したり、第三者に開示したりしない限り、ISP の行為が電気通信事業法に抵触することはありません。

日本国憲法は約 70 年前、電気通信事業法は約 30 年前に制定されたものであり、いずれの法令も信書や電信などの伝統的な通信手段を想定したものである点を指摘する必要があります。したがって、インターネットによる情報流通が主流となった現代においては、これらの法令の当初の解釈を維持することが適切であるとはいえません。上述のとおり、DNS サーバー上の情報は公衆がアクセス可能なものであることからすると、インターネット上で公開されているウェブサイトへの接続は、その性質上「公然性を有する通信」とみなされます。事実、電子掲示板やホームページに掲載された情報など不特定者に向けて表示されることを目的とした通信の内容は、発信者がそれ自体を秘密にしていなくて解すべきであり、通信の秘密の対象外であるとのドイツの最高裁判所の見解が存在するほか、「公然性を有する通信」に対して一定のコンテンツ規制を課すべきという基本的発想はかつて総務省が提唱していた方針にも合致するものです。

また、通信の秘密の保護範囲は、通信の内容に限られるべきであり、どのサイトにアクセスしたとか、誰が誰と通信を行っているかといった通信の存在それ自体に関する事項は、日本国憲法及び電気通信事業法の通信の秘密の範囲外と考えるべきとの意見もあります。

これらの見解を踏まえれば、ISP がドメインネームシステム情報という公開された情報のみに基づき、機械的にコンテンツへのアクセスの可否を判断する（しかも、ISP はユーザーの識別情報等を知るための積極的行為は何ら行わない）というサイトブロッキングは、通信の秘密の規制に何ら違反しないと解されます。

ここで、サイトブロッキングを行っている他国ではどのようにプライバシーの問題を扱っているかに目を向けてみたいと思います。これについてはドイツが非常に参考になります。ドイツ最高裁判所 (BGH) は 2015

年後半の GEMA v Deutsche Telekom 事件 で、サイトブロッキングはドイツ法と EU 法のいずれにおいてもプライバシー権を侵害するものではないと判示しています。

サイトブロッキングの、ドイツ憲法第 10(1)条（電気通信に関するプライバシー権）への適合性を検討するうえで、同裁判所は、「第 10(1)条の保護の前提は…常に参加者間の個別の通信の私的なやりとりだということである。他方、一般公衆に向けた通信は、この規定の対象とはならない」としています。また、同裁判所は、「不特定多数の者に向けてインターネット上でダウンロード可能なリンクを提供するサイトは、個人間の秘密の通信となるものではなく、公に提供されているものであり、第 10(1)条の保護の対象とはならない」として、DNS ブロッキングは「第 10(1)条の下に保護される通信の秘密に影響するものではない」と結論づけています。この様に、同裁判所の判決では、DNS ブロッキングはユーザーの IP アドレスにアクセスすることなく、単に接続の確立を阻害するものであって、本質的に何ら問題ないものであるとして、DNS ブロッキングがドイツ憲法を遵守していることが強調されています。

同裁判所によれば、公衆がダウンロードできるファイルが提供され、そのファイルにアクセスがなされることは、ドイツ憲法第 10 条の下に保護される個人の通信には該当しないことになります。同裁判所は次のとおり結論づけています。

「単なる技術的な通信にはドイツ憲法第 10(1)条において保護される通信の秘密に関する特定のリスクが存在しないため、公に提供されているダウンロードコンテンツへのアクセスが、個人の技術的な通信接続によってなされているということのみをもって、当該アクセスをドイツ憲法第 10(1)条でいう通信とみなす理由にはならず…、当該アクセスは、実質的にはマスメディアの利用に相当する公の通信となるものである…」

また、注目に値するのは、同裁判所が、日本におけるサイトブロッキングに関する主な異議の一つにも触れており、「かかる状況においてプロバイダ側で通信に関して（自動的に）行う情報の取得は、通信を遮断するために必要なものに限られる」と述べている点です。これは、「電気通信上のイベントを記録する場合において、技術的な方法のみを用いて、匿名で、追跡を行うことなく記録がなされ、当局がこれを把握することに関心を持つことなく、直ちに記録のフィルタリングが行われるときは、プライバシーに関する基本的権利には抵触しない」との過去の判決にも合致するものです。

また、同ドイツ裁判所は、欧州連合基本権憲章第 7 条の権利の目的、すなわち「公衆ではなく特定の者に宛てられた通信の秘密」を保護するという目的は、「公のダウンロードコンテンツをブロッキングし、又はこれにアクセスすることによって何ら影響を受けるものではない」ため、サイトブロッキングは欧州連合基本権憲章第 7 条に抵触するものではないと判示しています。

他の EU 諸国においても、著作権者の権利（及びその行使の必要性）とプライバシーに関する基本的権利とのバランスを取るうえで同様の考え方が採用されているため、上述のドイツの判例の理論に合致した判断が行われています。興味深いことに、他の裁判所は、サイトブロッキングはプライバシー権に抵触しない適切な救済措置であるとしており、これらの問題が詳細に検討すべきものであるとの認識がありません。また、上述のとおり、2018 年の 2 月にドイツ・ミュンヘンの裁判所が初めてサイトブロッキングを支持する裁判所の命令を出しました。（MPA はこのケースの情報を提供したいと考えております。）

今後の展望

上記において提供された情報が知的財産戦略本部にとって役立つものとなり、他の地域における著作権侵害を行う機会の減少に対してサイトブロッキングがもたらす良い効果及び影響の実例となること、またサイトブロッキングがプライバシー権を妨げず、かつ日本法を侵害するものではないと納得して頂けることを心より願っております。知的財産戦略本部が知的財産戦略推進計画 2018 を策定される際に、日本政府が、著作権者（映画会社を含みます。）の権利及び権益を完全に保護するためにサイトブロッキングの導入を検討されることを切望します。サイトブロッキングにおいては、他の国々における場合と同様、ISP が著作権侵害サイトの提供を中止するように指示されるものの、当該サイトの著作権侵害については責任を負わされないという「無過失(no fault)」アプローチがとられる場合があります。この「無過失」のアプローチは、欧州で導入されているほか、アジア太平洋地域において導入する国が増えてきていることは、このような措置がインターネット上の侵害行為をいかに効果的に減らすことができるかを示しています。

当社としては、慎重に制度設計されたサイトブロッキングに関する法制度の成文化を検討することに加え、権利者及び ISP 間の協力的な枠組み（任意的措置を実現するための第三者機関の設立及び具体的な運営方法の確立を含みます。）を構築することが、望ましいステップとなりうると考えています。このことに関し、当社は、適切かつ効果的な枠組みを構築するために正当な機関及び関係当事者との意見交換に喜んで応じるつもりであります。

2. リンク先のサイト（「リーチ」サイト）の対処に関する知的財産戦略本部の同意

知的財産戦略推進計画 2017 において、知的財産戦略本部は、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる」ことに同意しています。そもそも知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画 2016」において、著作権侵害の性質が変化してきているために「侵害コンテンツ本体を検索されにくくする一方で、消費者を侵害コンテンツに誘導するためのリンクを集めて掲載するサイト（以下「リーチサイト」という。）は、現在の著作権法上、侵害行為に該当するかどうか明らかなでない」ことを認めています。知的財産戦略本部が言及しているとおり、「当該リーチサイト運営者に対して削除要請を行っても対応がなされないなど、現行制度での対応が難しい実態も生じている」ため、日本国内で大きな問題が発生しています。

当社は、リンクサイト又はリーチサイトの責任を明確化しようという取り組みに賛同致します。法律は（例えば民法第 719(2) 条のように、日本の民事法の原則に基づく）間接的責任を成文化している一方で、日本における優勢な見解としては、法律は著作権侵害に基づく共犯又は共同不法行為者の責任を具体的に定めなければならない、そうでなければいかなる責任も生じない、というものであると理解しています。これにより、法律に空白又は少なくとも相当な不明確性が生じており、その結果、今日では映画を含む侵害素材への多量のリンクを提供するサイトの日本人運営者が、その行為に対する責任を問われることを恐れずに運営を行っています。

知的財産戦略本部が指摘している更なる問題、すなわち、「リーチサイトが海外のサーバーに置かれている場合も多く、対応を一層困難にしている」という問題にも注目する必要があります。当社は、この領域における法律を明確化する試みに賛同致します。当社は、サイトブロッキングとの関連において、運営者又はホストサーバの所在地が外国であることを理由に、救済が妨げられるべきではないことを強調します。なぜなら、(1) ISP が、あたかもバリケードを設置するように、ウェブサイトへのアクセスの無効化の要請を受けるのは、まさに当該サイトが自国（日本）における侵害を可能にしているからであり（ただし、当該サイト及び／又はその運営者の所在地を問いません。）、また、(2) 著作権者によって求められる救済が、当該救済を実施するために技術的にも地理的にも最良の立場にある ISP（すなわち、ISP は、サイトと将来のユーザーとをつなぐゲートウェイとして存在しています）の「無過失」を根拠付けるからです。

3. 知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策を模索する旨の知的財産戦略本部の同意

知的財産戦略推進計画 2017 において、知的財産戦略本部は、「オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。」ことについて、同意しています。当社はこのイニシアチブに強く賛同致します。広告はコンテンツの盗用にとってのいわば「酸素」とも言うべきものです。トップの著作権侵害サイトは、広告収入で毎年何億米ドルも稼いでいます。数年前、英国警察知的財産犯罪ユニット (Police Intellectual Property Crime Unit) (PIPCU) が、「侵害サイトリスト (IWL)」を設置し、今では数千の侵害サイトが当該リストに記載されています。主要なブランド及び広告主は、当該リストに記載されたサイト上に広告を掲載しないことに同意しています。このアプローチは、かかるサイト上の広告が 73% 減少したと報告されているとおり、当該サイトから収入を奪うことに大変成功しています。韓国、香港、インド、台湾、マレーシア、インドネシア及びベトナムを含むアジア太平洋地域の諸国においては、著作権侵害サイト対策の最良の方法として、IWL が既に実施されており、ブランドや広告主に対して、著作権侵害サイトへの広告掲載を控えることを教育し、奨励しています。日本はこれらの国々に参加し、IWL を設置することで、著作権侵害の生態系を活気づけている広告ネットワーク及びブランドの広告収入が及ぼす影響や責任に関して、効果的に啓蒙を行っていくべきです。

法人・団体名
25. 一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
(A) 主として産業財産権に関するもの
意見（要旨）
I) なりすましECサイトについて 海外サーバーにホスティングする「なりすましECサイト」（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」総称して「なりすましECサイト」という）の被害が治まらない状況を鑑み、以下の事項を検討して頂きたい。 ―なりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事 ―インターネット上のなりすましECサイトへのアクセスをブロックする事 ―検索サイトの検索結果からなりすましECサイトを排除する事 ―インターネット上での特定商取引法の運用を強化する事 ―商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事 ―中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事 ―商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制をする事 ―商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事 II) 国内取締について 刑事事件の進展について把握しやすいようにして頂けるとありがたい。又、商標権侵害物品の販売を既に停止している事件についても摘発を積極的にして頂きたい。又、商標法に精通されていない検事に対して同法についての研修の機会を作って頂きたい。 III) 水際対策について 認定手続きについて、以下の7項目に付き検討して頂きたい。 ―国際郵便貨物（EMS）以外に考えられる商標権侵害物品の輸入ルートの監視の継続をお願いしたい ―国際郵便貨物（EMS）の送り状の写真を認定手続開始通知に添付し、送り状記載の輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事を検討して頂きたい ―商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすため税関で実施されている商標権侵害物品輸入者の個人情報集積の継続をお願いしたい ―認定手続期間中の意見書提出の効率性をあげる事を検討頂きたい ―認定手続開始を、権利者に電子データで通知することについて検討して頂きたい ―侵害品かどうかの判断にあたり、IPMを参照することやその結果を考慮することをご検討頂きたい ―プログラム用のいわゆるビューワー等を除く権利者側からの疑義貨物の真贋を判断するための機器（ハードウェア・ソフトウェア）の受け入れについては、保管スペースや管理責任の問題があることを理解しているが、米国ではそのような機器の寄付の規定がおかれていることも考慮し、受け入れについてご検討頂きたい。 又、輸入差止申立について、添付資料である侵害疎明のさらなる簡略化と、輸入差止申立の手続及び受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する場合の手続の簡素化をご検討頂きたい。又、同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合の申立の簡易な手続による承継を検討頂きたい。 更に、犯則事件の結果の権利者への通知について検討して頂きたい。 IV) 立法 特定商取引法の強化、損害賠償金を回収できるようにするための手当、国際郵便貨物（EMS）が違法行為に利用されないようにする法令整備等についてご一考頂きたい。 又、類似・混同に該当するかどうか微妙ではあるがフリーライドしていることが明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法ないし不正競争防止法に設けて頂きたい。更に、商標法における「業として」要件は外せないとしても、「商標」の定義に「業として」という要素を含めるのではなく、「業ではないこと」を商標権侵害の例外の一事由とするように改正して頂きたい。 商標法によって、「タイプ」、「風」等の文言を付加して登録された標章を使用することを禁じて頂きたい。更に、商標権侵害行為に対する権利行使でも銀行が個人情報を開示できるような施策についてご考察を頂きたい。 V) 司法機関（裁判所） 被害回復を円滑にするため、商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 を活用して頂きたい。又、被害の立

証責任を推定する等として軽減して頂きたい。

又、商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての知財高裁はじめ裁判所の解釈が極端に狭いと感じるので意見としてお聞き頂きたい。

VI) 入管

在留許可申請の際に海外から商標権侵害物品を送らせると例え私物でも違法となる事がある旨と銀行口座を貸したり売ったりすると在留資格に影響する可能性がある事を周知して頂きたい。

VII) パロディについて

パロディと称すれば、なんでも販売できるとの風潮が発生しているが、出所の誤認混同を生じさせ商標権を侵害する物品の販売は、違法であることを周知するような施策を実施して頂けるとありがたい。

VIII) インターネットについて

C to C サイトで、出品地を偽った場合に出品禁止にする等の対策を強化していただきたい。又、C to C サイトの出品者が商標権侵害物品を販売した場合、出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

フリマアプリに対する違法出品物の削除依頼数の急激な増加に鑑み、模倣品対策に不案内だったり、全くと言って良いほど関心を持たない一部のフリマアプリに対して行政による指導等を行えないのかご考察を頂きたい。

又、現在まで C to C サイトが任意で実施している悪質な商標権侵害物品販売者の ID の削除並びに再登録を阻止するための ID 削除を受けたものの情報のリスト化を法令により義務化等できないかご検討を頂きたい。

ドメイン名登録において、他人が許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むものを登録する事ができないようにするための施策を検討して頂きたい。

意見（全文）

I) なりすまし EC サイトについて

税関に提出された輸入者の意見書から、メールやフェイスブックからなりすまし EC サイトに誘導されて、偽造品を購入してしまった、代金を銀行に振り込んでしまった、クレジットカードで代金は引き落とされてしまった、キャンセルができない、店舗と連絡が取れないといった事例が依然として多いと認識している。このような状況を鑑み、以下の 8 点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上のなりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事
- インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事
- 検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事
- インターネット上での特定商取引法の運用を強化する事
- 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ
- 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制
- 商標権侵害物品が税関で差し止められる事についての周知活動

A) なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」において、わいせつ物の公然陳列、規制薬物に係る広告等が違法情報とされ、警察機関等からの送信防止措置依頼について取り決めがなされている。

なりすまし EC サイトに対して、商標権侵害に基づく権利者からの送信防止措置の依頼で対処する事には、以下の理由からできないもしくは限界がある。

- 商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われており、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これは殆ど不可能である
- 詐欺サイトでは、商標権侵害での依頼ができない
- 偽サイトの被害が、ブランドのホームページのコピーであるならばブランド権利者が対応できるが、そうでない業者のホームページがコピーされた場合、権利者は何もできない(上記業者の全てが送信防止措置依頼を出す事に精通しているわけではないので残る事になる可能性が高い)

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。

又、なりすましECサイトを違法情報とする事によって、社会的周知が徹底され、サイトから購入する消費者に対して注意を促す事や、他にも執られるであろう施策の後盾にもなると思料する。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) なりすましECサイトへのアクセスをブロックする事

「なりすましECサイトへのアクセスをブロックしてしまう事」も有効な手段だと思われる。被害を抑えきれないという現状の中、サイト自体を削除する事やドメイン名を無効にすることは、ホスティングしているサーバーの所在する場所が世界各国に分散していることやサーバーの変更が容易であること、ドメインの取り直しが比較的容易であることに鑑みると決定的な方策に欠けると思われる。ブロックは、追加する方策として不完全ながら有効であると考ええる。

ブロックされたサイトにアクセスした場合は、米国のように必要な情報の揭示（アクセスブロックの理由やクレームがある場合の申し出方法、被害に遭った消費者に対してどのような対処が有効かの揭示）を行うべきと考える。

この件についてご検討を頂きたい。

C) 検索結果からなりすましECサイトの情報を排除する事

グーグル等の検索サイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者がグーグルに申し出をすれば、著作権侵害等に関わるサイトの情報を削除してくれるが、あくまでグーグルの独自判断によるものであり、日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果の下になりすましECサイトである旨の注意書きを添付するなど一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとることができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思料する。

D) インターネット上での特定商取引法の運用を強化する事

インターネット上での特定商取引法の運用をより強化する方向での施策を決定し実施して頂きたい。

国内大手のプラットフォームが運営するショッピングモール等で、特定商取引法を遵守している販売者であることの適正な表示がなされる事が実施されれば、これを行っていない商標権侵害物品販売者及びサイトが差別化され、そのような販売者の運営するサイトへのインターネット利用者のアクセスも減少するものと思料する。

又、海外のサーバーにホスティングしているなりすましECサイトであっても、日本の消費者に向けたものである以上、特定商取引法の表示要件を遵守していないものは特定商取引法違反であるとし、可能な範囲での処分もしくは対処をすることはできないのか検討して頂きたい。

E) 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化

なりすましECサイトのうち商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイトでは、金銭の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。

詐欺については銀行口座を凍結する等の法律が整備されているものと理解しているが、商標法違反行為の被害については前記した法律が整備されていない。

現在、取り扱われた事件ごとに取り扱った警察署もしくは都道府県警察本部が関係する銀行に口座凍結を依頼する方法で措置して頂いているが、これでは事件化された事案のみしか対処できない。

事件化された件に限らず、権利者及び消費者からの被害通報に基づき、警察もしくはその他の機関から銀行に口座凍結の要請をできる制度についてご考察を頂きたい。

F) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、発生源であるところの中国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすましE C サイトがホスティングをするサーバーの位置が国を跨いで転々としている事実を鑑みるに、中国での摘発を強化してもらうための働きかけはせざるを得ないものと思料する。

なりすましE C サイトが日本語で記載されている事から、中国では被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、なりすましE C サイト対策としては日本の取締当局との連携を模索すべきだと思料する。

又、国際郵便貨物（EMS）が中国から発送される商標権侵害物品に利用されるが、そのほとんどは、発送者の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、国際郵便貨物（EMS）引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

又、中国のA C T A加盟への働きかけを政府におかれては積極的に進めて頂いていると理解しているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国である事を考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようお願いしたい。

G) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制

模倣品であると承知しないで購入した消費者が増加しているのも否定はできないが、商標権侵害物品を販売していると消費者にわかるような記載をするサイトも存在している事から、模倣品を販売していると承知の上で購入している消費者・業者も依然として多数いる事も否定できない。

商標権侵害物品販売サイトは、商標権侵害物品を国際郵便貨物（EMS）で少数ずつ小分けにして送付してくる。これは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事を悪用したものである。

そもそも、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事が消費者を騙すなりすましE C サイトを発生させた元凶であると考ええる。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されている事は理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではない。例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code)タイトル 19 セクション 1526 及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations)タイトル 19 セクション 148.55 によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限り商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

- ・米国に到着する個人が携行している物品である事
- ・当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していない事
- ・1種類につき1点までである事
- ・同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていない事

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエア・クーリエ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人使用目的での輸入は適用されないのである。このような、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、日本の商標法制との違いを踏まえつつ個人輸入の規制については是非検討をお願いしたいと考える。

又、日本に於いては、真正品ではないもの（商標権侵害物品であるが個人使用目的であるとの事で輸入が許可された物品に対して「商標権侵害物品」と呼称するのは適当ではないため「真正品ではないもの」と記載した。以下、「非真正品」と記載する）が個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させるようにしていたと聞いているが（現在もそうしているのかは不明）、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得る事を輸入者に周知して頂きたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかれている（連邦規則集タイトル 19 セクション 148.55）。名寄せ等の問題から実際に没収が可能か否かは別として、このような規定は輸入者に対する有効

な抑止効果を有しうるものと思量する。又、たとえ譲渡する目的がなくても、反復継続する意思をもって輸入を行えば、業としての輸入に該当し得るので、輸入者に対しては、通関した非真正品を譲渡しないだけでなく、今後そのような物品を輸入しない事も併せて誓約するようご指導頂きたい。

更に、抜本的な方策として、輸入については業としての輸入と推定する規定を商標法におく等の手当てを検討して頂ければ、安易な商標権侵害物品の輸入に対する抑止効果が期待できると共に認定手続への対応における税関・権利者の負担が軽減されると思量するので、是非、ご検討を頂きたい。

尚、かかる規制は個人の取引の自由を制約するものであるとの批判もあろうが、結果的には消費者がなりすましECサイトを通じて商標権侵害物品をつかまされる事等が減り、消費者の利益に資するものと確信している。

H) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動

前記したように、現在、ほとんどの商標権侵害物品は、民間のエア・クーリエ便に比してインボイス等の記載が簡易である事から商標権侵害物品販売業者に悪用されるとの背景からか、国際郵便貨物（EMS）で送付されてくる。そこで、インターネットを通じてブランド品等を購入する消費者に対して、国際郵便貨物（EMS）で商品が送られてくる場合に商標権侵害物品である可能性は高く、税関では厳しく検査をしており、検査の結果で商標権侵害物品であれば差し止められる可能性が高い旨、消費者庁、国民生活センター、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトにおいて周知すれば安易な購入者に対する抑止が期待できると考えるのでこの件についてご検討頂きたい。

II) 国内取締について

A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が鑑定を行った後、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的摘発をして頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、伴い同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の質に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断の内、称呼類似や部分類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断をされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を無視する事はある事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

知的財産高等裁判所の判事ではない検察のご担当者となられる方にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えてるので、何らかの形で同法についての研修の機会等を設ける事についてご一考頂きたい。

Ⅲ) 水際対策について

A) 認定手続について

以下 6 項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便貨物（EMS）を多用している事は税関発表の統計からも明らかである。かかる状況下、今後、海外の商標権侵害物品販売者が取り締まりの厳しい国際郵便貨物（EMS）から他の輸送手段を用いた輸入に切り替える可能性は否定できないと考える。その意味で、他の輸入手段について必要と考えられる監視の継続をお願いしたい。

b) 国際郵便貨物（EMS）においては、ほとんどの場合、発送者の住所氏名は、虚偽・記載不備だったり判読不能と記載されているが、権利者からすれば送り状から読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知に添付する等して頂けるとありがたい。

又、輸入者の住所についての記載も、私書箱センター等輸入者以外のものであったり、アパートの空室や架空の住所等虚偽のものであったりして、疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するにあたり、認定手続開始通知に記載された情報が役に立たない事が多い。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるので、認定手続開始通知に記載して頂きたい。

関係情報として送り状の写真や電話番号の記載を行う事は、他の同様の行政手続において前例のない事、また個人情報保護の観点での考察が必要な事等からハードルの高いものであることは理解しているが、是非、ご検討を頂きたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。又、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、「個人使用目的」との理由で商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続をすることをお願いしたい。

d) 認定手続期間中の意見書提出において、無駄ともいえる手間が発生している。輸入者に素人が多いためなのか、法律的に無意味なものや思いつきで纏めずに複数の意見書を五月雨式に提出してくる等の事がある。税関及び権利者においてこれに一々対応しているために煩雑な状況が発生するものと思われる。このような無駄を省く手続の進め方について検討して頂きたい。

例えば、単に「個人使用です」、「通関を希望します」としか書かれていない輸入者意見書が多く見受けられるが、権利者は、このような意見書について反論することから手続き対応を開始しなければならなくなっている。むしろ、このような意見書しか提出されない場合、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定がなされてもよいのではないかと思料するが、それでは素人の輸入者にとって酷だといのであれば、まず輸入者に対し、これ以上意見が無いのであれば、認定手続開始通知書（輸入者用）の裏面の記載に従って具体的に主張していないので侵害認定する旨を連絡して頂き、第一段階目のやりとり、すなわち、主張自体が失当

e) NACCS を使用した汎用申請での意見書の提出ができるようになり、証拠・意見の提出の電子化について措置をお執り頂いたことに感謝しているところであるが、更に一歩進めて、システムの稼働安定性の向上等のために今後行われるであろうシステム改変の際に、認定手続開始そのものを権利者に電子データで通知することについて検討して頂きたい。

f) 税関においては、既に I P M の活用に向けてお取り組みいただいているところであると理解しているが、認定手続の際に、必要に応じて I P M を参照することやその結果を考慮することをご検討頂きたい。商標権侵害物品は常に変化しており、当然、真贋を識別するためのポイントも必要に応じ変更せざるを得ない。そのような状況では、輸入差止申立で提出した識別ポイントは時間の経過と共に陳腐化することが避けられず、識別ポイントの改訂をいかに簡易化して頂いてもどうしても追いつかないことになる。又、職権による差止の場合で、全く識別に関わる情報が税関にない状況において、差止を行うか否かの判断に I P M は有効であろうと考えられる。

ご検討を頂きたい。

g) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するための機器(ハードウェア・ソフトウェア)を税関に提供することについて、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかれているようである(Trade Facilitation and Trade Enforcement Act (2015 年) セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61)。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

B) 輸入差止申立について

輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の簡易化については度々お取り組み頂いているところではあるが、引き続きより一層の簡素化を進めて頂けるとありがたい。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとすると、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合(なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もあることは理解している)、その必要はないように思われる。より一層、輸入差止申立がなされやすく且つ申請内容の更新が適時・的確になされやすくなるよう申請手続全般的での簡素化につき今一度ご考察を頂きたい。

更に、同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

C) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

D) 識別研修について

年々、税関での識別研修の実施を希望する権利者が増加している。他方、税関の予定されている研修時間は限られているため、研修を希望しても実施できない例が増えている。識別研修にお引き頂く時間の増加とより多数の権利者が効率の良く識別研修を実施できるような方策についてご考察を頂けるとありがたい。

IV) 立法

A) 特定商取引法

インターネット上のショッピングモールでの商標権侵害物品の販売が依然として多量である。上記の状況を鑑みるに、現行法及び現在の運用だけでは不十分であると思料する。以下のようなインターネット取引を健全化させるための改正についてご考察頂きたい。

商標権侵害物品を販売している業者は、販売業者の表記が不完全・不正確である事がいまだに多い。特に米国系 B2C サイトに於いてはこの傾向は顕著だと理解している。従って、特定商取引法の遵守を徹底し、違反している業者はサイトもしくは販売店舗を閉鎖する等の然るべき罰則を課せられるような法体制を構築して頂きたい。

又、B2B サイトも出店者情報の開示を義務づけて頂きたい。

更に、国際郵便貨物(EMS)を利用した商標権侵害物品の販売が多いことから、特定商取引法でインターネット取引での物品送付方法の表示を罰則付きで義務づける規定を設ける事をご検討頂きたい。

更に、前記したことだが、海外のサーバーにホスティングしているなりすまし EC サイトであっても、日本の消費者に向けたものである以上、特定商取引法の表示要件を遵守していないものは特定商取引法違反であるとし、可能な範囲での処分もしくは対処をすることはできないのか検討して頂きたい。

B) 損害の回復について

前記したとおり、凍結された口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に配当を受けられる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害金を取得する道は開かれていない。仮に商標法・不正競争防止法に基づいて通常の民事手続により仮差押え・差押えしようとしても、侵害行為の特定や損害額の立証は事実上不可能と言ってよく配当を得る事はできない。権利者が凍結口座から何らかの配当を受けられる方途をご検討頂きたい。

同様に、プラットフォームが商品購入者から預かっている代金がある場合についても、侵害者に払い渡される前であれば差し押さえて損害賠償金を回収できるような仕組みを構築して頂きたい。

又、損害賠償請求の場合、実務上は侵害者の利益を基準に損害を算定している事が多いが、侵害者が正確な資料を提出しない等から過小な利益しか認定されない事も多い。ブランドイメージの毀損等も考慮して、より柔軟に損害が認定されるよう立法面等で検討して頂きたい。T P Pにおいては、損害額がはっきりしなくても一定の賠償金を侵害者に支払わせる法定損害賠償の導入が議論されていたが、T P Pが発効されるか否かに関わらずそのような制度の立法化を是非ご検討頂きたい。

更に、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、損害賠償が認められても回収できる見込みが低い。民事執行法 196 条以下の財産開示手続は実効性がなくほとんど利用されていないと考えられるので、損害賠償の実効性が上がる仕組みを構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

C) 国際郵便貨物（EMS）について

国際郵便貨物（EMS）は、郵便物に分類されている。しかし、その実態は貨物を送る民間のエア・クーリエ便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便貨物（EMS）が悪用されている事は周知の事実である。実際、海外の商標権侵害物品販売業者が出鱈目な発送人情報を記載して商標権侵害物品を国内消費者に直送する事により、自らは商標権侵害物品輸出者としての責任を免れ、消費者は輸入者として税関の認定手続に対応しなければならなくなる上、海外の商標権侵害物品販売者は購入者からの問い合わせに応じないので代金の返金は受けられず、権利者は海外の商標権侵害物品販売者にアクションを取る事ができず、消費者・権利者の双方が損害を蒙っている。EMSが違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

D) 商標法等

類似・混同のおそれに該当するか微妙ではあるが登録すると不適切な商標（例えばパロディ）は、商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、権利侵害の場面においては、類似・混同

のおそれが差止・損害賠償の要件となっているため、公序良俗に反する商標について権利者は救済を受けられないこととなりやすい。類似・混同のおそれがあるかが微妙ではあっても、他人の商標に依拠しておりフリーライドしていることが明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法もしくは不正競争防止法に設けて頂きたいと思料する。

又、商標法における「業として」要件は外せないとしても、「商標」の定義に「業として」という要素を含めるのではなく、「業ではないこと」を商標権侵害の例外の一事由とするように改正して頂きたい。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用することが商標の使用にあたるかの判例と特許庁見解（平成 17 年 2 月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をすることをプラットフォーム及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法 L713-2 条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a) 指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、…後略…」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の主旨での商標法の改正が

できないかをご検討を頂きたい。

E) 銀行の対応について

偽造品販売サイトの連絡先が分からない場合、銀行に対して、弁護士法第 23 条の 2 に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求めることがあるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。商標権侵害行為に対する権利行使でも銀行が弁護士法第 23 条の 2 の照会を尊重し個人情報を開示するように徹底して頂きたい。

V) 司法機関（裁判所）

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。また、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあつては商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他も推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知財高裁はじめ裁判所の商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてであるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる 4 条 1 項 11 号とは別に 15 号を規定した趣旨が没却されると思量するので意見としてお聞き頂きたい。

VI) 入管

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらかでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるため、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、違法行為を幫助したものとして自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。例えば、水際取り締まりに関する税関のポスターを入国管理局にも掲示して頂くだけでも、一定の効果があると考えるのでご検討頂きたい。

VII) パロディについて

パロディと称すれば、商標権侵害物品でも販売できるとの風潮が発生していると認識している。もちろんパロディにも様々な種類があることは理解しているが、出所の誤認混同を生じさせ商標権を侵害する物品や著名な商品等表示にフリーライドする物品の販売は、違法である旨のことを周知するような施策を実施して頂けるとありがたい。

VIII) インターネットについて

C t o C サイトで出品地を国内と偽り消費者を騙し海外から商標権侵害物品を送りつける例が多々見られる。中には出品地国内としながら国際郵便貨物（EMS）の利用と堂々と謳っている例もある。出品地を偽った場合は出品禁止にする等プラットフォームが対策を強化するようにして頂きたい。

更に、C t o C サイトにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プラットフォームが権利者の指摘を受けて I D を無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、たいていの場合プラットフォームの利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

C t o C サイトに対する弊法人からの違法出品物の削除依頼数は、平成 2 6 年で 2 万 8 千件余りから平成 2 9 年には 1 0 0 万件以上と急激な伸びを示している。削除依頼の急増の原因は、フリマアプリの台頭であり、削除依頼の 9 7 % 以上がこれに向けられたものである。

既存のオークションを運営するプラットフォームは、それなりの模倣品対策を実施しているが、新興のフリマアプリ運営者のなかには模倣品対策に不案内であるものも存在している。これらのものに対して、権利者側からだけのアプローチでは限界があるので、是非、行政による指導等を行えないのかご考察を頂きたい。又、前記状況の悪化に鑑み、現在まで C t o C サイトが任意に実施している悪質な商標権侵害物品販売者の I D の削除並びに再登録を阻止するための I D 削除を受けたものの情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものにできないかご検討を頂きたい。

又、商標権に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わない I S P がみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

更に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるプロバイダは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため、ブランド名が使用されているだけで直ちにプロバイダが不正競争行為であると判断することは実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、プロバイダが自主的にチェックする事は行われていないようである。プロバイダにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当することを商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考える。

以 上

法人・団体名
26. 一般社団法人 日本知的財産協会
意見の対象
(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見（要旨）
・ 第 4 次産業革命に係る各国政策動向の一元的・網羅的情報収集・整理と公表 ・ 権利侵害でも差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする立法措置の検討 ・ グローバル視点で実効性ある SEP 交渉ガイドライン策定 ・ 競争領域の「データ囲込み」と協調領域の「データ利活用」のバランスある法整備と運用 ・ 諸外国の商業データの域外持出規制の実態把握と対策検討 ・ 著作権ライセンスの第三者対抗制度の導入
意見（全文）
◆第 4 次産業革命の推進にあたり、政府にお願いしたい基本的要望事項 ----- 世界中で第 4 次産業革命が進行する中、各国における第 4 次産業革命対応の法規制整備・制度制定等の政策動向も目まぐるしく動いています。グローバルにビジネス展開する日本企業にとり、こうした世界の政策動向情報は極めて重要です。政府には、府省庁を超えて一元的・網羅的に、世界各国・地域における第 4 次産

業革命対応の法規制整備・制度制定等の政策動向情報を随時 収集・整理し、公表頂くことを、要望します。

『(A) 知財推進計画 2018 策定』に関する意見 -----

「I. 第4次産業革命 (Society 5.0) の基盤となる知財システムの構築」「2. 知財システム基盤の整備」
「①知財紛争処理システムの基盤整備」に対する意見

●差止請求権につき:権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする立法による措置に関し、議論・検討を進めて頂きますようお願いいたします

差止請求権については、権利者と実施者の利益バランスを十分考慮することが必要です。例えば、標準規格必須特許 (SEP) の権利者が (F) RAND 宣言を行った場合には差止が馴染まないケースがある一方で、標準規格や標準規格必須特許の実装に際し必要な特許の実施料支払いについて実施者が不誠実または悪質である場合にまで差止を行えないとすると権利者との間の利益バランスを欠くケースも出てきます。こういったケースは SEP に限らず、今後、第4次産業革命の進行に伴い様々な局面で出てくることが予想されます。従って、差止の可否については、裁判所が個別の事案に応じて判断するのが適切と考えます。

現行法は、裁判所が権利侵害を認容すると差止請求も自動的に認容せざるを得ない建付けとなっており、例外は民法の権利濫用の法理または競争法が適用される場合に限られます。裁判所は権利濫用の法理の適用には格別 謙抑的であるため、裁判所が個別の事案に応じて差止の可否を判断できる権原として、権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする、立法による後押し (措置) に関して、今一度、議論・検討を進めて頂きますようお願いいたします。

●標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定につき:グローバル視点で運用面の実効性を高める取り組みをお願いいたします

現在特許庁が進めているガイドライン策定に当たっては、標準必須特許を巡る海外裁判例の紹介に留めず、判例毎に異なる背景事情 (法体系の違い含め) や未確定事案も多いことを勘案し、ライセンス交渉に不慣れた企業に誤解や不利になる影響を与えないよう、検討をお願いします。グローバルな視点から運用面の実効性を高めるよう、各国特許庁や司法を交えた国際連携の取り組みもお願いします。

●判定制度を活用した標準必須性に係る判断につき:PAE に悪用されない運用をお願いします
特許庁による判定制度では、法的拘束力は無いにしても、仮想対象物品と特許権の技術的範囲の属否判断が公開されることもあり、PAE などに悪用されないよう運用面の検討・配慮をお願いします。

●損害賠償につき:訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入には断固として反対します【再掲】

訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入は、PAE に悪用されかねないため、断固として反対します。現時点においては権利の価値を適切に評価できるシステムがないため、正当な損害額が認定されていない、という不満が産業界にはあります。権利の価値を適切に評価できるシステムがあれば、懲罰的賠償制度等の導入に依らずとも、損害賠償額は権利の価値を正に反映するレベルまで自然と増額されるものと考えます。海外各国の動きやシステムも参考にし、金融機関がビジネス視点で権利の価値を適切に評価できるシステムを構築することが、大切であると考えます。

●裁判外紛争解決手続 (ADR) の拡充・活性化につき:当事者がメリット・デメリットを理解し納得・合意の上で ADR を活用できるよう、適切な機会の紹介や提供をお願いします

複雑な紛争や中小企業の紛争において、ADR は、一般の裁判に比してコスト・時間・リソースをセーブできるメリットがある半面、当事者の意見が十分反映されないまま判断となるケースもあり、一概に ADR が優れているというものではないと考えます。当事者がそうしたメリット・デメリット等を理解しながら納得と合意の上で ADR が活用されるよう、引き続き適切な機会の紹介や提供をお願いします。

●国際仲裁の活性化につき：その重要性に鑑み、知的財産関連の国際仲裁の近時の実態を調査頂くとともに、我が国に世界をリードする国際仲裁機関を設置することを検討頂きますよう要望します

企業活動のクロスボーダー化の進展と世界的な保護主義の台頭が相まって、知的財産関連の国際仲裁・調停の活性化は重要性を増しています。特に、先進技術の知見・理解に優れ 同時に 保護主義等偏向のない中立性を担保した国際仲裁・調停が求められるところ、既存の国際仲裁機関における知的財産関連の仲裁・調停の近時の実態はあまり明らかになっておりません。これを調査頂くとともに、知的財産関連の国際仲裁・調停において世界の規範となる仲裁機関を我が国に設立することも重要な意義があると考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AI の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」「①データ利活用促進のための知財制度等の構築」に対する意見

●公正な競争秩序の確保につき：競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、ビジネスモデルに依りどちらも競争優位の源泉となるものであり、バランスのとれた法整備・運用を要望します

産業構造審議会 不正競争防止小委員会が2018年1月に公表した「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」に、基本的に賛同します。第4次産業革命の実現にデータ利活用の促進は不可欠ですが、その前提になる企業のオープン＆クローズ戦略では、競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、（同一企業に於いても）ビジネスモデルに依り、どちらも競争優位の源泉となるものです。今後なされる法改正では、こうした企業の多様なビジネスモデル創出の活力を削ぐことのないよう、データの保有・提供とデータの利活用の一方利益に偏ることなく、それぞれの立場が尊重され懸念が生じない制度整備・運用とするよう、要望します。また法運用を明確にするため、ガイドラインの早急な整備もお願いします。

●データ利活用に関連する競争確保につき：企業の多様なビジネスモデル創出の活力と可能性を減殺しないよう、競争法に基づく企業活動の制限は、必要最小限に且つ国際的に整合して頂くよう、要望します。

公正取引委員会が2017年6月に公表した「データと競争政策に関する検討会 報告書」に、基本的に賛同します。一方で企業は、新たな技術イノベーションからビジネスイノベーションを創出すべく活発な試行と競争を繰り返しており、競争当局による企業活動への介入が過ぎると、却ってこうした競争を阻害することになります。企業の多様なビジネスモデル創出の活力と可能性を減殺することのないよう、競争法に基づく企業活動の制限は、必要最小限に且つ国際的にも整合して頂くよう、要望します。

●諸外国での商業データの域外持出し規制について：日本政府による実態把握と必要な対策を要望します

昨今、国・地域内で収集した商業データの域外への移転を制限する施策を打ち出す動きが、中国（インターネット安全法）、欧州（GDPR：一般データ保護規制）、米国（CFIUS：外資による企業買収規制）などいくつかの国・地域で見られます。個人情報保護や安全保障を大義名分とする措置とされますが、他方、国家による経済覇権狙いのデータ囲い込みとも取れる状況が生じる懸念もあります。我が国としては、かかる諸外国における域外へのデータ持ち出し規制の動きに対し、その実態を注視するとともに、我が国企業が不当に不利益を被らないよう適時に適切な措置を取れるよう、対応策の検討を要望します。

対応策の一として、我が国が主導して、多国間（例えばWTOの枠組み）または2国間で、適切にデータを移転しやすくするルール作りを推進して頂くことを、提案します。また、我が国においてデータ保護を目的とする規制を制定する場合には、先行する諸外国と我が国とで整合性のある制度を制定するよう、諸外国に積極的な働きかけを行って頂きますよう、提案します。

●データ利用に関する契約の支援につき：国による契約ガイドラインの提示は異業種間の円滑な協業に有益ですが、今後のビジネス環境変化への即応と、企業の契約の自由裁量を損ねない配慮を、お願いします

2017年5月に経済産業省とIoT推進コンソーシアムが公表した「データの利用権限に関する契約ガイドライン」、同年12月に経済産業省が開始した「データ契約ガイドライン検討会」等の取組みは、今後データ等の情報資産が多様化し、様々な業種間で情報資産を巡り円滑な協業を促進する上で、有益と考えます。

今後の異業種間のデータ利活用形態の多様化やデータ取引の環境変化に即応して、漸次、より合理性のある内容に改訂していかれることをお願いします。また、国境を越えた事業者間での協議においても有効なツールとなるよう、各国関係部門との協議・調整にも取組まれることをお願いします。

他方、ガイドラインではカバーできない個別の諸事情もある中で、ガイドラインにより当事者の契約の自由裁量が縛られ、イノベーション創出に対する委縮効果に繋がらないよう、ご配慮頂きたいと考えます。

なお、データの重要性とその国際的流通性に鑑みれば、単に契約違反行為に対する法的措置だけでは実効性に限界があり、データを保護する適切な技術的手段の提供と選択を促進し、安心してデータを流通させられるビジネス基盤の確立を推進することが、今後のデータ取引契約における重要課題になると考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AI の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」に於ける保護客体についての意見

●データ構造の特許審査に係る事例の周知につき：更なる事例の追加と国際的な調和をお願いします

「データ構造」の発明について審査ハンドブックに事例追加がなされ、明確化に向け前進したものの、発明該当性を満たすか否かの境となる事例が依然として不足しています。発明該当性の判断に資する更なる事例の追加をお願いします。

また、他国に対しても「データ構造」の発明の取扱いについて明確化するように働きかけ、グローバルな権利取得を支援する情報の提供や審査基準の調和をお願いします。

●AI 生成物の知財制度上の在り方につき：AI 技術の変化等を注視した具体的事例を踏まえた状況（海外での取扱状況、社会的コンセンサスの醸成状況を含む）の整理・共有・対応方法の例示を、お願いします

「AI 生成物に関する具体的な事例の継続的な把握」、「AI 生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方」、「AI 生成物が問題となる可能性」など、AI 技術の変化等を注視した、具体的事例を踏まえた状況の整理と共有、対応方法の例示など、引き続きお願いします。

AI 生成物の権利については、データの提供元・AI ベンダー・ユーザのそれぞれの立場から様々な AI 流通のパターンを想定し、保護が必要な対象を十分検討して制度設計して頂きますようお願いいたします。社会的コンセンサスの醸成状況や海外での取扱い状況を踏まえて権利を定めていくことが望ましいと考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AI の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」「③第四次産業革命（Society 5.0）の基盤となる著作権システムの構築」に対する意見

●著作権のライセンシーの第三者対抗制度につき：

①速やかな導入を要望します

②併せて、当然対抗制度の導入についても検討願います

① 著作権の利用許諾契約におけるライセンシーの地位は不安定であり、ライセンサーが著作権を第三者に譲渡した場合や、ライセンサーの破産により破産管財人に管理・処分権限が与えられた場合に、新たな著作権者等の方針によっては、ライセンシーがそれまで通りの地位を享受できなく場合もあります。

特に、ライセンシーがソフトウェア等の著作権を用いたビジネスを展開している際には、当該著作権が譲渡されることにより、ビジネスの中断等、不測かつ重大な損害が生じるリスクもあります。このようなリスクは、AI ベンチャー等、規模は小さくても革新的な技術やソフトウェアを有している企業との提携を躊躇させる一因ともなります。一方で、既存の著作権法には一般的な利用許諾契約の公示制度等や許諾を受けた者の地位を保護するための制度が存在せず、ビジネスの場面で同様に用いられる特許権等と比較するとライセンシーのリスクはより大きなものとなっています。

そこで、著作権の利用許諾を受けているライセンシーが、当該著作権の譲渡等がなされた後も自己の利用許諾契約上の地位を第三者に対抗できる制度を、速やかに導入して頂きたいと存じます。

② また、著作権の利用許諾契約の中には、秘匿性が高いものや、対象となる著作権を逐一特定し登録を備えることが現実的でないものも多いことから、制度設計に際しては、登録を不要とする当然対抗制度の導入を有力な選択肢として検討をお願いします。

●イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討につき：

「著作物の表現を享受しない行為」や「著作物の表示などが軽微である利用行為」に適用できる柔軟な権利制限規定に関する著作権法の改正や、今次改正で継続検討とされた利用ニーズへの対応を望みます

「著作物の表現を享受しない行為」や「著作物の表示などが軽微である利用行為」などに適用できる、柔軟性を有する権利制限規定を含む著作権改正法案が、第 196 回国会へ上程されることが期待されます。同改正法の成立・施行後であっても、法の運用状況に鑑みて、創作活動に対するインセンティブや権利保護と利用のバランスに配慮しつつ、健全なイノベーション創出環境を構築し、社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を整備する観点から、今次改正において継続検討とされた利用ニーズへの対応や、また更なる社会状況の変化に照らし、事後規制型（一般条項等）の法整備も含め、引き続き検討をお願いします。

●持続的なコンテンツ再生産に繋げるための環境整備につき：コンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を図る、新たな仕組みを奨励する検討をお願いします

音楽等のコンテンツの視聴環境の変化に照らすと、現行の私的録音録画補償金制度が対象とする私的複製は、今後縮小することが予想されます。従って、指定団体を介した私的録音録画補償金制度の維持・拡大を図るのではなく、今後はコンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を見出していくことが望ましいと考えられ、新たな仕組みを奨励する方向の検討をお願いします。

●教育の情報化の推進につき：遠隔教育の ICT 活用に向けた法改正に際し、補償金支払の予算措置等運用面の検討も併せてお願いします

ICT 活用教育における著作物の円滑な利活用にむけて文化審議会著作権分科会にて検討されたところ、合同授業型を除く遠隔授業の場合に現行で許諾が必要な行為について、今後は許諾不要で補償金支払いによる利用を認めるとの整理がなされました。これに従い法改正がなされるのであれば、教育現場での法遵守を徹底するための施策とともに、遠隔教育・ICT 活用を阻害することのないよう、補償金支払いのための予算措置等も含めた運用面についても併せて検討をお願いします。

●円滑なライセンス体制の整備・構築につき：著作権法第 47 条の 7 但書で権利制限対象から除外されている情報分析用データベースを、簡易・安価に利用できる契約スキーム構築を支援する施策を要望します

Society 5.0 においては、製造業の革新や生産性の向上など経済的発展を主眼とする欧米型の取組みに加え、少子高齢化や地方の過疎化、環境・エネルギー、防災対策など多岐にわたる社会的問題の解決も志向しています。集積されるデータやコンテンツは質・量ともに膨大になりますが、社会的・公益的な価値実現の見地からすると、個々の著作権に対する対応・処理がボトルネックとなり得ます。従い、データやデータを収録するデータベースの利用促進を進める必要があります。

著作権法第 47 条の 7 但書で権利制限の対象から除外されている情報分析用データベースについて、簡易かつ安価に利用できるライセンススキーム・ルール構築を支援する施策を検討されるよう要望します。

また欧州においては、2017 年に DSM (Digital Single Market 戦略) の指令案が検討されており、欧州議会法務委員会の修正提案では契約の調整や紛争解決の仕組みについて言及しています。我が国においても、国内の利害関係調整に終始せず、グローバルな視点で協調と競争を志向する法制・制度設計を要望します。

「I. 第 4 次産業革命 (Society 5.0) の基盤となる知財システムの構築」に係るその他の意見

●ブロックチェーン技術の知財実務への適用につき：産官学で検討を進めることを提案します

ブロックチェーン技術は、データ改竄を不可能とするがゆえに、様々な知財に関わる情報登録・先使用権立証・ライセンス管理・不正使用取締など、幅広い知財関連分野での利用の可能性が指摘されています。知財実務へのブロックチェーン技術の適用について、産官学で検討を進めることを提案します。

「2. 知財システム基盤の整備」「国際連携の推進」についての意見

●TPP12 が目指す高いレベルの通商関連協定の実現につき：日本がイニシアチブを発揮して、米国の TPP 復帰を含め、推進して頂きたい

米国の TPP 離脱大統領令や、英国の EU 離脱国民投票など、主要国で保護主義の台頭が見られます。我が国にとり自由貿易は産業競争力の必要条件です。米国離脱に拘わらず、TPP11 交渉を主導的に進め合意に到ったことは高く評価に値するものと考えます。今後も、知的財産分野に代表される TPP が目指す高いレベルの通商ルールを、後退させることなく、米国の TPP 復帰を含め、イニシアチブを発揮して推進して頂きたいと考えます。

●知的財産システム向上に向けた国際連携の強化につき：五大特許庁、B+会合参加国と、効率的に安定した権利を確保できる知財システムの構築に向け、継続して取組んで頂きたい【継続】

五大特許庁（IP5：日本、米国、欧州、中国、韓国）による連携活動の柱の一つであるグローバル・ドシエは、ワンポータル・ドシエに代表されるように利便性が向上しています。当協会は今後も特許庁との緊密な議論に貢献して参りますので、優先順位を加味しながら着実に利便性が向上することを希望します。記載要件や単一性等の調和は、事例研究やパイロット・プログラムの蓄積が進捗したと認識しており、運用基準やガイドライン等への落とし込みの実現を進めて頂きたい。

衝突出願やグレース・ピリオド等の実体的制度の調和は、3 極（日本・米国・欧州）のユーザ間での議論が進捗しています。当協会は、ユーザの業務実態を踏まえ特許庁との議論に貢献して参りますので、B+会合参加国における具体的な調和の実現に向けた検討を進めて頂きたいと存じます。

IoT 技術の進展に基づき産業構造や事業特性が変化中、変化に適合した制度構築や制度運用についても、IP5 や 3 極の特許庁間で協調した検討が推進されることを希望します。

●新興国への我が国知財システムの普及と浸透につき：知的財産権制度、営業秘密保護制度、先使用権制度の普及・啓発支援を推進して頂きたい【継続】

新興国に対し、特許や商標等の諸制度の支援のみならず、営業秘密についても適切に保護されるための法整備や啓発活動について、新興国政府への働きかけ支援などを積極的に行っていく必要があります。営業秘密保護と並行して先使用権の議論が必要と考えます。この場合、海外の関係政府機関やユーザ団体などとの協調が必要です。先使用権を認める範囲や実施条件など議論を進めて頂きたいと考えます。

「2. 知財システム基盤の整備」「②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」「第4次産業革命時代に対応した特許審査体制の整備・強化」についての意見

●特許審査体制の整備・強化につき：

①知財審査関連業務の生産性向上に協力して頂きたい

②グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進して頂きたい【継続】

① 働き方改革として、より生産的事項に我が国の人的リソースを投入し更なる経済発展を目指すべく、諸外国のクレームの記載様式や料金体系の相違のために強いられている、単純なクレーム書き換え作業など、非生産的な作業から解放されるように、弁理士を含めた、我が国全体の知財審査関連業務の生産性向上に向けてご協力頂きたいと考えます。

② グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進頂きたい。一足飛びの実

現は困難なので、サーチ手法、新規性の基礎に用いる文献、新規性判断、進歩性判断など、マイルストーン設定により、ユーザ意見も取り入れながら step by step アプローチで、実現を目指して頂きたい。日米協働調査の利用状況が振るわない現実もあり、ユーザへの利用メリットの発信、庁費用ディスカウントなどの追加的措置により利用促進するとともに、サーチを支援する翻訳システムの 5 庁連携開発等の可能性を検討し、本取り組みが有効に働くように推進をお願いします。【継続】

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「①企業・業界における標準化戦略の強化」に対する意見

●オープンデータ化につき：日本としてどのような形で推進すべきか産官学による検討を提案します

Linux Foundation の Community Data License Agreement (CDLA) のようなオープンデータ化のためのライセンス契約書が公表されていますが、日本として、オープンデータ化をどのような形で推進するのか、産官学で検討することを提案します。例えば、ライセンス条件をとっても、従来のような、無制限・無条件でのオープン化や、データにおける著作権の側面だけを手当したオープン化では、不十分である場合が多い。また、オープンデータ化を進めるためのインフラをどう構築していくのかの議論の検討も必要と考えます。

●基準認証小委員会「今後の基準認証の在り方」答申につき：答申に盛り込まれた「統合的な官民標準化戦略」、「情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築」の具体的施策を要望します

産業構造審議会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方」答申において、日本の標準化活動は活動領域・方法・制度設計を大きく変える時期に来ており、企業や産業界はグローバルな競争力強化にとって重要な市場優位性獲得ツールとしての標準化戦略をどう実施すべきか、という問題認識を提示しています。これは、これまでの標準化活動そのものに焦点を当てた戦略から脱却して、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みなどの、統合的な標準化戦略へ移行することの必要性を指摘しています。この指摘点は非常に重要であり、これを受けて政府が工業標準化法の改正準備に入っていることを心強く思います。2018 年の計画には、是非、この答申に盛り込まれた「統合的な官民標準化戦略」、「情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築」に基づいた具体的施策の検討が盛り込まれますようお願いします。

●経営層の啓発・理解の促進につき：アクションアイテムの実施促進と進捗の公表をお願いします

2017 年 1 月に標準化官民戦略会議が公表した「標準化人材を育成する 3 つのアクションプラン」では、これまで重点が置かれてきた標準化専門人材に加えて、事業・経営の一部として標準化戦略を描くべく、経営層を中心とした「ルール形成戦略マネジメント人材」や、企画経営部門、営業部門などのエンジニア以外の社内人材、金融機関や弁理士など企業の「標準化を支える人材」の育成・確保が重要としています。これを受ける形で、知的財産推進計画 2017 の工程表 44 項目の「標準化人材の育成強化」には 4 つの施策が明記されています。このうち、専門人材育成のための「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座」については継続実施されており、これまで同様の成果が期待できると考えられます。一方で、特に必要性が強調されている経営層に対する普及活動については、本アクションプランの中でも「具体的な取組」として「政府が国際標準化に関するパラダイムシフト、具体的成功・失敗事例、欧・米・新興国の標準化活動動向を含むキラーコンテンツを作成し、工業会の経営層レベルの会合や個社訪問を通じて標準化活動の重要性を発信すること」とされています。経営層の啓発・理解の促進に関しては、ボトムアップでの成果が得られにくい傾向があり、産業界としても政府からの働きかけに特に期待し、お願いしたいところであります。ついては、同アクションアイテムの実施促進をお願いすると同時に、実施の進捗状況および結果について公表して頂きたいとお願いいたします。

●標準化活用支援パートナーシップ制度につき：継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発をお願いします【継続】

平成 27 年 11 月に開始された標準化活用支援パートナーシップ制度は、「中堅・中小企業等が身近なパートナー機関に標準化についても相談ができ、従前からの支援措置と標準化活用に係る支援を一体的・相互補完的に受けることができる」との目的・効果を掲げています。これを受けて、各種セミナーを実施され、パー

トナー機関が順調に増加した結果、新市場創造型標準化制度の活用実績も上がっています。引き続き、継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発をお願いいたします。

また、制度開始から2年が経過し、上記したような標準化をめぐる状況変化が激しいことから、この制度においても、より統合的な標準化戦略に沿った方向性を出していくのが望ましいと考えます。例えば、研究開発機関がパートナー機関である場合には、研究開発から標準化まで一貫した支援が受けられるということですが、一方で、パートナー機関として地域発明協会や弁理士会を利用した場合にも、知財と並行して標準化を進める支援が受けられることが好ましいです。特に、地域発明協会は、協会設立趣旨に地方創生・地域産業活性化があることから、本制度とのなじみもよいと思われます。岡山県発明協会がパートナー機関登録していますが、その他の地域発明協会でも、積極的にパートナー登録されますよう働きかけて頂きたい。また、日本弁理士会は、パートナー機関としての登録もされていますが、今後標榜業務として弁理士法に標準支援業務を明記するとの動きもあり、支部レベルでの活動を含めて積極的に業務として取り組まれますようお願いいたします。

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「②オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方」「営業秘密の保護強化」に対する意見

●立証責任の緩和（推定規定）につき：「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」で推定する場合の要件を明確にして政令に規定して頂きたい

平成27年の不正競争防止法の改正で新たに規定された、推定規定（第5条の二）は生産方法についてのみ規定され、その他は政令で定めるとされています。2018年1月に公表された産業構造審議会 不正競争防止小委員会の「中間報告」では、「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」について政令で規定すべきであるとしています。政令で規定するに当たっては、立法の趣旨である立証責任の緩和が図られているかを慎重に検証し、規定する場合には、本規定が乱用される懸念も踏まえて、その要件を明確したうえで規定して頂きたいと考えます。

同時に、不正競争防止法の侵害訴訟における証拠収集手続についても、証拠調べの必要性の判断が適切になされるよう規定を整備して頂きますようお願いいたします。

●水際措置の導入：【継続】

関税定率法等の一部を改正する法律により、営業秘密侵害品が、関税法上の「輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物」に追加されています。営業秘密侵害品については、経済産業大臣の認定を受けることになっていますが、その認定が適切になされるよう、引き続きご尽力頂きたい。

●周知・普及活動の継続実施：【継続】

営業秘密として企業のアイデア保護を啓発する活動を引き続きお願いします。IoT・AI・ビッグデータに関わるビジネスでは、啓発活動に加えて、事例や注意点の提供をお願いします。

●「秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発：【継続】

情報のデジタル化、ネット環境進展を踏まえ、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策を含めた記載の充実、およびその普及・啓発を、引き続き実施頂きたい。

特に、ICT技術の進展・普及で伸張しつつあるビジネス形態にも考慮して、「営業秘密官民フォーラム」等のインフラを活かし、幅広く官民が連携した対策が促進されるよう、取り組みを継続して頂きたい。

●営業秘密情報の保管システムの構築：【継続】

INPITが開始した「タイムスタンプ保管サービス」は、営業秘密情報の時間的特定に有効です。このサービスの有用性・有益性について、引き続き、啓発頂きたい、また、同サービスの利用状況についても開示をお願いします。

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「③知財マネジメント人材等の育成・確保」に対する意見

知財マネジメント人材等の育成・確保において、総合知財戦略構築支援が可能な人材育成やグローバルな知財人材育成という視点に、賛同します。そのうえで、このような知財人材を育成するにあたり、次の二つが重要と考えます。この点ご配慮の上、知財人材育成の企画・推進をお願いします。

①知財戦略を構築するにあたりグローバル展開を含めたビジネスの文脈を理解するスキル

このような「ビジネスを読み解くスキル」「ビジネス起点で発想する癖」を持つ知財人材を育成すべきと考えます。

②中小企業経営層向けのケース教材開発・ダウンロードサービスを、大企業の経営層・企画部門・事業部門にも展開すること

第4次産業革命時代において、中小企業と大企業の垣根は益々低くなり、あらゆるビジネスケースも近づいてくると考えられるからです。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」に対する意見

●農林水産分野における知財戦略の推進につき：農林水産系研究機関の職員の知財スキルを高めて頂きたい

農林水産分野における知財戦略の推進においては、農業関係者（農業者及び農業指導者等）に対する知財マネジメントの普及・啓発だけでなく、国・地域の農林系研究機関、水産系研究機関の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発が緊要であります。民間企業が国・地域の農林水産系研究機関と連携するニーズが高まる中、これら研究機関の職員レベルでの知的財産マネジメントの知識・能力不足が、民間企業との連携や今後のグローバル・ビジネスにおいて日本の産業発展の妨げとならないよう、迅速・積極的に、当該研究機関等の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発を推進頂きたいと考えます。

また、地方再生の重要施策でもあることから、各地方の自治体、公設試験研究機関、生産者、食品加工業、生鮮流通業等をドメインとした、知的財産マネジメントの普及・啓発、知的財産による事業強化と地域活性化の推進をお願いします。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進」に対する意見

●地方・中小企業の知財活用につき：大企業やアカデミアとの提携を促進する仕組み作りをお願いします

中小企業が今後成長していくためには、大企業、アカデミア、ベンチャーなどとの提携が鍵になると考えられますが、その提携（マッチング）を促進する仕組み作りを国に主導して頂きたい。これは大企業にとっても、自社にとり魅力ある中小企業を見いだすツールとなり、双方に有益です。

●産学・産産連携の推進につき：【継続】

①PDCA サイクルの進捗の公表をお願いします

②事業起点の事業プロデュースチームの設置と目利き人材の増員を期待します

③大企業からの技術移転の支援を期待します

④地域・中小企業とのマッチングに貢献した大企業への金銭的インセンティブの付与を検討願います

① 一昨年に策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性を担保するため、これ迄の活動の評価・課題抽出・改善のPDCA サイクルを確実に回し、公表して頂きたいと考えます。

② 地方・中小企業における産学・産産連携についても種々施策が進行中ですが、これら連携を更に進めていくには、技術・知財起点の事業創出ではなく、地方やニッチな顧客ニーズから事業化検討を行い、技術・知財を活用していく、事業起点の考えが重要と考えます。それらの施策として挙げられている地域中核企業、地域大学をつなぐ事業プロデュースチームの設置や、地域の中小企業のニーズを掘り起こし、全国の大学や、大企業とマッチングさせる人材（目利き人材）の更なる増員を期待します。

③ 地域、中小企業とのマッチングについては、大学等との連携も大事ですが、顧客ニーズにマッチングした技術という観点では、常に事業化を意識し研究開発を実施している大企業の方が多くの対象技術・知財を有しています。しかし大企業は、技術移転に際しリソースの持ち出しを伴う事が多いので、産産連携に躊躇しているのが実態です。そこで、各施策に挙げられている人材や事業化チーム等が、大企業支援（契約、技術サポート等）を更に進めて頂ける事を期待します。

④ 地域、中小企業とのビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業には、知財功労賞等の表彰制度だけでなく、金銭的なインセンティブ（税制優遇、報奨金等）の付与についても検討願います。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進」に対する意見

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

昨年提出した意見に付言すると、知財人材育成と直結する重要課題として、理系人材の育成があります。近年、我が国における理系の高等教育履修者数、海外への留学者数、論文発表数・被引用数、海外研究者との共同研究数等の指標において、国際的地位の低下が見られます。国を挙げてこの抜本的解決に取り組んで頂きますよう、お願いします。

「III. コンテンツ力の強化」「1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化」に対する意見

●模倣品・海賊版対策（インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策）：につき

①海外法執行機関との取締り連携、悪質リーチサイトに対する法整備の促進をお願いします

②表現行為への配慮をお願いします

③サイトブロッキングの現実的対応の検討をお願いします

近年の海賊版サイトの悪質化に鑑み、具体的な対策の実現が迫られている、と考えます。

① 海賊版サイトによる被害を無くすには、諸外国の法執行機関との間で、海賊版サイトの取締りに向けた連携をより一層強化して頂くことが最善の策です。それと平行して、権利者の利益を不当に害する悪質リーチサイトに対する法制面の整備について、検討のスピードを上げて頂きたいと存じます。

② 一方で、リンクがインターネットにおける極めて重要な機能であり、リンクの提供行為が表現行為の一部を構成する場合もあるため、検討に当たっては、「悪質なサイトを規制する」という目的を超えて 表現行為に過度の萎縮が生じてしまうことのないよう、十分に配慮をお願いします。

③ またサイトブロッキングは、通信の秘密との関係で常に緊張関係を孕んでおり留意が必要ですが、他に方法が無い場合の手段として、権利者及び通信に関与する者の協調を通じて、現実的な対応を含め、具体的に検討されるべきタイミングに来ている、と考えます。

■ 特定分野の知的財産制度についての意見 -----

1. 意匠制度・運用の見直しと国際連携 【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

2. 商標制度・運用の見直し

①特許庁の商標の審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し

特許庁では、出願された商標が他人の先行する出願にかかる商標と類似するか否かを審査するにあたり、「類

似商品・役務審査基準」に基づいて判断されています。

この「類似商品・役務審査基準」では所定の共通性を有する商品及び役務同士がグループ化され、各グループに「類似群コード」が付与されています。(※3)。審査ではこの類似群コードは同一の場合、商品又は役務は類似するものと推定されており、商品役務間の類似の判断において比較的画一的な運用がなされています。

しかしながら、商品や役務は時代と共に変容し、市場の規模や競合製品、類似製品の流通量といった取引実情は常に変動しています。そのため、各類似群コードに該当する商品や役務の市場における流通量のばらつきが大きくなり、ビジネスに実態に照らしたユーザ間の公平性が十分担保されておらず、いくつかの分野においては商標の選択肢が非常に制限される事態となっています。

なかでも、IoT、AI やビックデータに深く関連するソフトウェア(審査基準上「電子計算機用プログラム」)やコンピュータ(同じく「電子応用機械器具」)等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは現状1つ(11C01)となっています。近年、インターネット上の商取引やプロモーション活動において、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとしてソフトウェアを利用する企業が大勢を占め、当該類似群コードは産業分野に関わらず権利化を検討する領域となっています。

同時に、コンシューマ向け、エンタープライズ向け等 利用・用途目的が異なる分野であっても、ソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられています。

そのため、当該類似群コードに関わる商標登録出願においては、特に商標の選択の幅が限られる事態となっており、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われず。商品・役務間であったとしても、審査において類似と判断され登録ができなくなりつつあります。

上記を踏まえ、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直し(※4)が必要であると考えます。

※3 特許庁「日本における「類似群コード」について」

< https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruijigun_cord_reidai.htm >

※4 特許分野においては、技術の複雑化、高度化に応じテーマコードやFタームといった情報検索のためのコードが毎年のように改訂されています。

②企業ブランドの国際的保護強化へ向けた各国間連携

日本企業のグローバルな事業活動において各企業のブランドが国際市場で適切に保護されるよう、各国省庁間の折衝を通じ、各国の商標法・商標制度の適正化やハーモナイゼーションを推進する活動を積極的に進め、支援して頂きたい。

日本企業のグローバル化とインターネット等の情報伝達手段の発展により、日本企業のブランドは、海外でもよく知られています。「よく知られている」ブランドは、商標を扱う者にとっては著名であるため、第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられます。これら第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やして対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。

一方、多くの国・地域において、上記の第三者の行為への対応として当該商標が「著名である」ことを理由に、第三者による冒認出願や商標権侵害を排除できる制度が設けられています。例えば、権利を有していない商品・サービスに関する商標出願や第三者による不適切な商標の使用について、商標の著名性を理由に拒絶に導いたり、第三者による商標使用を中止させたりすることが、多くの国において可能です。

しかし、国・地域によっては、当該出願国または第三者による商標使用国の審査官・裁判官によって著名な商標であることが認められないこともあり得、その場合、日本企業としては、第三者に自らのブランドを権利化または意に反して使用されるといった事態が生じることになります。

そこで、例えば各国の官庁が著名と認めた商標をリスト化、公開することで、そのリストを審査・裁判で参照できれば審査官・裁判官の誤認を避ける手段の一つになり得るのではないかと思料します。

ただ、このような国・地域を横断したプロジェクトを成功させるには、各国省庁間の折衝を通じた日本国官庁の後押しが必須です。

知的財産推進計画 2017 では、コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化の中で、模倣品・海賊版の海外における対策として「官民一体となった相手国政府への働きかけ」が掲げられているところ、商標分野においても、海外へ展開する日本企業の利益のため、各国への制度改正の働きかけはもとより横断的なプロジェクトへの働きかけに関し、日本国官庁から支援をお願いしたく存じます。

③アンブッシュ・マーケティング行為の抑止・排除体制の強化【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

④商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

3. ヘルスケア産業にかかる「知的財産戦略ビジョン」・「知的財産推進計画 2018」策定に向けた意見

①医療行為の知財化

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

2025～30 年には、益々少子高齢化が進み、医療費の財政圧迫が続いていることが予想されます。そのような状況下、より質の高い医療が、早く・安価に提供されることを求める社会的要請は年を追って高まり、かかる要請に応えるような画期的な製品・サービスを開発し提供することが、ヘルスケア産業にさらに強く求められてくることになります。

医療分野において、従来はプレーヤーごとの役割が比較的明確であり棲み分けがなされていました。例えば、(ア)医師による診察・診断・カウンセリング、(イ)医療機器、(ウ)介護、(エ)セルフケア、(オ)細胞移植、手術、(カ)薬、といったセグメントに分類できます。しかし、こういったセグメント間の境界が、再生医療・遺伝子治療・デジタルヘルス等の先端技術の進歩により曖昧になり、それぞれが競争関係となる場合や、あるいは相乗関係になる場合など、その関係性も様々な形態となることが予想されます。

知財保護という観点からは、従来は、「薬」「医療機器」といったものが保護に馴染むとされ、他方、診断・手術といった医療行為等は馴染まないものとされてきました。しかしながら、上記のとおり「医療行為等」も患者に提供される医療（治療）という意味では、「薬」や「医療機器」と同じ土俵にある選択肢の一つとなり、相互の関係性も高まってくることが予想されます。ついては、かかる医療行為も含めた医療／治療に関する様々なサービス・製品について、近未来の技術的動向・社会情勢等も想定しながら、これまでの知財の枠組みを超えて保護が必要となる場合も生じ得ると思われれます。そこで、知財をドライバーとして質の高い医療が普及することにより、国民の健康が増進され、くわえて関連産業の発達にも資するといった観点から、高度な医療技術に貢献する企業に対する適切な知財保護システムを策定して頂きたいと存じます。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

次世代医療を見据えた医療特許のあり方について、医療機器・医薬・IT 等の専門家を交えて議論を開始して頂きたい。例えば、医療機器・手術／介護ロボット他の技術カテゴリーや上記(ア)乃至(カ)の組み合わせの中から生まれる各医療行為全体を見直して、何をもって知財（特許）とするのが、患者（国民）、社会（医療経済も含む）、産業界その他のステークホルダーにとって最適となりうるか、を議論して頂きたい。

その際、医師の免責を認めた上で、医療行為を含む発明を特許化とした場合における効力範囲等に関する従来からの慎重論、あるいは、基盤技術については公共性を考慮し医師等の医療行為の例外化等も視野に入れ、知財システムにおけるインセンティブ付与によって、より優れた治療行為の開発が促進されるような仕組み、質の高い医療行為が広く利用されるような仕組みを構築して頂きたい。

②産官学・産学・産産 の協創

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

上記のようなヘルスケア産業の発展には、産官学・産学・産産（特に異業種間）の協創が不可欠です。そこで、イノベーションを創出するエコシステムの形成強化等、ビジネスによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図って頂きたい。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

産官学・産学・産産で、オープンクローズ戦略を積極的に取り入れる必要があります。標準化・パテントプール・コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられます。例えば、医療データや健康データ等のビッグデータについても共有できる部分については共有化・利活用を促進することにより、ヘルスケア産業各社の重複研究等を減らし、社会的コストを抑制することが予想されます。また、再生医療等の分野でも、製造や臨床試験の標準化等によって、研究開発期間の短縮や研究開発費用の削減が期待できるため、win-win の協創を実現できるようなルールや仕組みの構築を目標として頂きたい。

③情報（データ）の利活用の促進

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

先端技術の発達により、薬単体ではなく、薬と情報（データ）とを組み合わせることによって、その薬の付加価値を最大化することができると考えられます。例えば、「誰が、どこに、どのような症状で」という情報をもとに最適の治療が提供できることで薬の効果が最大化されたり、集積された情報をもとに研究開発や投与を行うことで薬の経済性の最大化（研究開発工数の削減・期間短縮、小規模開発、余計な投与の防止）を図ることができます。その結果、より価値ある薬を患者に届けることができます。このようなデータ（情報）と薬の組み合わせによるイノベーションを創出できるよう、情報提供者にインセンティブを与えつつ、情報所有者が独占・秘匿しておきたい場合にはその意思や利益を損なわないような形で、情報の共有化・利活用が進むような仕組みを構築して頂きたい。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

効率的な研究開発、効果的な薬の提供を行うためのデータ取得・利用が早く実現できるよう、官庁及びAMEDを中心に医療データ利活用の仕組みづくりやデータプラットフォームの整備を加速して頂きたい。医療データの利活用について、官民データ活用基本法、次世代医療基盤法などの制度が整いつつありますが、匿名化などにも留意しながら個人情報保護が足枷にならない仕組みづくりや運用化をお願いします。

④知財外交の強化

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

日本は知財先進国の一つとしてグローバルな知財社会の中で一定の地位・発言力を発揮してきていますが、中国を始めとする新興国が台頭し、あるいはグローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきている中で、いかにして日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度をリードしていくかについて、中長期的視点からの戦略を策定して頂きたい。グローバルでどれだけ市場を獲得していけるかが日本産業の発展には必要不可欠であり、いかに外国の知財制度、知財行政、司法判断に影響を与えうるかということの重要性が、今後さらに高まると考えられるためです。

日本企業の進出が遅れているような新興国においては、法整備のサポートなどを通して各国におけるイノベーションを支援することにより、日本企業の進出やプレゼンスの獲得の後押しができるよう、中長期的な戦略とプランを立てて頂きたい。

特に、データ利活用が急激に促進される将来を見据えると、国際社会全体としてデータの利活用から最大限の価値が創出できるようにするためにも、国際ルール制定が重要になると考えられます。データの取得・利活用のグローバル競争も一層加速化すると思われるところ、日本も官民をあげて積極的に国際ルールの制定に参加していくことが必要であると考えます。医療データが広く利用されて創薬や人々の治療に資する仕組み作りは、すべての人に健康と福祉を届けること（国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ）に資すると思われれます。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

まずは、さらに積極的な各国知財制度への働きかけを強化して頂きたい。例えば、特許庁から駐在員の数を

増やすなどして、国際機関や新興国におけるサポートなどをさらに推進し、日本国の影響力を高めて頂きたい。TPP11 協定などにおいて凍結された知財条項の復活など、多国間・二国間における経済協定を通して、各国における知財条項制定に働きかけることも重要です。

日本が官民あげて標準化などの国際ルール制定に積極的に参加できるような土台とネットワークを構築し、グローバルで適切なルール作りをリードして頂きたい。例えば、再生医療等技術においても、日本が先導して制度や国際標準を作ることが期待されます。加えて、そのような活動ができる人材の育成・体制作りをお願いします。

特にデータ利活用が促進される将来を見据えると、データの利活用についても国際的なルール作りを日本主導で行って頂きたい。一部の米国企業のデータ独占などが懸念されているところ、日本こそ積極的にデータ利活用のルール作りをリードしていくべきです。今後のグローバルなデータ取得・利用競争の中において日本企業が活躍できるためにも、日本主導で国際的なフォーラムを立ち上げるなどして積極的なルール作りをお願いします。

4. 生物多様性条約に関する体制整備

2017 年 8 月 20 日から日本は名古屋議定書の締約国となり、日本企業の日本におけるビジネスに大きな悪影響を与えない国内措置も施行されました。一方、生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外でのビジネス及び知財保護に問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況に、変わりはありません。日本政府においては、日本の名古屋議定書の締約をゴールではなくスタートとして捉え、今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、積極的に関与して頂きたい。

特に、生物多様性条約の保護対象範囲及び同条約のものと各国ルールの不明瞭さは、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発への投資に大きな影響を与えかねません。同研究開発及びそれに伴う知財保護の観点からも、生物多様性条約の保護範囲や特許明細書への出所開示要件に関しては慎重に検討を重ねるとともに、各国において明確かつ安定した法制度が整備されますよう、日本政府には国際会議等において積極的に締約国としての権限と責任を果たして頂きたい。

また、関係各省庁のご尽力のおかげで生物多様性に関する知財制度の情報収集は進められつつありますが、国毎に制度の有無が異なり、さらに多様な法制度が存在しており、日本企業にとっては依然として分かり難い状況ですので、引き続きこれらの収集情報の整備をお願いします。

『(B) 知財戦略ビジョン策定』に関する意見 -----

知的財産戦略ビジョンを策定するにあたり、最も大切な考え方として、将来の社会はどうあるべきかを明確にした国家としてのビジョンが先ずはあり、それを実現するために知的財産戦略はどうあるべきかを検討してゆくことである。企業において経営戦略なくして知財戦略がないように、国家においても同じことである。単に環境変化から社会像を予測して、それに適合した知財戦略を考えてゆく摺合せの考え方ではなく、あるべき／築き上げたい社会像を実現するために、意思を持って戦略を立て課題を洗い出し未来を切り拓いてゆくことが必要である。真の新しい社会は予想するものではなく自ら創り上げるものである。

従って、知財戦略はあくまでも国家の戦略を達成するための一手段であり、意思を持って創り上げる国家ビジョンを先ずは明確にして議論を進めてゆくべきであり、その上で、国家ビジョンを達成するための知財戦略を検討していただきたい。また、一旦つくり上げた後に、その知財戦略を実行し具体策を検討していく段階であっても、国家ビジョンが置き去りになり単なる知財業界の議論に終始することがないように、将来にわたって常に国家ビジョンに基づいた知財戦略であることが明確となり続ける知的財産戦略ビジョンを策定していただきたい。

そして国家ビジョンを達成する知財戦略を検討していくにあたって、これまでの延長線上で検討するのではなく、既存の制度・運用・プラットフォームの破壊も含め、何が必要で何を変えるべきなのかを既成概念にとらわれることなくドラスティックに議論していただきたい。特に急速に進化し続ける IoT、ビックデータ、人工知能等の技術を中心に未来を創造していく社会像は、これまでの考え方・制度・規制の範疇では立ちゆかなく、全く違う概念を導入することが必要になると思われる。

更には、経済連携の推進、オープン・イノベーションの広がり、デジタルネットワークの発達に国・リージョンという概念を打ち破り、ボーダレスな環境へ急速に変化させていくことは明らかである。よって、国家ビジョンを達成する知財戦略を検討するにあたり、日本で閉じた議論をするのではなく、世界を牽引すべくグローバルな社会像と、それを実現する知財戦略をオープンに且つ大胆に議論し、日本から世界に発信していただきたい。

最後に、その知的財産戦略ビジョンを実現させるためには、新しい知財を創造し先導できる人材が必須であり、併せて、そのような人材を育て上げるビジョンも検討していただきたい。

以 上

法人・団体名
27. 瀧野国際特許事務所
意見の対象
(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
意見の内容
意見
背景：日本の企業のほとんどを占める中小企業の活性化は日本経済の活性化にとって緊急な課題である。 また、日本のモノづくりの水準も中国などの追い上げによって相対的に低下している。 従って日本の中小企業の活性化を図るには競争力の有る付加価値の高い製品やサービスを提供することが要となる。 そしてその付加価値を付ける要素の模倣を防ぐためには知財権による保護が必要になる。 また知財権の基になる発明はその生成過程で関係者を巻きこんで企業の強みの発見につながるなどの副産物が大きい。 そこで、発明を知財権にする過程で関係する、弁理士会、弁理士、特許庁の協力の下で日本の中小企業を元気にするプロジェクトの提案を行う。 プロジェクトについて ・名称：三方一両損の仕組みによる中小企業のサポート ・参加体：弁理士会、弁理士、特許庁 ・対象：日本の中小企業 ・内容：発明創出と出願をサポートする 具体的には、三者の参加体による応募企業の募集を行い、応募要件を満足する企業に対して、発明創出、発明出願、審査請求までをサポートする。 ・費用：出願書類作成費用、審査請求費用と下記内容で負担する。 弁理士会：応募企業に対して 15 万円／件を支援する。 弁理士：通常 30 万円／件の出願費用を 15 万円／で受任する。 特許庁：通常 14 万円／件の審査請求料を 0 円にする。 関連する三者がそれぞれ約 15 万円を負担することで中小企業の発明の出願が可能になる。 ・効果： < 中小企業 > 発明の創出過程で自社の強みの確認を行い企業目的や企業目標の明確化が図られ社員のモラルの向上が図れる。 また、発明の権利化により交渉力が強まり経営指標の改善につながる。 < 弁理士会 >

社会における弁理士会の役割認識が深まる。 <弁理士> ボランティア的に参加することで自分たちの仕事の社会的役割の再確認を行える。 <特許庁> 出願件数の増大により知財サイクルの活性化が図れる。 <日本> 付加価値の高い製品、サービスを世界に提供することで日本の存在感を増加させることができる。
--

法人・団体名
28. 吉本興業株式会社
意見の対象
意見の内容
意見
弊社は、タレント／アーティスト／スポーツ選手／知識人マネジメント、劇場運営、ライブイベント、メディア各社／制作会社様と協力した企画・構成・制作、コンテンツのパッケージ商品化及び販売、ネット配信（コンテンツ供給）、デジタルコンテンツ開発などの業務を中心に、地域活性活動や国内外でのコンテンツ展開等エンタテインメント全般と、エンタテインメント産業の人材育成等にまたがる様々な活動を行っている企業です。 エンタテインメント産業に関わる企業の観点から、我が国政府が現在、強力に推進する知的財産の活用、クール・ジャパン政策、インバウンド増大のための国内事業者支援および人材育成支援等について、以下、2点の提言、要望を述べさせていただきます。 1. クール・ジャパン政策の推進に関して 「海外各国現地における、政府等公的機関の負担の元で民間が受託し自由に利活用できる「拠点となる施設」の構築・整備」 2. インバウンド増大政策 および我が国コンテンツ産業、エンタテインメント産業の人材育成に係る、国内支援に関して 「国内における、コンテンツ拠点、人材育成への公的支援の拡大」 1. 「海外各国現地における、政府等公的機関の負担の元で民間が受託し自由に利活用できる「拠点となる施設」の構築・整備」 今日、我が国は政府の主要な政策の一つとして、クール・ジャパン政策を推進し、国内コンテンツの一層の海外展開や、コンテンツ産業を懸け橋とした国内の多業種製品・サービスの同時展開／連携展開などが、政府の支援策も活用されつつ、民間あるいは官民連携のもとで精力的に実施されつつある。 弊社を含むエンタテインメント産業、コンテンツ産業に従事する民間事業者にとっては非常に心強く、大きな機会と捉えているところである。 弊社も関連会社 MCIP ホールディングス（以下、MCIP）の事業を主軸とした海外事業展開を行っており、これまで以上に海外各国、特に中華人民共和国（および台湾地域）・大韓民国・東南アジア ASEAN 各国への積極的な取組みを推進している。 MCIP は、弊社を含む民間複数社で構成し、クール・ジャパン推進機構からの出資も受けて運営されており、一定の成果を上げつつある。 MCIP は、弊社の提携先であるイオン・グループ様との協働で、ASEAN 諸国内に展開される現地イオンモールでのイベント開催、販売物やサービスに関連した国内企業様とのプロモーション事業などでも実績がある。 一方、MCIP は、各国内に独自の劇場／イベント施設を確保し、常設的に運営する事業も進めている。 そのため今後事業の一環として、政府が推進するクール・ジャパン政策に則して、映像・映画・アニメーション・ゲーム・CG 作品・アート作品・音楽・舞台上演物など一層のジャパン・コンテンツの現地展開や、異業種産業とコラボレーションした日本の伝統工芸・伝統文化・食文化・各種先端産業サービスや製品の紹

介なども実現していけるものとする。

しかし、自前の劇場／イベント施設は、その維持・管理における負担が大きく、民間企業にとっては将来に向けて累積的に、大きなハンデとなってしまう可能性がある。

一方で常設的で一定規模以上の劇場／イベント施設は、一民間企業の事業や個別の興行のためのみならず、クール・ジャパン・コンテンツ全般の発信拠点、日本文化の紹介、現代日本大衆文化のリアルタイムの情報発信基地、日本の製品・サービス・コンテンツのショー・ケースとして機能し得る。加えて同時に、現地文化との交流の場となり、交流を通して更に新たなコンテンツ創造の機会を作ることが可能となる。

これに鑑み、政府施策として国営式の常設施設を、クール・ジャパン発信のターゲットとする各国現地に、設立することを提言する。その際、次の2点を考慮されたい。

(1) 拠点機能を持たせ得る施設を、国の所有とし、その取得、維持、管理にかかる経費を国家の予算から充当すること。

(2) 当該施設の実際の運営、企画などに関しては、指定事業者を選定し、一括して委託する方式をとること。

上記2点を特に求める理由は、以下のとおりである。

(1) 経費としての施設費・維持費・設備費用等の負担と施設の管理

(1) - ①

諸外国は経済発展と共に物価や経済規模等が成長しているが、我が国や中国・韓国などに比べて、特にASEAN諸国は成長の途上にあり、物価等や国民の平均的収入、可処分所得額には、いまだ無視できない我が国との格差が存在する。

そのため、日本のコンテンツなどを当該国で公開し、商業的な利益を得て、その売上から、コンテンツに関わる制作・宣伝等諸経費や、上演などの際のタレント・アーティストの出演費、スタッフ人件費などに加えて、施設の諸経費などを計上することは大きな負担となる。

日本国内に比べて格段に安い価格設定でのサービス提供や販売を行う必要があり、相対的に収入額は低く抑えられる傾向があるためでもある。

諸経費のうち、施設関連の経費を国家負担とすることによって、海外展開を検討しつつも経費に悩む国内事業者や、アーティスト、クリエイターに、発表や試験的コンテンツ事業展開を行う場を国策として提供することで、民間の活動の場を大きく広げられる。

(1) - ②

諸外国に常設的な施設を置く場合、その維持の過程で、現地の規制法を遵法し必要な手続を熟知して行うことや、維持管理の設備工事（ビルメンテナンス等）を現地の事業者が発注することは、現実的には避けて通れない。

しかしこれら諸外国の規制法、現地事業者の商慣習など、コンテンツ産業に関わる国内事業者にとっては、不慣れで、情報量に乏しい中で作業を継続的に行うこととなり、精神的・物理的負担が無視できない。

そこで、諸外国との交流の中で豊富な情報と経験の蓄積を持ち、また、経済産業活動のみならず、当該国との相互理解のための外交、法律分野での差異や留意点についての十分な知識と民間事業者への指導適格性を有する、我が国の行政府とそのスタッフが、この分野のサポートを担い、民間のスムーズな活動を支援する体制を取ることは、官民連携の視点から見ても有益かつ効率的である。

(2) 施設の実際の運営、企画などに関する、民間への一括委託。

物理的な施設としての維持などは、上記のように国の負担とするが、その運営、「どの時期にどのような態様で何を上演／紹介／展示などするか」といった企画やコンテンツの選定、その他利用方法全般については、一括して民間に委託することで、コンテンツ産業に関わる民間活動の活性化が図れる。

民間による運営は、決定や実施に際してのスピード感を発揮でき、また、「実際に日本や諸外国で、何が流行し、どのようなジャパン・コンテンツが求められているか？」というニーズに敏感に対応できるメリットがある。

加えて、民間の運営者による柔軟な対応を実現することで、前衛的／先進的なコンテンツの取り扱いや、試験的／市場反応の調査的なコンテンツを実際に市場と消費者層に提示できるなどの拡大的效果も期待できる。

更に、運営等の民間委託を行うことで、当該施設を使用する個々の上演／紹介／展示などについて、収益性を高めるための民間企業の工夫や努力を具体化したり、関連する民間企業同士の横の繋がりを広げやすくすることも期待できる。

この方式は、国内における国／自治体の所有する施設等の指定管理事業方式に類似するものであり、民間のノウハウと人材を活用できる。

運営主体が日本の民間業者であり、スタッフがその場に居ることによって、このような施設の設置された当該国においては、施設で取り扱ったコンテンツや作品を中心に、当該国内の民間事業者との、ジャパン・コンテンツ、日本製品、サービスなどに関するビジネス交渉や交流が活発化することも想定できる。

また上記のような施設や、海外市場での、日本の各種コンテンツの、一層の発信／活用のためには、コンテンツの国内での権利処理の迅速化と、一定ルールでの権利物使用の拡大を可能としていく方策も重要だと認識している。

現在、我が国の TV 番組等のコンテンツの海外展開については、政府施策でも、また民間努力においても、関係各所の協力のもとに海外番販等が着々と進められている。官民一体となった海外市場の拡大、よりスムーズで迅速なコンテンツの発信は、弊社としても歓迎すべきことと受け止めている。

しかし一方で、TV 放送番組コンテンツの海外への販売などでも、当該番組を構成する音楽、脚本、その他の諸権利のうちのいくつかの権利で許諾を得られても別のいくつかの許諾を得られない、という場合には、番組そのものを使用できなかったり、その要素を差し替えて作り直さなければならない、などのケースも、往々にして見受けられる。

関係者の広範な見解も取りまとめつつ、制作された日本のコンテンツの、更なる活用の道が開かれることを希望している。

弊社に所属するタレント各位の諸権利及び弊社の所有する権利については、弊社も加盟する一般社団法人日本音楽事業者協会等の各種団体の方針に沿って連携し、一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) へ提出される放送局その他の申請者からの申請に対して、協力している。

弊社も引き続き、コンテンツ産業・エンタテインメント産業の伸長に尽力していきたいと考えているので、政府当局、また関係各位におかれては、当該業界や、タレント等実演家に対する保護とご理解を含め、継続的な支援と、一層のご助力を願うものである。

2. 「国内における、コンテンツ拠点、人材育成への公的支援の拡大」

現在、我が国政府が強力に推し進めているインバウンド施策が、ここ数年で実効的な成果を上げつつあることは広く周知されている。訪日外国人客の数の増大を基礎として、更に国内での消費活動の活発化と経済効果の拡充のために今後行われるであろう様々な政策には、弊社も国内エンタテインメント事業者として大きな期待を抱いており、政府と関係各位の更なる取組みがなされることを祈念している。

また、日本の知的財産分野、コンテンツ産業、エンタテインメント産業の将来に向けた維持発展のために、政府ならびに教育界および法曹界等関係各位が、挙げて新たな制度拡充や、教育現場と若年層に対する様々な支援策と、教育機会の増大、実践的内容の充実を図り、人材育成の分野で積極的に取り組んでおられることに対し、敬意と賛同の意を表する。

この分野に関連する事業として弊社は、グループ企業、子会社などにおいて、次の 2 事業を計画、準備推進している。

(1) 大阪市内における「クールジャパンパーク (仮称)」の設立、運営

(2) エンタテインメント産業の振興と人材育成のため、沖縄県に「学校法人ラフ&ピース」を設立し、那覇市に「沖縄ラフ&ピース専門学校」を設置、運営

この 2 事業は、それぞれ複数の事業者等と協力／連携し、また該当する地域の自治体の理解と支援も得ているものである。

上記 (1) の「クールジャパンパーク大阪 (仮称)」(以下、クールジャパンパーク) は、大阪城公園内エリアに、多目的に使える新たな劇場集積型の文化施設拠点として大・中・小ホールの 3 施設を設け、国内およびアジア各国をはじめ世界中から大阪を訪れる観光客の方々を魅了する体験を提供し、また、大阪に暮らす人々にも楽しんでいただくことに加え、共に育んでいくことのできる多様なエンタテインメントを生み出す拠点となることを目指している。

このプロジェクトの為に新たに設立された「クールジャパンパーク準備株式会社」は吉本興業を含む民間 13 社とクール・ジャパン機構が出資し設立された会社で、大阪市から大阪城公園全体の指定管理業務を委託されている「大阪城パークマネジメント株式会社」より施設の運営の業務委託を受けて、様々な事業者・興行主とともに公演を展開していく。

この施設は、計画としては、最新のテクノロジーを駆使した音と光、映像とアニメーション、関西の名所風景とともに、歌舞伎、歌劇、殺陣、忍者、下駄タップ、イリュージョンなどのパフォーマンスがスペクタ

クルに展開される」ノンバーバルバラエティショーや、世界中のバラエティアクトを集めた「THE 舶来寄席」、オフブロードウェイ作品のオリジナルアレンジ、大阪・関西をテーマにした小説や映画の舞台化された作品の上演など、様々な取組みを予定している。

既に国内においては、クール・ジャパン発信、観光インバウンド増大のための素材として、既存の施設、サービス、また日本が世界に誇る歴史資産や、自然の景観を有する国立公園などが存在しているが、上記のクールジャパンパークは、当初から明確に、クール・ジャパン・エンタテインメント・コンテンツの提供をサービスの中心に置き、訪日外国人客を主要なターゲットに据え、同時に久しく必要性が説かれている外国人観光客向けのナイトタイム・エンタテインメントを提供し得るものである。

また、広く周知されているように、現在、2025年の大阪への万国博覧会開催誘致と相俟って、大阪／関西エリアでの新たな、外国人観光客向け観光資源の需要は高まっており、今後の「クール・ジャパン施策に沿った、国内における拠点」としての有効性と、外国人観光客向け需要を満たすための必要性を共に満たすものと考ええる。

この試みが早期に且つ十分な成果を生み出すためには、事業が軌道に乗る過程での、公的で広範な理解と支援が極めて有用である。

そのため、クール・ジャパン政策ならびに「クール・ジャパン・コンテンツを活用した観光インバウンド増大」の施策とリンクした「日本国内に呼び込むための推進力」として、上記クールジャパンパークをはじめ、クール・ジャパンを重点要素とする国内で上演・実施・展開される各種コンテンツとそのコンテンツの上演等を行う施設および事業者への、公的な資金援助・規制緩和・その他の立体的協力体制が、現状より拡大して、具体的な施策として策定し実施されることを要望する。

上記（２）「沖縄ラフ＆ピース専門学校」（以下、ラフ＆ピース専門学校）は、「あそぶガッコ。」のキャッチフレーズを掲げ、誰もが自らの「居場所」を見つけ、多くの若者や子どもたちに「好きなことを仕事にする」夢を与えるために、社内外を問わず広範なエンタテインメント業界のプロフェッショナルを講師に招いて、次世代のエンタテインメント産業を担うパフォーマー、クリエイター、ディレクター、プロデューサー、その他エンタテインメントに関わるあらゆる職業を目指す人材を育成することを目指し、平成30年4月に開校する。カリキュラムも既に策定されており、詳細は別の機会に譲るが、その内容は、漫画家、原作者、編集者、作家、アニメーター、アニメ／映画監督、CGデザイナー、キャラクターデザイナー、作画、シナリオライター、VFX技術者、プロデューサー、演出家、音響、照明、各種技術者、アーティスト、その他クリエイター、ダンサー、俳優、ヴォーカリスト、アイドル、声優、ミュージカルダンサー、各種パフォーマー等と、表舞台から現場、バックグラウンドの技術者・職能者など広範にわたって準備している。

この学校法人は、沖縄県内に設立されることによって、大きくいくつかの目的を包含している。

①エンタテインメントとの融和性と関心の高い県民性で知られる沖縄県に、確たる経済的主要分野としてのエンタテインメント産業を根付かせ且つこれを振興すること。

②観光などの面で「アジアからのゲートウェイ」としてのポテンシャルを持つ沖縄県で、日本発のエンタテインメントの人材育成、産業振興のメッカを形成することにより、アジア・東南アジア諸国をはじめとする世界から、次世代のエンタテインメント産業を担おうとする人材を受け入れ、日本の情報、日本の魅力と共に日本のエンタテインメントの精髓を学ぶ場を設け、世界にクール・ジャパンを浸透させる原動力とすること。

上記の内容、目的から、本学校法人が、中長期的な視点での我が国のクール・ジャパン政策とその内の人材育成への取組みに沿うものであり、沖縄県エリアを中心とする我が国の地域経済・産業活性化、およびクール・ジャパン・コンテンツやエンタテインメント産業界のノウハウを梃子とした世界交流施策にも、大きく資する可能性を感じていただけるものと思う。

この点に鑑み、沖縄県エリアへのクール・ジャパン政策分野での支援強化、および本学校法人と目的を同じくする教育機関等への支援強化を要望する。

浅学ながら、沖縄県においては既に観光戦略特区としての指定がなされ様々な施策と事業が推進されているものと推察するが、加えて、エンタテインメント分野に特化した産業振興、またクール・ジャパン政策と紐づく人材育成分野についても、これに準ずる政府当局の実効性を伴う支援体制を執っていただき、後押しのご助力を願えれば幸いである。

以上、限られた視点からですが、ご提言、要望申し上げます。

政府関係者様、ご担当者様におかれましては、何卒ご高覧ご賢察いただけますよう、願い致します。提言の一部なりと国家を挙げた施策に反映されることがあれば、幸いに存じます。